

MAP

自動車総合共済約款

普通共済約款 特約条項

ご契約の皆様へ

このたびは弊会の自動車総合共済をご契約いただきありがとうございますございました。共済証書をお届けいたしますので、念のためご契約内容をお確かめのうえ、大切に保管願います。

この小冊子には、ご契約上大切なことがらが記載されております。ご一読のうえ共済証書とともに保管してご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

- 自動車共済(保険)では、無事故のご契約者との共済掛金負担の公平化を図るため、共済金をお支払いする事故を起こされた場合には、その事故の件数に応じて翌年度のご契約の共済掛金が高くなる制度を実施しております。くわしくは取扱組合または取扱代理所にご相談ください。
- 「21歳以上補償」、「26歳以上補償」、「30歳以上補償」または「35歳以上補償」の条件でご契約されている場合
 - ① 記名被共済者
 - ② その配偶者
 - ③ 記名被共済者又はその配偶者と同居の親族
 - ④ ①～③のいずれかに該当する者の使用人(家事を除く)の方々が21歳未満、26歳未満、30歳未満、または35歳未満で運転中に事故を起こしたときは共済金をお支払いできません。
- 運転者を主たる運転者とその家族に限定してご契約の場合、主たる運転者とその家族以外の方が運転中に事故を起こした場合には共済金をお支払いできません。
- 事故が発生した場合は直ちに取扱組合または取扱代理所にご連絡ください。

お願い

- 事故の大部分はあなたの注意によって防ぐことができます。
- 万一事故を起こしたときは
 - ① 負傷者を救護してください。
 - ② 警察へ届出をしてください。
 - ③ 直ちに取扱組合または取扱代理所にご連絡ください。この順ですみやかに対処してください。
- 対人賠償事故のときは自賠責共済(保険)についても必ず取扱組合または取扱代理所にご連絡ください。早い報告は早い解決につながります。

※事故の円満・迅速な解決のためにも、被害者の方に対しては、お見舞など誠意をもって対応していただくようお願いいたします。



全日本火災共済協同組合連合会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2丁目11番2号

目 次

自動車総合共済普通共済約款

第1章 賠償責任条項.....	1
第2章 自損事故条項.....	5
第3章 無共済車傷害条項.....	7
第4章 搭乗者傷害条項.....	9
第5章 車両条項.....	12
第6章 基本条項.....	15
第7章 全国自動車共済協同組合連合会の共済責任.....	22

特 約 条 項

I. 運転者の範囲に関わる特約	
（1）運転者家族限定特約.....	29
（2）運転者年齢特約.....	29
II. 相手への賠償に関わる特約	
（3）対物差額修理費用特約.....	30
（4）対人賠償共済補償対象外特約.....	31
（5）対物賠償共済補償対象外特約.....	31
（6）危険物積載時における対物賠償責任共済の支払限度額に関する特約.....	31
（7）対物賠償責任共済の共済金額に関する特約.....	32
（8）対物事故見舞金5万円特約.....	32
III. ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	
（9）被害者救済費用特約.....	32
（10）人身傷害補償特約.....	36
（11）人身傷害補償特約の被共済自動車搭乗中のみ補償特約.....	49
（12）搭乗者傷害医療共済金日額払特約.....	49
（13）バスの搭乗者傷害共済金支払に関する特約.....	50
（14）バスの人身傷害共済金支払に関する特約.....	51
（15）自損事故共済補償対象外特約.....	51
（16）無共済車傷害共済補償対象外特約.....	51
（17）搭乗者傷害共済補償対象外特約.....	51
IV. ご自身の自動車の補償に関わる特約	
（18）車両価額協定共済特約.....	52
（19）車両新価特約.....	53
（20）車両超過修理費用特約.....	56
（21）車両全損時臨時費用補償特約（5%）.....	57
（22）車両全損時臨時費用補償特約（10%）.....	58
（23）車両共済の免責金額に関する特約.....	58
（24）自動車等衝突危険「車両損害」補償特約.....	59
（25）車両危険限定補償特約（A）.....	59
（26）機械装着車に関する「車両損害」特約.....	60
（27）工作用自動車のブーム補償対象外特約.....	60
（28）被共済自動車の盗難に関する代車等費用補償特約.....	60
（29）ロードアシスタンス特約.....	61
（30）ロードアシスタンス対象外特約.....	63
（31）ロードアシスタンス超過費用特約.....	63
（32）ロードアシスタンス代車等諸費用特約.....	63
V. その他の補償などに関わる特約	
（33）他車運転危険補償特約.....	66
（34）法人契約他車運転危険補償特約.....	69
（35）原動機付自転車に関する特約.....	71
（36）臨時代替自動車補償特約.....	73
（37）荷物補償特約（個人用）.....	74
（38）荷物補償特約（事業用）.....	77
（39）弁護士特約.....	80
VI. 共済掛金の払込に関わる特約	
（40）共済掛金分割払特約.....	84
（41）初回共済掛金の口座振替に関する特約.....	85
（42）追加共済掛金の払込に関する特約.....	86
（43）追加共済掛金の口座振替に関する特約.....	87
（44）共済掛金分割払特約（大口）.....	89
VII. 団体扱・集団扱に関わる特約	
（45）団体扱共済掛金分割払特約.....	90
（46）団体扱共済掛金分割払特約（一般A）.....	91
（47）集団扱特約.....	92
VIII. お手続きに関わる特約	
（48）被共済自動車の入替における自動補償特約.....	93
（49）継続契約の取扱いに関する特約.....	94
（50）全車両一括共済特約.....	95
（51）フリート契約に関する自由方式の特約.....	96

自動車総合共済（MAP）のロードサービス

ロードアシスタンス利用規定.....	97
--------------------	----

1. 自動車共済の補償内容

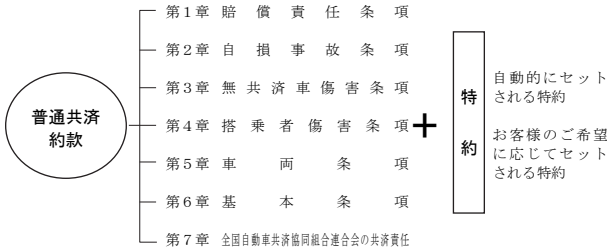
自動車共済は、「相手方への賠償」「ご自身とお車に対する補償」を主な目的とするもので、以下の補償で構成されています。

	人	モノ
相手方への賠償	他人にケガをさせてしまった  対人賠償責任共済 (注) (1 ページ)	他人のモノを壊してしまった  対物賠償責任共済 (1 ページ)
ご自身とお車に対する補償	ご自身や乗車中の方がケガをしてしまった  自損事故共済 (5 ページ) 無共済車傷害共済 (7 ページ) 搭乗者傷害共済 (9 ページ) 人身傷害補償特約 (36 ページ)	ご自身のお車が壊れてしまった  車両共済 (12 ページ)

(注) 対人賠償責任共済は、自賠責共済等で支払われる金額を超える部分について共済金をお支払いします。

2. 約款の構成

共済約款は「普通共済約款」と「特約」から構成されています。普通共済約款は、基本的な補償内容を定めた「第1章」から「第5章」の各補償条項と、これらの補償条項に共通に適用される「第6章」、「第7章」により構成されています。



3. 用途・車種別免責金額表

(1) 対物賠償責任共済の免責金額

用途・車種	免責金額 (単位：万円)					
	0	3	5	10	20	30
自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下） 営業用乗用車（A／B／C／D） 自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、営業用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、営業用小型貨物車 自家用バス、営業用バス、小型ダンプカー 特種用途自動車（キャンピング車） 特種用途自動車（キャンピング車以外）						
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） 自家用普通貨物車（最大積載量 2 トン超） 営業用普通貨物車（最大積載量 2 トン以下） 営業用普通貨物車（最大積載量 2 トン超） 砂利類運送用普通貨物車 普通型ダンプカー（最大積載量 2 トン以下） 普通型ダンプカー（最大積載量 2 トン超） B 種工作車 A 種工作車（クレーン・ショベル付） A 種工作車（クレーン・ショベル付以外）						
二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車						

(2) 車両共済

①一般の車両共済契約（後述②および③以外の車両共済契約）
ア. 定額方式

用途・車種	免責金額（単位：万円）										
	0	1	5	7	10	15	20	30	50	75	100
自家用普通乗用車、自家用小型乗用車											
自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車											
自家用小型貨物車											
特種用途自動車（キャンピング車）	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5t 以下）											
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5t 超 2t 以下）											
自家用普通貨物車（最大積載量 2t 超）											
営業用乗用車（A／B／C／D）											
営業用軽四輪貨物車、営業用小型貨物車											
小型ダンプカー											
特種用途自動車（キャンピング車以外）					○	○	○	○	×	×	×
A種工作車（クレーン・ショベル付）											
A種工作車（クレーン・ショベル付以外）											
営業用普通貨物車（最大積載量 2 t 超）											
営業用普通貨物車（最大積載量 2 t 以下）											
砂利類運送用普通貨物車											
普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 超）					○	○	○	○	○	○	○
普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 以下）											
B種工作車											
自家用バス		○	×	○		○	○	○	○	×	×
二輪自動車					○	○	○	○	○	×	×
原動機付自転車、農耕作業用自動車		○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

イ. 増額方式

用途・車種	免責金額 (単位：万円)					
	1 回目 の車 両事 故	2 回目 以降 の車 両事 故	1 回目 の車 両事 故	2 回目 以降 の車 両事 故	1 回目 の車 両事 故	2 回目 以降 の車 両事 故
	0	10	5	10	7	10
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 t 以下) 特種用途自動車 (キャンピング車)						

②自動車等衝突危険「車両損害」補償特約の車両共済契約（後述の車両危険限定補償特約（Ａ）を重ねて適用する車両共済契約を含む）

ア. 定 額 方 式

用途・車種	免責金額（単位：万円）									
	0	5	7	10	15	20	30	50	75	100
自家用普通乗用車										
自家用小型乗用車										
自家用軽四輪乗用車										
自家用軽四輪貨物車										
自家用小型貨物車	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
特種用途自動車（キャンピング車）										
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 t 以下）										
自家用普通貨物車（最大積載量 2 t 超）										
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 t 超 2 t 以下）										
営業用乗用車（Ａ/Ｂ/Ｃ/Ｄ）										
営業用軽四輪貨物車										
営業用小型貨物車				○	○	○	×	×	×	×
小型ダンプカー										
特種用途自動車（キャンピング車以外）										
営業用普通貨物車（最大積載量 2 t 超）										
営業用普通貨物車（最大積載量 2 t 以下）										
砂利類運送用普通貨物車				○	○	○	○	○	○	○
普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 超）										
普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 以下）										
Ｂ種工作車										
自家用バス	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×

イ. 増 額 方 式

用途・車種	免責金額 （単位：万円）					
	1 回目 の車 両事 故	2 回目 以降 の車 両事 故	1 回目 の車 両事 故	2 回目 以降 の車 両事 故	1 回目 の車 両事 故	2 回目 以降 の車 両事 故
	0	10	5	10	7	10
自家用普通乗用車						
自家用小型乗用車						
自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 t 以下）						
特種用途自動車 （キャンピング車）	○		○		○	
自家用軽四輪乗用車						
自家用軽四輪貨物車						
自家用小型貨物車						

③車両危険限定補償特約（Ａ）の車両共済契約
定 額 方 式

用途・車種	免責金額 （単位：万円）	
	5	7
自家用普通乗用車		
自家用小型乗用車		
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 t 以下）		
特種用途自動車（キャンピング車）	○	×
自家用軽四輪乗用車		
自家用軽四輪貨物車		
自家用小型貨物車		
営業用乗用車（Ａ/Ｂ/Ｃ/Ｄ）		
営業用軽四輪貨物車		
自家用普通貨物車（最大積載量 2 t 超）		
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 t 超 2 t 以下）		
営業用普通貨物車（最大積載量 2 t 超）		
営業用普通貨物車（最大積載量 2 t 以下）		
砂利類運送用普通貨物車		
普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 超）	×	○
普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 以下）		
Ｂ種工作車		
営業用小型貨物車		
自家用バス		
営業用バス		
小型ダンプカー		
特種用途自動車（キャンピング車以外）		

4. 告知義務

告知義務はご契約者および被共済者が弊会が求めた告知事項（質問）に対してのみ正しく答えていれば、告知義務を果たしたことになります。

告知事項について事実と異なる告知をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。

5. ご契約の共済掛金（掛金）について

- (1) ノンフリート等級別割引・割増制度
- ご契約台数が9台以下の場合には、1等級から20等級までの等級区分により共済掛金が割増引される等級別割引・割増制度が採用されています。ご契約の翌年の共済掛金は、ご契約の年の等級および共済事故の有無によって異なってきます。
- 初めて自動車共済をご契約になる場合の等級は6(S)等級になります。ご契約後1年間無事故で契約を継続されますと1等級上がり、翌年度のご契約の等級は7F等級に進行いたします。その後も引き続き無事故の場合には、その無事故年数に対応する等級を適用いたします。
- また、ご契約後事故を起こされた場合は、事故1件につき、等級が「3等級」または「1等級」下がります。
- なお、ご本人所有の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）に自動車共済または自動車保険をすでにご契約され、11等級以上が適用されている場合、新たに2台目以降のお車に自動車総合共済（MAP）をご契約される場合には、7(S)等級が適用できることがあります。くわしくは、取扱組合または取扱代理所におたずねください。

ノンフリート等級別割引・割増

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引率(%)	+108	+63	+38	+7	-2	-10	-20	-30	-40	-40	-45	-50	-50	-52	-53	-56	-57	-58	-59	-60

新規契約		
等級	6(S)等級 (初めてご契約される場合)	7(S)等級 (複数所有新規特則の適用を受けた場合)
割増引率	割増3%	割引30%

- (2) フリート制度
- ご契約者が所有権を有し、かつ自ら使用する自動車のご契約台数が10台以上の場合には、フリート制度が適用されます。フリート制度では、契約期間とは別に、料率審査日を定め、この料率審査日半年前を起算日とする過去1年間の成績（共済掛金、共済金（未払いを含む）、当年度に適用されていた割増引率および成績計算期間末日での総契約台数）により、適用する割増引率を決定しております。この割増引率は料率審査日以降1年間のあいだに共済始期を有する契約に適用されます。
- くわしくは、取扱組合または取扱代理所におたずねください。
- (3) 型式別料率クラス制度（自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）のみ対象となります。）
- 自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）は、お車の「型式」ごとの事故発生状況などに基づき損害保険料率算出機構が決定した料率クラスにより共済掛金を算出しています。
- 料率クラスは、「対人賠償」、「対物賠償」、「搭乗者傷害」、「車両」のそれぞれについて、自家用（普通・小型）乗用車では「1」～「17」の17段階、自家用軽四輪乗用車では「1」～「7」の7段階に設定されており、料率クラス「1」の共済掛金が一番安く、数字が大きくなるほど共済掛金が高くなります。料率クラスは、その保険成績（注1）に基づき毎年1月1日に見直し（注2）が行われ、上下いずれかに変更となる場合があります。料率クラスが変更されるお車の継続契約については、適用等級や共済金額等の契約内容が変更とならない場合でも共済掛金が変わります。なお、見直しにより料率クラスが上がる場合は、「+2クラス」が上限となります。
- （注1）保険成績とは、その型式で支払われた過去3カ年における保険料合計に対する保険金合計の割合である「損害率」のことをいいます。
- （注2）料率クラスの設定・見直しは、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された「損害保険料率算出機構」が行っています。

6. ご契約の内容に変更があった場合は

ご契約後、次のような変更が生じたときは、直ちに取扱組合または取扱代理所へご連絡下さい。もし、ご連絡がないと、事故が発生しても共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- (1) ご契約のお車を譲渡するとき
- (2) ご契約のお車を入替えるとき
- (3) ご契約者および記名被共済者を変更するとき
- (4) ご契約のお車の用途、車種または登録番号（軽自動車の場合、車両番号）を変更するとき
- (5) 上記(1)～(4)のほか、共済証書または共済申込書の記載事項に重要な変更を生じるような事実が発生し、かつ、危険が著しく増加するとき（例えば、ご契約のお車が自家用の場合でも、有償で貨物を運送する場合は、営業用自動車としてお取扱いすることになっております。ご契約後お車の使用につき、このような変更があった場合や、お車を著しく改造された場合など）
- (6) 車両の改造、高額な付属品（エアコン・カーナビなど）の装着または取りはずし等により、車両価額が著しく増加または減少するとき（車両価額協定共済特約付車両共済をつけている場合）
- (7) ご契約の運転者年齢条件を満たさない方が運転される場合
- (8) ご契約者の住所が変更になる場合

7. ご契約を解約される場合のお手続き

ご契約を解約される場合には、取扱組合または取扱代理所にお申し出ください（注）。所定の計算により共済掛金を返還します。ただし、未払込共済掛金がある場合は、その額を返還する共済掛金から差し引かせていただきます。この場合、共済掛金を請求させていただくこともございます。

（注）解約される場合は書面でお申し出いただく必要があります。また、解約の効力はお申し出いただいた以降に生じます。

8. 中断制度のお取扱いについて

共済期間（ご契約期間）の途中でご契約のお車が廃車・譲渡・リース業者への返還、または車検切れのため使用しなくなった場合、あるいは記名被共済者の海外渡航に伴い、一時的にご契約を中断される場合には、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができますので、取扱組合または取扱代理所にお申し出ください。ご契約の中断日（解約日または満期日）から3年以内に取扱組合または取扱代理所にお申し出いただきませんと、このお取り扱いが適用されませんので充分ご注意ください。

9. 事故の際の手続き

(1) まず、ご連絡を

- ① 事故が発生した場合には、まず**被害者の救護措置**をとり、もよりの**警察署への届出**をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について、取扱組合または取扱代理所に直ちにご連絡ください。

なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いいたします。

- ② その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせ下さい。

ア. 事故の状況

イ. 被害者の住所・氏名

ウ. 目撃者のある場合は、その方の住所・氏名

エ. 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

※上記のご通知がないと、共済金をお支払いできないことがありますのでくれぐれもご注意ください。

- ③ 上記①、②の事項に添えない場合には共済金を減額して支払う場合があります。

(2) 必ずご相談を

次の場合は事前に弊会にご相談下さい。

- ① **事故にあったお車を修理される場合**

修理に着手される前に必ず弊会の承認を得て下さい。なお、部分品（バンパー等）の損傷などお車が補修可能な場合は、原則として補修していただきます。弊会が承認をする前に修理に着手された場合、または補修可能な場合に部品交換による修理をされたときには、共済金の一部または全部が支払われないことがあります。

- ② **被害者と示談される場合**

被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず弊会の承認を得て下さい。弊会が承認しないうちにご契約者（被共済者）ご自身で被害者と示談された場合には、共済金の一部または全部が支払われないことがあります。

- ③ **損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合、または提起された場合**

必ず弊会にご通知の上ご相談下さい。ご通知がないと共済金をお支払いできないことがあります。

(3) 交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による共済金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただくことになります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がありませんと発行されませんので、事故が起こった場合にはまず事故届けをすることが大切です。

10. 見舞金制度について

自動車総合共済（MAP）の大きな特徴として、以下の見舞金制度があります。以下の見舞金のお支払いのみの場合は、いずれも割増引の事故カウントとなりませんので、翌年度の等級はダウンいたしません。

(1) 対人事故見舞金

ご契約のお車の対人事故により、法律上の損害賠償責任をご負担する場合には、以下の見舞金をお支払いいたします。詳しくは、第 1 章 賠償責任条項 第 18 条（対人事故見舞金補償）をご参照ください。

- ① 対人事故の直接の結果として死亡：1 名につき 10 万円
- ② 対人事故の直接の結果として病院等で治療を行ったとき：1 名につき 2 万円

(2) 対物事故見舞金

ご契約のお車の対物事故により、法律上の損害賠償責任をご負担され、弊会が対物賠償による共済金をお支払いし、お支払いの額が 1 事故につき 3 万円以下の場合には、事故扱いとはなりません。（対物事故見舞金制度といいます。）

ただし、被共済自動車の用途及び車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であって、かつ、対物賠償共済の免責金額がない場合に限ります。

11. 同居の親族について

同居の親族とは、同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁を含む。）」および「3親等内の姻族」をいいます。

(1) 「同居」の解釈

同居とは、同一家屋内に居住していれば足り、同一生計や扶養の有無は問わない。

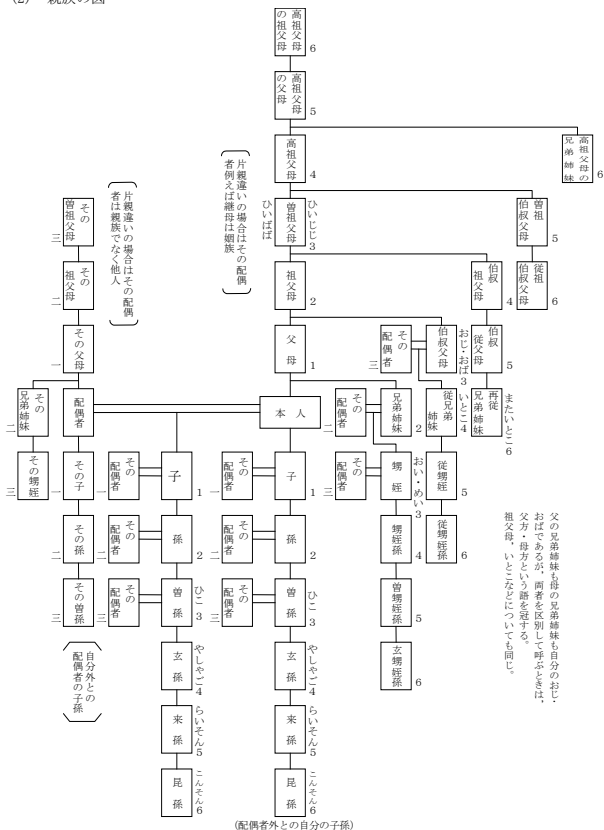
- ① 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを 1 単位とする。ただし、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」等は、同一家屋として取扱う。

（注 1）マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず別居として取扱う。

（注 2）同一敷地内であっても別家屋での居住は、生計の同・異を問わず、別居として取扱う。

- ② 単身赴任は、別居として取扱う。
- ③ 短期間の出稼ぎ等の一時的別居は、同居として取扱う。
- ④ 就学のために下宿している子は、住民票記載の有無に関わらず別居として取扱う。

(2) 親族の図



(注1) 1, 2, 3...は、血族の親等を示す。

(注2) 一、二、三…は、姻族の親等を示す。

自動車総合共済普通共済約款

第1章 賠償責任条項

第1条(用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済者	第8条(被共済者の範囲—対人・対物賠償共通)に規定する被共済者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(共済金を支払う場合—対人賠償)

- (1) 当会は、対人事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および第6章基本条項に従い、共済金を支払います。
- (2) 当会は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
- (注) 被共済自動車に自賠責共済等の契約が締結されていない場合は、自賠責共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条(共済金を支払う場合—対物賠償)

当会は、対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および第6章基本条項に従い、共済金を支払います。

第4条(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)

- (1) 当会は、次の①～⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 記名被共済者以外の被共済者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③～⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- (注1) 共済契約者または記名被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (2) 当会は、被共済自動車を空港(注)内で使用している間に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。
- (注) 飛行場およびヘリポートを含みます。
- (3) 当会は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

第5条(共済金を支払わない場合—その2 対人賠償)

当会は、対人事故により次の①～⑤のいずれかに該当する者の生命または身体が害

された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 記名被共済者
- ② 被共済自動車運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被共済者の父母、配偶者または子
- ④ 被共済者の業務(注)に従事中の使用人
- ⑤ 被共済者の使用者の業務(注)に従事中の他の使用人。ただし、被共済者が被共済自動車とその使用者の業務(注)に使用している場合に限り。

(注) 家事を除きます。

第6条(共済金を支払わない場合—その3 対物賠償)

当会は、対物事故により次の①～④のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 記名被共済者
- ② 被共済自動車運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子
- ④ 被共済者の使用者。ただし、被共済者が被共済自動車とその使用者の業務(注)に使用している場合に限り。

(注) 家事を除きます。

第7条(同僚災害に関する特則)

- (1) 当会は、第5条(共済金を支払わない場合—その2 対人賠償)⑤の規定にかかわらず、被共済自動車の所有者および記名被共済者が個人である場合には、記名被共済者がその使用者の業務(注)に被共済自動車を使用している間に、同じ使用者の業務(注)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被共済者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。

(注) 家事を除きます。

- (2) (1)における所有者とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①・②以外の場合は被共済自動車を所有する者

第8条(被共済者の範囲—対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被共済者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者とし

- ① 記名被共済者
- ② 被共済自動車を使用または管理中の次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア. 記名被共済者の配偶者
 - イ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ ①～③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限り。
- ⑤ 記名被共済者の使用者(注2)。ただし、記名被共済者が被共済自動車とその使用者(注2)に業務に使用している場合に限り。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限り。

(注2) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被共済者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第9条(個別適用)

- (1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第16条(支払共済金の計算—対人賠償)(1)および第17条(支払共済金の計算—対物賠償)(1)に定める当会の支払うべき共済金の限度額ならびに第18条(対人事故見舞金補償)に定める対人事故見舞金の限度額が増額されるものではありません。

第10条(当会による援助—対人・対物賠償共通)

被共済者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第11条(当会による解決—対人賠償)

- (1) 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会は、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当会の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行います。

(注) 弁護士の選任を含みます。

- (2) (1)の場合には、被共済者は当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。

- (3) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、共済証書記載の共済金額および自賠償共済等によって支払われる金額(注)の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会と直接、折衝することに同意しない場合

③ 被共済自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合

④ 正当な理由がなく被共済者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注) 被共済自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

- (1) 対人事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当会に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会がこの賠償責任条項および第6章基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(注)を限度とします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

- ④ (3)に定める損害賠償額が共済証書記載の共済金額(注)を超えることが明らかになった場合
- ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のア・イのいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

損害賠償額	=	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責共済等によって支払われる金額(注)	-	被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
-------	---	-----------------------------------	---	----------------------	---	--------------------------------

- (注) 被共済自動車に自賠責共済等の契約が締結されていない場合は、自賠責共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当会は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

第13条(当会による解決—対物賠償)

- (1) 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会は、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当会の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

(注) 弁護士を選任を含みます。

- (2) (1)の場合には、被共済者は当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。
- (3) 当会は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が共済証書記載の共済金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被共済者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 共済証書に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が共済証書記載の免責金額を明らかに下回る場合

第14条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)

- (1) 対物事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当会に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会がこの賠償責任条項および第6章基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(注)を限度とします。

- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のア・イのいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

損害賠償額	=	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	-	共済証書に免責金額がある場合は、その免責金額
-------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------	---	------------------------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当会は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)・(7)の規定に基づき当会が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が共済証書記載の共済金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① (2)④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に当会が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) (6)②・③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会がこの賠償責任条項および第6章基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(注)を限度とします。

(注) 同一事故につき既に支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条(費用—対人・対物賠償共通)

共済契約者または被共済者が支出した次の①～⑤の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

- ② 第6章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 対人事故または対物事故に関して被共済者の行う折衝または示談について被共済者が当会の同意を得て支出した費用、および第11条(当会による解決—対人賠償)(2)または第13条(当会による解決—対物賠償)(2)の規定により被共済者が当会に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被共済者が当会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第16条(支払共済金の計算—対人賠償)

- (1) 1回の対人事故につき当会の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証記載の共済金額を限度とします。

共 済 金 の 額	=	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①～③の費用	-	自賠償共済等によって支払われる金額(注)
-----------------------	---	-----------------------------------	---	----------	---	----------------------

(注) 被共済自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- (2) 当会は、(1)に定める共済金のほか、次の①～③の額の合計額を支払います。
- ① 前条④・⑤の費用
- ② 第18条(対人事故見舞金補償)の対人事故見舞金
- ③ 第11条(当会による解決—対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被共済者が当会の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第17条(支払共済金の計算—対物賠償)

- (1) 1回の対物事故につき当会の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済証記載の共済金額を限度とします。

共 済 金 の 額	=	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第15条(費用—対人・対物賠償共通)①～③の費用	-	被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	-	共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
-----------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------	---	---	---	---------------------------

- (2) 当会は、(1)に定める共済金のほか、次の①・②の額の合計額を支払います。
- ① 第15条(費用—対人・対物賠償共通)⑤の費用
- ② 被共済者が当会の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第18条(対人事故見舞金補償)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合—対人賠償)に定める対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①・②のいずれかに該当するときは、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき次の①・②の見舞金を被共済者に支払います。
- ① 対人事故の直接の結果として死亡した場合:10万円
- ② 対人事故の直接の結果として病院または診療所で治療を行った場合:2万円
- (2) (1)の見舞金は、第4条(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)および第5条(共済金を支払わない場合—その2 対人賠償)に該当する場合には、支払いません。

第19条(対物事故見舞金補償)

- (1) 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合—対物賠償)に定める対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合、1回の事故につき3万円以下の共済金を、対物事故見舞金として支払います。ただし、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑦のいずれかである場合であり、かつ、対物賠償共済の免責金額がない場合に限りです。
- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車
- ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

- (2) (1)の見舞金は、第4条(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)および第6条(共済金を支払わない場合—その3 対物賠償)に該当する場合には、支払いません。

第20条(仮払金および供託金の貸付け等—対人・対物賠償共通)

- (1) 第10条(当会による援助—対人・対物賠償共通)または第11条(当会による解決—対人賠償)(1)および第13条(当会による解決—対物賠償)(1)の規定により当会が被共済者のために援助または解決にあたる場合には、当会は、次の①・②の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸し付けます。

- ① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証記載の共済金額(注1)

② 対物事故については、1回の事故につき、共済証記載の共済金額(注2)

(注1) 同一事故につき既に当会が支払った共済金または第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 同一事故につき既に当会が支払った共済金または第14条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1)により当会が供託金を貸し付ける場合には、被共済者は、当会のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

- (3) (1)の貸付けまたは当会の名による供託が行われている間においては、第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(2)ただし書、第14条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)(2)ただし書および(7)ただし書、第16条(支払共済金の計算—対人賠償)(1)ただし書ならびに第17条(支払共済金の計算—対物賠償)(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った共済金とみなして適用します。

- (注) 利息を含みます。
- (4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会の名による供託金(注)または貸付金(注)が共済金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 第6章基本条項第25条(共済金の請求)の規定により当会の共済金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。
- 第21条(先取特権—対人・対物賠償共通)**
- (1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当会に対する共済金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第15条(費用—対人・対物賠償共通)の費用に対する共済金請求権を除きます。
- (2) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会から被共済者に支払う場合(注1)
- ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会から被共済者に支払う場合(注2)
- (注1) 被共済者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 共済金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④の規定により被共済者が当会に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第15条(費用—対人・対物賠償共通)の費用に対する共済金請求権を除きます。

第22条(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

共済証書記載の共済金額が、前条(2)②・③のいずれかの規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第15条(費用—対人・対物賠償共通)の規定により当会に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、当会は、被共済者に対する共済金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払を行うものとします。

第2章 自損事故条項

第1条(用語の定義)

この自損事故条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、介護費用共済金または医療共済金をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、被共済者が次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および第6章基本条項に従い、共済金を支払います。
- ① 被共済自動車の運行に起因する事故
- ② 被共済自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被共済自動車の落下。ただし、被共済者が被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中である場合に限りません。
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。
- (3) (1)の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条(共済金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会は、次の①～⑥のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた傷害

- ③ 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車で搭乗中に生じた傷害
- ④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
- ⑥ 被共済自動車を空港(注)内で使用している間に生じた事故による傷害
- (注) 飛行場およびヘリポートを含みます。
- (2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会はその者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。
- (3) 当会は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、共済金を支払いません。
- (注) 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条(共済金を支払わない場合—その2)

- (1) 当会は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (2) 当会は、自動車取扱業者が被共済自動車を業務として受託している間に、被共済者に生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

第5条(被共済者の範囲)

- (1) この自損事故条項における被共済者は、次の①～③のいずれかに該当する者とし、
- ① 被共済自動車の保有者
- ② 被共済自動車の運転者
- ③ ①・②以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車で搭乗中の者は被共済者に含みません。

第6条(個別適用)

この自損事故条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第7条(死亡共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円(注)を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。
- (注) 1回の事故につき、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1)の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当会は、法定相続分の割合により死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

第8条(後遺障害共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、同表の各等級に定める金額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。
- (2) 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、次の①～④の額を後遺障害共済金として支払います。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額
- ③ ①・②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
- ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額
- (4) 既に後遺障害のある被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

後遺障害共済金の額

=

別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額

-

既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額

第9条(介護費用共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または同表2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする認められる場合は、200万円を介護費用共済金として被共済者に支払います。
- (2) 当会は、(1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用共済金を支払いません。

第10条(医療共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の①・②の算式によって算出した額を医療共済金として被共済者に支払います。
- ① 入院した場合

医療共済金の額

=

6,000円

×

入院日数

② 通院した場合

$$\boxed{\text{医療共済金の額}} = \boxed{4,000\text{円}} \times \boxed{\text{通院日数(注)}}$$

(注) ①に該当する日数を除きます。

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1)の医療共済金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
(4) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては医療共済金を支払いません。

第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかった時に相当する金額を支払います。
(2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条(当会の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、当会が支払うべき死亡共済金の額は、第7条(死亡共済金の支払)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
(2) 1回の事故につき、当会が支払うべき後遺障害共済金の額は、第8条(後遺障害共済金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
(3) 当会は、(1)・(2)に定める共済金のほか、1回の事故につき、第9条(介護費用共済金の支払)および前条の規定による介護費用共済金ならびに第10条(医療共済金の支払)および前条の規定による医療共済金を支払います。

第13条(代位)

当会が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会に移転しません。

第3章 無共済車傷害条項

第1条(用語の定義)

この無共済車傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被共済自動車以外の自動車であって被共済者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被共済者が所有する自動車(注)を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
共済金請求権者	無共済車事故によって損害を被った次の①・②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済者(注) ② 被共済者の父母、配偶者または子 (注) 被共済者が死亡した場合は、その法定相続人となります。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人賠償共済等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠償共済等以外のものをいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	無共済自動車の所有、使用または管理に起因して被共済者の生命または身体を害することにより、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
無共済自動車	相手自動車で、次の①～③のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでない認められる場合は、その自動車を無共済自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償共済等の共済金額または保険金額の合計額(注1)が、この共済証書記載

	の共済金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車^①を無共済自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償共済等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償共済等の共済金額または保険金額^(注2)が、この共済証書記載の共済金額に達しない場合 (注1) ③に該当するもの以外の相手自動車については、共済金額または保険金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。
無共済車事故	無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、被共済者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることを行います。 (注) 被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。

第2条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、無共済車事故によって被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この無共済車傷害条項および第6章基本条項に従い、共済金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は、第8条(損害額の決定)に定める損害の額とします。
- (3) 当会は、1回の無共済車事故による(1)の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
 - ① 自賠償共済等によって支払われる金額^(注1)
 - ② 対人賠償共済等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額または保険金額^(注2)

(注1) 自賠償共済等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額を行います。

(注2) 対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。

第3条(共済金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車を搭乗中に生じた損害
 - ④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- (2) 損害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

第4条(共済金を支払わない場合—その2)

- 当会は、次の①～⑧のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 被共済自動車を競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)することによって生じた事故
 - ⑧ 被共済自動車を空港^(注6)内で使用している間に生じた事故
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を行います。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 飛行場およびヘリポートを含みます。

第5条(共済金を支払わない場合—その3)

- (1) 当会は、次の①～③のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は共済金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
 - ① 被共済者の父母、配偶者または子
 - ② 被共済者の使用者。ただし、被共済者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りです。
 - ③ 被共済者の使用者の業務^(注)に無共済自動車を_usingしている他の使用人。ただし、被共済者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りです。

(注) 家事を除きます。
- (2) 当会は、被共済者の父母、配偶者または子の運転する無共済自動車によって被共済者の生命または身体が害された場合は共済金を支払いません。ただし、無共済自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無共済自動車に適応するときを除きます。
- (3) 被共済自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受ける

ことができる場合(注)には、当会は、共済金を支払いません。

(注) 共済金請求権者が対人賠償共済等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

- (4) 当会は、自動車取扱業者が被共済自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第6条(被共済者の範囲)

- (1) この無共済車傷害条項における被共済者は、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者とし、ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (2) (1)の被共済者の胎内にある胎児が、無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第7条(個別適用)

この無共済車傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第8条(損害額の決定)

- (1) 当会が共済金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

- (2) (1)の損害の額は、共済金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の①・②の手続によって決定します。

① 当会と共済金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、当会と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第9条(費用)

共済契約者または被共済者が支出した次の①・②の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第6章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会の書面による同意を得て支出した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第10条(支払共済金の計算)

1回の無共済車事故につき当会の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済証書記載の共済金額から次の②の額を差し引いた額を限度とします。

共済金の額	=	第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額	+	前条の費用	-	次の①～④の合計額
-------	---	---------------------------	---	-------	---	-----------

① 自賠償共済等によって支払われる金額(注1)

② 対人賠償共済等によって賠償義務者が第2条(共済金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額または保険金額(注2)

③ 共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠償共済等または対人賠償共済等によって共済金または保険金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

④ 第8条の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注1) 自賠償共済等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。

第11条(共済金請求権者の義務)

- (1) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条(共済金を支払う場合)(1)の損害を被った場合は、共済金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の①～④の事項を書面によって当会に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所および氏名または名称

② 賠償義務者の損害に対して共済金または保険金を支払う対人賠償共済等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 共済金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠償共済等もしくは対人賠償共済等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

- (2) 当会は、共済金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第12条(共済金請求の手続)

共済金の請求は、共済金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第13条(代位)

共済金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、第6章基本条項第31条(代位)(1)および(2)の規定を適用します。この場合には、同条項第26条(共済金の支払時期)(1)⑤ならびに同条項第31条(1)および(2)中の「被共済者」を「共済金請求権者」と読み替えるものとします。

第4章 搭乗者傷害条項

第1条(用語の定義)

この搭乗者傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、重度後遺障害特別共済金、重度後遺障害介護費用共済金または医療共済金をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、被共済者が次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および第6章基本条項に従い、共済金を支払います。
- ① 被共済自動車の運行に起因する事故
 - ② 被共済自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被共済自動車の落下
- (2) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。
- (3) (1)の傷害には、次の①・②を含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条(共済金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会は、次の①～⑥のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車で搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
 - ⑥ 被共済自動車を空港(注)内で使用している間に生じた事故による傷害
- (注) 飛行場およびヘリポートを含みます。
- (2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。
- (3) 当会は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、共済金を支払いません。
- (注) 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条(共済金を支払わない場合—その2)

- 当会は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(被共済者の範囲)

- (1) この搭乗者傷害条項における被共済者は、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者としす。
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①・②のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車で搭乗中の者
 - ② 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

第6条(個別適用)

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第7条(死亡共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、共済金額の全額(注)を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。
- (注) 1回の事故につき、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1)の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当会は、法定相続分の割合により死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

第8条(後遺障害共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害共済金の額}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}}$$

- (2) 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、共済金額に次の①～④の共済金支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合
 - ③ ①・②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。
 - ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害共済金の額}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \left(\boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}} - \boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}} \right)$$

- (5) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

第9条(重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の1もしくは別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる共済金支払割合を共済金額に乘じた額の支払われるべき後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の算式によって算出した額を重度後遺障害特別共済金として被共済者に支払います。ただし、100万円を限度とします。

$$\boxed{\text{重度後遺障害特別共済金の額}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \boxed{10\%}$$

- (2) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に(1)に定める後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の算式によって算出した額を重度後遺障害介護費用共済金として被共済者に支払います。ただし、500万円を限度とします。

$$\boxed{\text{重度後遺障害介護費用共済金の額}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}} \times \boxed{50\%}$$

- (3) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、(1)および(2)のとおり算出した額を重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金として支払います。

第10条(医療共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、次の①～④に定める額を医療共済金として被共済者に支払います。

- ① 治療を要した場合に、治療給付金として1回の事故につき1万円
- ② 入院または通院(注1)した治療日数の合計が5日以上となった場合(注2)に、入院給付金として別表の区分に従い定められた額
- ③ ②の入院給付金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に手術(注3)を受けた場合、1回に限り手術加算金として5万円
- ④ ②の入院給付金が支払われる場合で、意識障害や昏睡等症状が重篤なため、事故の日から180日以内に2日以上ICU(集中治療室)またはこれに類する治療室で救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療(注4)を受けた場合、1回に限り救命救急医療加算金として20万円

(注1) 医師による往診を含みます。

(注2) 5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りします。

(注3) 医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位の切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

(注4) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に関する費用の額の算定方法に定められる救命救急入院料または特定集中治療室管理料の対象となる治療をいいます。

- (2) (1)②の場合において、別表の複数の各症状に該当しない場合であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (3) (1)②の場合において、同一事故により被った傷害の部位および症状が、別表の複数の項目に該当する場合、当会はそれぞれの項目により支払うべき共済金のうち、もっとも高い額を入院給付金として支払います。
- (4) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる傷害を被り、(1)②に定める治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会はそれぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき共済金の額のうち、高い方の額を医療共済金として支払います。(1)①の治療給付金については、それぞれの傷害に対して支払います。

第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条(当会の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、当会が支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の額は、第7条(死亡共済金の支払)、第8条(後遺障害共済金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、共済金額を限度とします。
- (2) 当会は、次の①・②の共済金の合計額が共済金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金を支払います。
- ① (1)に定める死亡共済金および後遺障害共済金
- ② 第9条(重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払)および前条の規定による重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金
- (3) 当会は、(1)・(2)に定める共済金のほか、1回の事故につき、第10条(医療共済金の支払)および前条の規定による医療共済金を支払います。

第13条(代位)

当会が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会に移転しません。

第5章 車両条項

第1条(用語の定義)

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済価額	損害が生じた地および時における被共済自動車の価額をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	第7条(損害額の決定)(1)による損害額または第8条(修理費)の修理費が共済価額以上となる場合(注)をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被共済自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済自動車の 価額	被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
付属品	被共済自動車に定着または装備されている物をいい、次の①～⑤の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 共済証書に明記されていない付属機械装置(注) ⑤ 次のア～ウのいずれかに該当する物 ア. 被共済自動車が工作自動車である場合の、被共済自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品 イ. 被共済自動車が消防自動車である場合の、被共済自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用具等の積載付属品 ウ. 被共済自動車がタンク車、ふん尿車である場合の、被共済自動車に付属するホース (注) 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
分損	第7条(損害額の決定)(1)による損害額および第8条(修理費)の修理費がいずれも共済価額未満となる場合をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被共済自動車に生じた損害に対して、この車両条項および第6章基本条項に従い、被共済者に共済金を支払います。ただし、被共済自動車が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、盗難(注)によって生じた損害を除きます。
- (注) 鍵の盗難を含みます。
- (2) (1)の被共済自動車には、付属品を含みます。

第3条(共済金を支払わない場合—その1)

当会は、次の①～⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 次のア～オのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
- ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注1)
- イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注1)

- ウ. ア・イに定める者の法定代理人
- エ. ア・イに定める者の業務に従事中の使用人
- オ. ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- (注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条(共済金を支払わない場合—その2)

- 当会は、次の①～⑨のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(注1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート(注2)である場合を除きます。
 - ② 被共済自動車の存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗
 - ③ 故障損害(注3)
 - ④ 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害。ただし、被共済自動車から取りはずされて車上にない被共済自動車の鍵の盗難(注4)により、被共済者が第8条(修理費)(2)に定める修理費を負担したことによって被った損害を除きます。
 - ⑤ 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ タイヤ(注5)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
 - ⑦ 被共済自動車が工作用自動車である場合、次のア・イの物に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
 - ア. キャタピラ、排土板(注6)、バケット(注7)、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
 - イ. リーダ(注8)、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ(注9)、パイプロハンマ(注10)、その他これらに類似の機能を有する物であって、被共済自動車の装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品及び機械装置
 - ⑧ 被共済自動車が農耕作業用自動車である場合、鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トラレーザ等使用の目的により交換装着する部分品(注11)に生じた損害。ただし、車体(注12)と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
 - ⑨ 被共済自動車を空港(注13)内で使用している間に生じた事故による損害
 - (注1) 積込みまたは積下し中を含みます。
 - (注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
 - (注3) 偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
 - (注4) 紛失を除きます。
 - (注5) チューブを含みます。
 - (注6) カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。
 - (注7) つめ、ツース、ポイントおよびエンドカットを含みます。
 - (注8) ステアおよびフロントブラケットを含みます。
 - (注9) モータを含みます。
 - (注10) チェックを含みます。
 - (注11) 部分品の付帯部品を含みます。
 - (注12) 原動機定着部品をいいます。
 - (注13) 飛行場およびヘリポートを含みます。

第5条(共済金を支払わない場合—その3)

- 当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注)
 - ③ ①・②に定める者の法定代理人
 - ④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子
 - (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条(被共済者の範囲)

この車両条項における被共済者は、被共済自動車の所有者とします。

第7条(損害額の決定)

- (1) 当会が共済金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、共済価額によって定めます。
- (2) 被共済自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

損害額	=	次条に定める修理費	+	第9条(費用)に定める費用(注)	-	修理に際し部分品を交換したために被共済自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
-----	---	-----------	---	------------------	---	---	---	-------------------------

(注) なお、同条③～⑤までの費用の合計額は、1回の事故につき、15万円を限度とします。

- (3) 第9条(費用)に定める費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害額とします。

第8条(修理費)

- (1) この車両条項における修理費とは、損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、被共済自動車の復旧に際して、当会が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (2) 次の①・②のいずれかに該当する事由により、被共済自動車の鍵およびその錠一式を交換するために要した費用は、(1)に定める修理費に含めます。
- ① 被共済自動車のドア、トランク等のいずれかの錠に損害が生じたこと。
- ② 被共済自動車の鍵が盗難(注)されたこと。
- (注) 紛失を除きます。

第9条(費用)

第7条(損害額の決定)の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の①～⑥の費用(注1)をいいます。

- ① 第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第6章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 共済金の支払対象となる事故により被共済自動車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地において被共済自動車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。ただし、当会が必要と認める処置のために生じる費用に限ります。
- ④ 共済金を支払うべき損害により被共済自動車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地から被共済者の指定する修理工場または当会が指定する場所まで、陸送車等により被共済自動車を運搬するために要した費用。ただし、被共済自動車の修理等を行う場所として社会通念上妥当と認められる場所まで被共済自動車を運搬するために生じる費用に限ります。
- ⑤ 次のア・イのいずれかの引取費用。ただし、被共済自動車の引取場所として社会通念上妥当と認められる場所において被共済自動車を引き取るために生じる費用に限ります。
- ア. 共済金の支払対象となる事故により被共済自動車が走行不能となった場合に、修理工場等において被共済自動車の損傷の修理が完了した後、被共済自動車を引き取るために要した費用
- イ. 盗難にあった被共済自動車を引き取るために要した費用のうち、③もしくは④またはア以外の費用
- ⑥ フェリーボート(注2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被共済自動車の分担額
- (注1) 収入の喪失を含みません。なお、③・④の費用に付随して発生した現場清掃の費用を被共済者が負担した場合は、その費用を含みます。
- (注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第10条(支払共済金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会の支払う共済金の額は、次の①・②のとおりとします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。
- ① 全損の場合は、共済価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{共済金の額} = \text{第7条(損害額の決定)の損害額} - \text{共済証書記載の免責金額(注)}$$

ただし、共済金額が共済価格に達しない場合には、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{共済金の額} = \left(\text{第7条の損害額} - \text{共済証書記載の免責金額(注)} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

(注) 当会が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

- (2) 第7条(損害額の決定)の損害額のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被共済者の自己負担額(注2)を超過するときは、当会は次の算式によって算出した額を共済金として支払います。

$$\text{共済金の額} = \left(\text{(1)に定める共済金の額} - \text{回収金の額} - \text{自己負担額(注2)} \right)$$

(注1) 第三者が負担すべき金額で被共済者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 損害額から(1)に定める共済金の額を差し引いた額をいいます。

第11条(現物による支払)

当会は、被共済自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

第12条(被害物についての当会の権利)

- (1) 当会が全損として共済金を支払った場合は、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った共済金の額が共済価額に達しない場合には、当会は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) 被共済自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、当会は、支払った共済金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)・(2)の場合において、当会がその権利を取得しない旨の意思表示して共済金を支払ったときは、被共済自動車またはその部分品もしくは付属品について被共済者が有する所有権その他の物権は当会に移転しません。

第13条(盗難自動車の返還)

当会が被共済自動車の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被共済自動車が発見された場合は、被共済者は、既に受け取った共済金を当会に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見

されるまでの間に被共済自動車に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

第6章 基本条項

第1条(用語の定義)

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金とその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
共済金	第1章賠償責任条項、第2章自損事故条項、第3章無共済車傷害条項、第4章搭乗者傷害条項または第5章車両条項の共済金をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当会が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の共済契約等に関する事項を含みます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいいこれらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被共済自動車と同一の用途車種(注1)の自動車を新たに取得(注2)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注1) 別表2に掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	次の①～④のいずれかに該当する者が所有(注1)する自動車(注2)をいいます。 ① 被共済自動車の所有者 ② 記名被共済者 ③ 記名被共済者の配偶者 ④ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 (注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。 (注2) 被共済自動車および新規取得自動車を除き、被共済自動車と同一の用途車種の自動車に限ります。
新規取得自動車	新たに取得(注)しまたは借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済自動車の価額	被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(共済責任の始期および終期)

(1) 当会の共済責任は、共済期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 共済期間が始まった後でも、当会は、共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第3条(共済責任のおよぶ地域)

当会は、被共済自動車が日本国内(注)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ共済金を支払います。

(注) 日本国外における日本船舶内を含みます。

第4条(告知義務)

(1) 共済契約者または記名被共済者(注)になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。

(注) 第5章車両条項においては、被共済者とします。

- (2) 当会は、共済契約締結の際、共済契約者または記名被共済者(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 第5章車両条項においては、被共済者とします。

- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)

③ 共済契約者または記名被共済者(注2)が、当会が共済金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当会に告げられていたとしても、当会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

(注1) 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 第5章車両条項においては、被共済者とします。

- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第5条(通知義務)

- (1) 共済契約締結の後、次の①・②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会への通知は必要ありません。

① 被共済自動車の用途車種または登録番号(注1)を変更したこと。

② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)が発生したこと。

(注1) 車両番号および標識番号を含みます。

(注2) 告知事項のうち、共済契約締結の際に当会が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

- (5) (2)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

第6条(共済契約者の住所変更)

共済契約者が共済証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

第7条(被共済自動車の譲渡または返還)

- (1) 被共済自動車が譲渡(注1)された場合であっても、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務は、譲受人(注2)に移転しません。ただし、共済契約者がこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を被共済自動車の譲受人(注2)に譲渡(注1)する旨を書面をもって当会に通知し承認の請求を行った場合において、当会がこれを承認したときは、譲受人(注2)に移転します。

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者または記名被共済者とする共済契約が締結されている場合の被共済自動車の返還を含みます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) 当会は、被共済自動車が譲渡(注1)された後(注2)に、被共済自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者または記名被共済者とする共済契約が締結されている場合の被共済自動車の返還を含みます。

(注2) (1)ただし書の書面を受領した後を除きます。

第8条(被共済自動車の入替)

- (1) 次の①・②のいずれかに該当する場合に、共済契約者が書面をもってその旨を当会に通知し、新規取得自動車と被共済自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会がこれを承認したときは、新規取得自動車および所有自動車について、この共済契約を適用します。

① 次のア～エのいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合

ア. 被共済自動車の所有者

イ. 記名被共済者(注)

ウ. 記名被共済者(注)の配偶者

エ. 記名被共済者(注)またはその配偶者の同居の親族

② 被共済自動車が、廃車、譲渡、または返還された場合。ただし、所有自動車がある場合に限ります。

(注) 第1章賠償責任条項の適用がない場合は、被共済自動車の所有者とします。

- (2) (1)の所有者とは次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被共済自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①・②以外の場合は、被共済自動車を所有する者
- (3) 当会は、自動車の新規取得のあった後(注)に、新規取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (注) (1)の書面を受領した後を除きます。

第9条(管理義務)

共済契約者、被共済者もしくはこれらの者の代理人または被共済自動車の運行を管理する者は、被共済自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはなりません。

第10条(調査)

当会は、被共済自動車に関し、必要な調査をし、かつ、共済契約者または被共済者に対し必要な説明または証明を求めることができます。

第11条(共済契約の無効)

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

第12条(共済契約の取消し)

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第13条(共済金額の調整)

- (1) 共済契約締結の際、第5章車両条項の共済金額が被共済自動車の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、共済契約者は、当会に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。
- (2) 共済契約締結の後、被共済自動車の価額が著しく減少した場合には、共済契約者は、当会に対する通知をもって、将来に向かって、第5章車両条項の共済金額について、減少後の被共済自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第14条(共済契約の解除)

- (1) 当会は、第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(1)または第8条(被共済自動車の入替)(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、被共済自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りします。
- (2) 当会は、共済契約者が第17条(共済掛金の返還または請求告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の追加共済掛金の支払を怠った場合(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (注) 当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。
- (3) 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (4) (1)に基づく当会の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第15条(重大事由による解除)

- (1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 共済契約者または被共済者(注)が、次のア～オのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①～③に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①～③のいずれかに該当する事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 記名被共済者または第5章車両条項の被共済者に限りします。
- (2) 当会は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその被共済者に係る部分を解除することができます。
 - ① 被共済者(注1)が、(1)③ア～オのいずれかに該当すること。
 - ② 被共済者(注2)に生じた損害または傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、(1)③ア～ウまたはオのいずれかに該当すること。
- (注1) 記名被共済者および第5章車両条項の被共済者以外の者に限りします。
- (注2) 第2章自損事故条項、第3章無共済車傷害条項または第4章搭乗者傷害条項における被共済者に限りします。
- (3) (1)・(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④または(2)①・②のいずれかに該当する事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (4) 共済契約者または記名被共済者が(1)③ア～オのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。
 - ① 第1章賠償責任条項に基づき共済金を支払うべき損害(注)
 - ② 第5章車両条項に基づき共済金を支払うべき損害のうち、(1)③ア～オのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害
- (注) 第1章賠償責任条項第15条(費用一対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1)③ア～オのいずれかに該当する被共済者が被る損害の一部とみなす費用および同第18条(対人事故見舞金補償)に規定する見舞金のうち、(1)③ア～オのいずれかに該当する被共済者に支払われるものを除きます。
- (5) 第5章車両条項の被共済者が(1)③ア～オのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害または傷害については適用しません。
 - ① (4)①・②の損害
 - ② 第2章自損事故条項、第3章無共済車傷害条項または第4章搭乗者傷害条項に基づき共済金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)③ア～ウまたはオのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または傷害。ただし、その損害または傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が(1)③ア～ウまたはオのいずれかに該当する場合には、

その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

第16条(共済契約解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。

第17条(共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対する共済掛金を返還または請求します。
- (注) 共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) (1)・(2)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、第14条(共済契約の解除)(2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(1)または第8条(被共済自動車の入替)(1)の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未經過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (6) (1)・(2)・(4)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未經過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通共済約款および被共済自動車について適用される特約に従い、共済金を支払います。

第18条(共済掛金の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第11条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、当会は、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合には、当会は、未經過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

第19条(共済掛金の返還—取消しの場合)

第12条(共済契約の取消し)の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は、共済掛金を返還しません。

第20条(共済掛金の返還—共済金額の調整の場合)

- (1) 第13条(共済金額の調整)(1)の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、当会は、共済契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
- (2) 第13条(共済金額の調整)(2)の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、当会は、減額前の共済金額に対応する共済掛金と減額後の共済金額に対応する共済掛金との差に基づき計算した、未經過期間に対する共済掛金を返還します。

第21条(共済掛金の返還—解除の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)、同条(6)、第14条(共済契約の解除)(1)、同条(2)、第15条(重大事由による解除)(1)またはこの共済契約に適用される特約の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は、未經過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (2) 第14条(共済契約の解除)(3)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会の定めるところにより、日割または別表3に掲げる月割料率のいずれかにより計算した、未經過期間に対する共済掛金を返還します。

第22条(事故発生時の義務)

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑩のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会に通知すること。
 - ③ 次のア～ウの事項を遅滞なく、書面で当会に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 被共済自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
 - ⑤ 被共済自動車を修理する場合には、あらかじめ当会の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
 - ⑥ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会に通知すること。
 - ⑨ 他の共済契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会に通知すること。
 - ⑩ ①～⑨のほか、当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2) 既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第23条(事故発生時の義務違反)

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会は、次の①～④の金額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②～⑤または⑧～⑩の規定に違反した場合は、それによって当会が被った損害の額
 - ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき共済金(注)の額を支払います。

(注) 第1章賠償責任条項第18条(対事故見舞金補償)に定める見舞金を含みます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合には既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額を、次の①～③に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

① 第1章賠償責任条項に関しては、損害の額

② 第5章車両条項に関しては、損害の額(注1)

③ 第2章自損事故条項および第3章無共済車傷害条項に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額。この場合において、第2章自損事故条項に関しては、同条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する介護費用共済金と医療共済金とこれら以外の共済金(注2)とに区分して算出するものとします。

(注1) それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(注2) 死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

- (3) (2)①・②の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第25条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、次の①～⑤の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 第1章賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 第2章自損事故条項に係る共済金の請求に関しては、次のア～エの時

ア. 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

イ. 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時

ウ. 介護費用共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。

エ. 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができるようになつた時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

③ 第3章無共済車傷害条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が死亡した時または被共済者に後遺障害が生じた時

④ 第4章搭乗者傷害条項に係る共済金の請求に関しては、次のア～ウの時

ア. 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

イ. 後遺障害共済金、重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ウ. 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができるようになつた時、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

⑤ 第5章車両条項に係る共済金の請求に関しては、損害発生の時

- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済証書に添えて次の①～⑨の書類または証拠のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 共済金の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書(注1)

③ 被共済自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑤ 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑥ 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑦ 第1章賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑧ 第1章賠償責任条項における対物事故または第5章車両条項に係る共済金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注2)および被害が生じた物の写真(注3)

⑨ その他当会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの

(注1) 人の死傷を伴う事故または被共済自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限りします。

(注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 画像データを含みます。

- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるとき被共済者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。

- (5) 当会は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 第1章賠償責任条項第18条(対事故見舞金補償)、および、同条項第19条(対物事故見舞金補償)に定める見舞金の請求は、記名被共済者を経由して行うものとします。
- (7) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第26条(共済金の支払時期)

- (1) 当会は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、共済金を支払います。
 - ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する共済価額を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)のいずれかの期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条(当会の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会は、自損傷害、無共済車傷害または搭乗者傷害に関して、第22条(事故発生時の義務)②・③のいずれかの規定による通知または第25条(共済金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第28条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第1章賠償責任条項第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)または同条項第14条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①～⑧の書類または証拠のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
 - ⑧ その他当会が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合は、その領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げる

もの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)・(2)・(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当会は、第1章賠償責任条項第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(2)①～⑤のいずれかに該当する場合、または同条項第14条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)(2)①～④もしくは(6)①～③のいずれかに該当する場合には、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会が損害賠償額を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7) (6)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (6)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (6)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) (6)・(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)・(7)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条(時効)

共済金請求権は、第25条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条(損害賠償額請求権の行使期限)

第1章賠償責任条項第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)および同条項第14条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定による請求権は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第31条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

- ① 当会が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被共済者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会は、正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する損害に対しては、当会はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に生じた損害

第32条(共済契約者の変更)

- (1) 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、共済契約者がこの権利および義務を被共済自動車の譲受人(注)に移転させる場合は、第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(1)の規定によるものとします。

(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利お

よび義務が移転するものとします。

第33条(共済契約者または共済金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この共済契約について、共済契約者または共済金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者または共済金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、共済契約者または共済金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者または共済金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条(訴訟の提起)

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条(共済金の削減および共済掛金の追徴)

当会は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、金融機関の支払保証等をもって補填することができなかつたときは、総会の決議を経て、既に共済金の請求書類を当会が受け取っているときは、共済金を削減して支払います。また共済契約を引き続き引き受ける場合は、共済掛金の追徴を行うか、共済金の削減を行うことがあります。

第36条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第7章 全国自動車共済協同組合連合会の共済責任

第1条(用語の定義)

この条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
全自共	全国自動車共済協同組合連合会をいいます。

第2条(全国自動車共済協同組合連合会の責任開始)

- (1) 全自共は、共済契約の当事者として、当会と連帯して共済責任を負います。
- (2) (1)の全自共の共済責任は、当会の共済責任と同時に開始します。
- (3) (1)の規定に関わらず、第5条(共済約款の規定の読み替え)の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為は、当会に対して行うこととします。

第3条(当会の行為の取扱い)

- (1) 当会と共済約款の規定により権利義務を有するものとの間でなされた共済契約に関する行為の結果については、全自共も連帯して責任を負います。
- (2) 当会につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全自共についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。

第4条(保障の継続)

当会もしくは全自共のどちらか一方の者が、次の①～③のいずれかに該当した場合には、その時から、該当した者は、共済契約の当事者の地位を失い、他方の者が共済契約の当事者となります。

- ① 中小企業等協同組合法の規定による共済規程の認可取消の処分を受けた場合は、取消しの効力が生じた時
- ② 解散の議決をしたときまたは中小企業等協同組合法の規定による解散の命令があった場合は、解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
- ③ 破産法、または民事再生法の規定等による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合(注)は、申立ての時
- (注) その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられたとき、その他、他方の者が不相当な申立てと認めたときを除きます。

第5条(共済約款の規定の読み替え)

前条により、全自共のみが、共済契約の当事者となる場合、「当会」を「全自共」と読み替えて、共済約款の規定を適用します。

別表1 後遺障害等級表

この表は、第2章自損事故条項、第3章無共済車傷害条項および第4章搭乗者傷害条項、人身傷害補償特約に共通のものとして使用します。

なお、第3章無共済車傷害条項、人身傷害補償特約に定める後遺障害については、本表に掲げる共済金支払額・共済金支払割合は適用せず、それぞれの規定により計算した額を共済金として支払います。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	自損事故条項 共済金支払額	搭乗者傷害条項 共済金支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円	100%
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの	1,500万円	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	自損事故条項 共済金支払額	搭乗者傷害条項 共済金支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円	100%

第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力(注1)が0.02以下になったもの ② 両眼の視力(注1)が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円	89%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力(注1)が0.06以下になったもの ② 咀嚼または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの(注2)	1,110万円	78%
第4級	① 両眼の視力(注1)が0.06以下になったもの ② 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円	69%
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力(注1)が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの(注4)	825万円	59%
第6級	① 両眼の視力(注1)が0.1以下になったもの ② 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することのできない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの(注2)	700万円	50%
第7級	① 1眼が失明し、他眼の視力(注1)が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの(注2)またはおや指以外の4の手指を失ったもの(注2) ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの(注3) ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの(注5) ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	585万円	42%

第8級	① 1眼が失明し、または1眼の視力(注1)が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの(注2)またはおや指以外の3の手指を失ったもの(注2) ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの(注3)またはおや指以外の4の手指の用を廃したもの(注3) ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの(注4)	470万円	34%
第9級	① 両眼の視力(注1)が0.6以下になったもの ② 1眼の視力(注1)が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの(注2) ⑬ 1手のおや指を含み2の手指またはおや指以外の3の手指の用を廃したもの(注3) ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4) ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの(注5) ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	365万円	26%
第10級	① 1眼の視力(注1)が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの(注3) ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4) ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	280万円	20%
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの	210万円	15%

	⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの(注5) ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		
第12級	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの(注4)または第3の足指以下の3の足指を失ったもの(注4) ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの(注5) ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	145万円	10%
第13級	① 1眼の視力(注1)が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4) ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの(注5) ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95万円	7%
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの(注5) ⑨ 局部に神経症状を残すもの	50万円	4%

(注1) 視力の測定は万国式試視表によるものとします。屈折異常のあるものについては、矯正視力を測定するものとします。

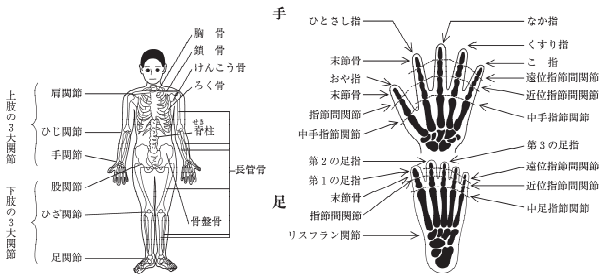
(注2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(注3) 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 関節などの説明図



別表2 医療共済金支払額基準

部位・症状別入通院共済金		被共済者が被った傷害	共済金の額
①	②から⑧まで以外の傷害		10万円
②	骨折又は歯牙を除く部位の脱臼		30万円
③	目を除く部位の神経損傷又は神経断裂		
④	腱、筋又は靱帯の断裂		
⑤	上肢又は下肢の欠損又は切断		
⑥	目の神経損傷もしくは神経断裂又は眼球の破裂もしくは損傷		50万円
⑦	胸部又は腹部の臓器の破裂又は損傷		
⑧	脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(注)、頸髄損傷又は脊髄損傷		100万円

(注) 頭蓋内出血を含みます。

別表3 被共済自動車の入替ができる用途車種区分表

被共済自動車	新たに取得し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 特種用途自動車 (キャンピング車)(注1)	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量2トン超) 特種用途自動車 (キャンピング車)(注1)
特種用途自動車 (キャンピング車以外)	特種用途自動車 (キャンピング車以外)
二輪自動車	二輪自動車
原動機付自転車	原動機付自転車
農耕用作業車	農耕用作業車
自家用バス	自家用バス
営業用乗用車A(注2) 営業用乗用車B(注3)	営業用乗用車A(注2) 営業用乗用車B(注3)
営業用乗用車C(注4)	営業用乗用車C(注4)
営業用乗用車D(注5)	営業用乗用車D(注5)
営業用軽四輪貨物車 営業用小型貨物車	営業用軽四輪貨物車 営業用小型貨物車
自家用普通貨物車 (最大積載量2トン超)	自家用普通貨物車 (最大積載量2トン超) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車
営業用普通貨物車 (最大積載量2トン超) 営業用普通貨物車 (最大積載量2トン以下)	営業用普通貨物車 (最大積載量2トン超) 営業用普通貨物車 (最大積載量2トン以下) 営業用小型貨物車 営業用軽四輪貨物車
砂利類運送用普通貨物車 普通型ダンプカー (最大積載量2トン超) 普通型ダンプカー (最大積載量2トン以下) 小型ダンプカー	砂利類運送用普通貨物車 普通型ダンプカー (最大積載量2トン超) 普通型ダンプカー (最大積載量2トン以下) 小型ダンプカー
A種工作車 (クレーン・ショベル付) A種工作車 (クレーン・ショベル付以外)	A種工作車 (クレーン・ショベル付) A種工作車 (クレーン・ショベル付以外)
B種工作車	B種工作車

- (注1) 特種用途自動車(キャンピング車)とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車であるものをいいます。
- (注2) 営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。
- (注3) 営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。
- (注4) 営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。
- (注5) 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

別表4 月割料率表

既 経 過 期 間	1 か 月 ま で	2 か 月 ま で	3 か 月 ま で	4 か 月 ま で	5 か 月 ま で	6 か 月 ま で	7 か 月 ま で	8 か 月 ま で	9 か 月 ま で	10 か 月 ま で	11 か 月 ま で	12 か 月 ま で
月 割	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

特 約 条 項

I. 運転者の範囲に関わる特約

(1) 運転者家族限定特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被共済者の配偶者 ② 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①～⑥までのいずれかに該当する自動車であり、かつ、被共済自動車について運転する者を記名被共済者およびその家族に限定する旨共済証書に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

当会は、この特約により、共済証書記載の記名被共済者およびその家族以外の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の①・②のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する対人事故および対物事故

(2) 運転者年齢特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被共済者	普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する記名被共済者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①～⑤までのいずれかに該当する自動車であり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 二輪自動車
- ⑤ 原動機付自転車

第3条(運転者の年齢に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当会は、この特約により、記名被共済者が個人である場合は、次の①～④のいずれかに該当する者のうち、共済証書記載の運転者の年齢に該当しない者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

④ ①～③のいずれかに該当する者の業務(注)に従事中の使用人

(注) 家事を除きます。

- (2) 当会は、この特約により、記名被共済者が法人である場合は、共済証書記載の運転者の年齢に該当しない者が被共済自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (3) 次の①・②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会は(2)の規定は適用しません。
- ① 被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する対人事故および対物事故
- (4) この共済契約に車両危険限定補償特約(A)が適用されている場合には、同特約に定める損害に対しては、当会は、この特約を適用しません。

Ⅱ．相手への賠償に関わる特約

(3) 対物差額修理費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被共済自動車以外の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時において、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両共済等	相手自動車に適用される共済契約または保険契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して共済金または保険金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生の直前の状態に復旧するために、当会が必要かつ妥当と認める修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車を修理したことによって生じた修理費にかぎります。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
対物事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約に対物賠償共済の適用がある場合で、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(対物差額修理費用)

- (1) 当会は、被共済自動車の対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次の①・②に定める条件をいずれも満たすときは、普通共済約款第1章賠償責任条項第15条(費用—対人・対物賠償共通)の費用のほか、被共済者が負担する対物差額修理費用は、これを損害の一部とみなします。
- ① 滅失、破損または汚損した他人の財物が相手自動車であること。
- ② 当会が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。
- (2) (1)の対物差額修理費用とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\boxed{\text{対物差額修理費用}} = \boxed{\text{相手自動車の修理費}} - \boxed{\text{相手自動車の価額}}$$

第4条(被共済者の範囲)

この特約において、被共済者とは普通共済約款第1章賠償責任条項第8条(被共済者の範囲—対人・対物賠償共通)に規定する被共済者となります。

第5条(個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定によって、次条に定める当会の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

第6条(支払共済金の計算)

当会は、普通共済約款第1章賠償責任条項第17条(支払共済金の計算—対物賠償)の共済金が支払われる場合には、同条に定める共済金に加えて、被共済者が負担する対物差額修理費用を対物差額修理費用共済金として支払います。ただし、1回の対物事故により対物差額修理費用が生じた相手自動車1台につき、次の算式によって算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{対物差額修理費用共済金の額}} = \boxed{\text{対物差額修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{被共済者が相手自動車の価額について負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}}$$

第7条(相手自動車の共済契約等がある場合の取扱い)

相手自動車の車両共済等から共済金または保険金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会は、次の算式によって算出した額を対物差額修理費用共済金として支払います。この場合において、既に超過額の一部または全部に相当する対物差額修理費用共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

$$\boxed{\text{対物差額修理費用共済金の額}} = \boxed{\text{前条に定める共済金の額}} - \left(\boxed{\text{①の額}} - \boxed{\text{②の額}} \right)$$

- ① 相手自動車の車両共済等によって支払われる共済金または保険金の額(注)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で、相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより共済金または保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された共済金または保険金の額とします。
- ② 相手自動車の価額

(注) 相手自動車の修理費以外の諸費用に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第8条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき対物差額修理費用共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して対物差額修理費用共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の対物差額修理費用共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、次の算式により算出された額に対してのみ対物差額修理費用共済金を支払います。

支払共済金の額	=	それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき対物差額修理費用共済金または保険金のうち最も高い額	-	他の共済契約等の対物差額修理費用共済金または保険金の額の合計額
---------	---	--	---	---------------------------------

第9条(対物差額修理費用共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 第6条(支払共済金の計算)の対物差額修理費用共済金の請求は、普通共済約款第1章賠償責任条項に規定する被共済者を経由して行うものとします。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。この場合には、普通共済約款第6章基本条項第15条(重大事由による解除)(4)②の(注)ならびに(5)①の(注)中の「第1章賠償責任条項第15条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用」を「対物差額修理費用特約第3条(対物差額修理費用)に規定する対物差額修理費用」と読み替えるものとします。

(4) 対人賠償共済補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(対人賠償条項等の補償対象外)

当会は、この特約により、次の①～③に掲げる規定を適用しません。

- ① 普通共済約款第1章賠償責任条項の対人賠償に係るすべての条項(注)
- ② 普通共済約款第2章自損事故条項(注)
- ③ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項(注)

(注) 共済証書記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

(5) 対物賠償共済補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(対物賠償条項の補償対象外)

当会は、この特約により、普通共済約款第1章賠償責任条項の対物賠償に係るすべての条項(注)を適用しません。

(注) 共済証書記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

(6) 危険物積載時における対物賠償責任共済の支払限度額に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
対物事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
対物賠償責任共済の共済金額	共済証書記載の対物賠償責任共済の共済金額をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約に対物賠償責任共済が締結されている場合に適用されます。

第3条(対物賠償責任共済の支払限度額-その1)

当会は、この特約により、被共済自動車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車(キャンピング車)、二輪自動車または原動機付自転車の場合であって、かつ、対物事故において被共済自動車に危険物(注1)を業務(注2)として積載すること、または被共済自動車が、危険物(注1)を業務(注2)として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害(注3)に対して共済金を支払う場合には、その損害(注3)に対して当会の支払う共済金の額は、次の①～③に定める額を限度とします。

- ① 対物賠償責任共済の共済金額が無制限の場合は、1億円
- ② 対物賠償責任共済の共済金額が無制限以外の場合であって、1億円を超えるときは、1億円
- ③ ①・②以外の場合は、対物賠償責任共済の共済金額

(注1) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をい

- います。
(注2) 家事を除きます。
(注3) 対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。

第4条(対物賠償責任共済の支払限度額—その2)

当会は、この特約により、被共済自動車が前条に規定する用途車種以外の自動車であって、かつ、対物事故において、被共済自動車に危険物(注1)を積載すること、または被共済自動車が、危険物(注1)を積載した被牽引自動車^{けんいん}を牽引することによって生じた損害(注2)に対して共済金を支払う場合には、その損害(注2)に対して当会の支払う共済金の額は、次の①～③に定める額を限度とします。

- ① 対物賠償責任共済の共済金額が無制限の場合は、1億円
② 対物賠償責任共済の共済金額が無制限以外の場合であって、1億円を超えるときは、1億円
③ ①・②以外の場合は、対物賠償責任共済の共済金額
(注1) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
(注2) 対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。

(7) 対物賠償責任共済の共済金額に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対物事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
対物賠償責任共済の共済金額	共済証書記載の対物賠償責任共済の共済金額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(対物賠償責任共済の支払限度額)

当会は、この特約により、危険物積載時における対物賠償責任共済の支払限度額に関する特約第3条(対物賠償責任共済の支払限度額—その1)または同特約第4条(対物賠償責任共済の支払限度額—その2)の規定にかかわらず、対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金を支払う場合には、対物賠償責任共済の共済金額を限度として共済金を支払います。

(8) 対物事故見舞金5万円特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約による支払責任)

当会は、この特約により、普通共済約款第1章賠償責任条項第19条(対物事故見舞金補償)に定める対物事故見舞金を5万円と読み替えて、同条項を適用します。

Ⅲ. ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

(9) 被害者救済費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
人身事故	被共済自動車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人賠償共済または対物賠償共済等	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることにより、法

	律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠償共済等以外のものをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	被害者等に生じた被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害者	人身事故により生命または身体を害された者および物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、その財物を使用もしくは管理していた者、または運行不能となった軌道上を走行する陸上の乗用具を所有もしくは管理していた者をいいます。
被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額(注1)を被共済者が負担することおよび被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被共済者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被共済者が取得することについて、当会の承認を得て被共済者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立した場合に、その合意に基づき被共済者が支出する費用をいいます。 ただし、次の①～⑦のいずれかに該当するものがある場合は、その合計額を差し引いた額を限度とします。 ① 自賠償共済等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額 ② 賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償共済または対物賠償共済等によって既に給付が決定したまたは支払われた共済金もしくは保険金の額 ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 ④ 労働者災害補償制度によって被害者等が給付を受けられる場合には、その給付される額(注2) ⑤ 賠償義務者以外の第三者から被害者等に生じた損害に対する補償で既に取得したものがある場合は、その取得した額 ⑥ 被害者等に生じた損害の額(注1)のうち、被害者の過失により生じた損害の額 ⑦ ①～⑤の額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの共済金、保険金その他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額(注3) (注1) 賠償義務者がこれらの者に生じた損害を賠償とした場合(注4)に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会の認める額をいいます。 (注2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。 (注3) 共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済等の共済金、保険金その他の給付を含みません。 (注4) 賠償義務者が存在しない場合を含みます。
被害者等	人身事故により生命もしくは身体を害された者またはその父母、配偶者もしくは子および物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者またはその財物を使用もしくは管理していた者、または運行不能となった軌道上を走行する陸上の乗用具を所有もしくは管理していた者をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済自動車の所有者	次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①・②以外の場合は、被共済自動車を所有する者
物損事故	被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることをいいます。
共済金	人身救済費用共済金、人身救済臨時費用共済金および物損救済費用共済金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約に普通共済約款第1章賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

第3条(共済金を支払う場合)

当会は、次の①～③のすべてに該当する人身事故または物損事故において、被共済者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、第12条(支払共済金の計算—人身救済費用共済金)に規定する人身救済費用共済金および人身救済臨時費用共済金ならびに第13条(支払共済金の計算—物損救済費用共済金)に規定する物損救済費用共済金を支払います。

- ① 被共済自動車に存在した欠陥や被共済自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被共済自動車に生じたことにより、人身事故または物損事故が生じたこと

- ② 被共済自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のア～ウのいずれかにより明らかであること
ア. リコール等(注1)
イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
ウ. ア・イのいずれかと同等のその他の客観的な事実
- ③ この特約の被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解(注2)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当会がこの特約の被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること
- (注1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第63条の2(改善措置の勧告等)または同条の3(改善措置の届出等)に基づき実施される改善措置等をいいます。
(注2) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条(共済金を支払わない場合—その1)

- 当会は、次の①～⑧のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意(注2)
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 台風、洪水または高潮
⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑦ ②～⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注6)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること。
- (注1) 共済契約者または記名被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) これらの者の故意により生じた事故において、被共済者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に限りします。
(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注4) 使用済燃料を含みます。
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。
(注6) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注7) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(共済金を支払わない場合—その2)

- 当会は、人身事故により次の①～⑤のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に被共済者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 記名被共済者
② 被共済自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被共済者の父母、配偶者または子
④ 被共済者の業務(注)に従事中の使用人
⑤ 被共済者の使用者の業務(注)に従事中的他の使用人。ただし、被共済者が被共済自動車をその使用者の業務(注)に使用している場合に限りします。
(注) 家事を除きます。

第6条(共済金を支払わない場合—その3)

- 当会は、物損事故により次の①～③のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次の①～③のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合に被共済者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 記名被共済者
② 被共済自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子

第7条(同僚災害に関する特則)

- 当会は、第5条(共済金を支払わない場合—その2)⑤の規定にかかわらず、被共済自動車の所有者および記名被共済者が個人である場合には、記名被共済者がその使用者の業務(注)に被共済自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務(注)に従事中的他の使用人の生命または身体を害することにより、被共済者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。
(注) 家事を除きます。

第8条(被共済者の範囲)

- (1) この特約における被共済者は、次の①・②のいずれかに該当する者としてします。
- ① 被共済自動車の運転者。ただし、被共済自動車の運転者が次のア～エのいずれかに該当する者以外の場合は、記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を運転中の者に限りします。
ア. 記名被共済者
イ. 記名被共済者の配偶者
ウ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
エ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ② 被共済自動車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、被共済自動車の所有者
- (2) (1)①の規定にかかわらず、業務として受託した被共済自動車を使用または管理している自動車取扱業者は、被共済者に含みません。

第9条(個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(共済金を支払わない場合—その1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、次の①～③の額が増額されるものではありません。
- ① 第12条(支払共済金の計算—人身救済費用共済金)(1)に定める当会の支払うべき人身救済費用共済金の限度額
② 第12条(2)に定める当会の支払うべき人身救済臨時費用共済金
③ 第13条(支払共済金の計算—物損救済費用共済金)(1)に定める当会の支払うべき物損救済費用共済金の限度額

第10条(当会による援助)

- 被共済者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当会は、被共済者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者または当会の承認を得て被共済者が委任した弁護士が行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第11条(費用)

- (1) 共済契約者または被共済者が支出した次の①・②の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通共済約款第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ② 人身事故または物損事故に関して被共済者または当会の承認を得て被共済者が委任した弁護士が行う調査または折衝について、被共済者が当会の同意を得て支出した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。
- (2) 人身事故により、第1条(用語の定義)に規定する被害者救済費用の定義における被害者等との間の合意が成立している場合で、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したときは、(1)の費用のほか、被共済者が臨時に必要とする費用(以下「人身救済臨時費用」といいます。)は、これを損害の一部とみなします。

第12条(支払共済金の計算—人身救済費用共済金)

- (1) 1回の人身事故につき当会の支払う人身救済費用共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の対人賠償責任共済の共済金額を限度とします。

人身救済費用共済金の額	=	人身事故において被共済者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額	+	前条(1)①の費用
-------------	---	------------------------------------	---	-----------

- (2) 当会は、(1)に定める人身救済費用共済金のほか、次の①・②の額の合計額を支払います。

- ① 前条(1)②の費用
- ② 前条(2)の人身救済臨時費用。ただし、1回の人身事故により生命または身体を害された者1名につき、10万円とします。

第13条(支払共済金の計算—物損救済費用共済金)

- (1) 1回の物損事故につき当会の支払う物損救済費用共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済証書記載の対物賠償責任共済の共済金額を限度とします。

物損救済費用共済金の額	=	物損事故において被共済者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額	+	第11条(費用)(1)①の費用	-	共済証書に對物賠償責任共済の免責金額の記載がある場合は、その免責金額
-------------	---	------------------------------------	---	-----------------	---	------------------------------------

- (2) 当会は、(1)に定める物損救済費用共済金のほか、第11条(費用)(1)②の費用を支払います。

第14条(損害発生時の義務)

- (1) 第3条(共済金を支払う場合)に該当し、被共済者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者となるべき者がいるときは、共済契約者または被共済者は、被害者等および賠償義務者に対して、被害者救済費用が賠償義務者となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であることおよび被共済者が負担する被害者救済費用の額を上限として被害者等が有する損害賠償請求権を被共済者が取得することについて書面により通知しなければなりません。
- (2) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第15条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、被共済者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(2)に規定する書類のほか、次の①～③に規定する書類のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。
 - ① 当会の定める事故報告書
 - ② 第1条(用語の定義)に規定する被害者救済費用の定義における被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面
 - ③ 前条(1)に規定する通知書面

第16条(普通共済約款および他の特約との関係)

- (1) 当会は普通共済約款第1章賠償責任条項第8条(被共済者の範囲—対人・対物賠償共通)に規定する被共済者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。
- (2) この特約の規定を適用する場合において、この共済契約に對物差額修理費用特約が適用されているときには、同特約の規定を①～⑨のとおり読み替えるものとします。
 - ① 第1条(用語の定義)の「対物事故」を「物損事故」
 - ② 第1条に規定する対物事故の定義の「被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することを行います。」を「被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になることを行います。」
 - ③ 第3条(對物差額修理費用)の「対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担する場合」を「物損事故により、物損救済費用共済金を支払う場合」
 - ④ 第3条の「普通共済約款第1章賠償責任条項第15条(費用—対人・対物賠償共通)」を「被害者救済費用特約第11条(費用)」
 - ⑤ 第4条(被共済者の範囲)の「普通共済約款第1章賠償責任条項第8条(被共済者の範囲—対人・対物賠償共通)」を「被害者救済費用特約第8条(被共済者の範囲)」
 - ⑥ 第6条(支払共済金の計算)の「普通共済約款第1章賠償責任条項第17条(支払共済金の計算—對物賠償)の共済金が支払われる場合には、同条に定める共済金」を「被害者救済費用特約第13条(支払共済金の計算—物損救済費用共済金)の物損救済費用共済金が支払われる場合には、同条に定める物損救済費用共済金」
 - ⑦ 第6条の「対物事故」を「物損事故」
 - ⑧ 第6条の算式の「被共済者が相手自動車の価額について負担する法律上の損害賠償責任の額」を「相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額」
 - ⑨ 第9条(對物差額修理費用共済金の請求)の「普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時」を「被害者救済費用特約第15条(共済金の請求)(1)に規定する被共済者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時」
- (3) この特約の規定を適用する場合において、この共済契約に危険物積載時における対物賠償責任共済の支払限度額に関する特約が適用されているときには、同特約の規定を①～⑦のとおり読み替えるものとします。
 - ① 第1条(用語の定義)の「対物事故」を「物損事故」
 - ② 第1条に規定する対物事故の定義の「被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することを行います。」を「被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により軌道

上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることをいいます。」

- ③ 第2条(この特約の適用条件)の「対物賠償責任共済が締結されている場合」を「被害者救済費用特約が適用されている場合」
- ④ 第3条(対物賠償責任共済の支払限度額—その1)の「対物事故」を「物損事故」
- ⑤ 第3条(注3)の「対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任」を「物損事故により、被共済者が被害者救済費用」
- ⑥ 第4条(対物賠償責任共済の支払限度額—その2)の「対物事故」を「物損事故」
- ⑦ 第4条(注2)の「対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任」を「物損事故により、被共済者が被害者救済費用」
- (4) この特約の規定を適用する場合において、この共済契約に対物賠償責任共済の共済金額に関する特約が適用されているときには、同特約の規定を①～③のとおり読み替えるものとします。
- ① 第1条(用語の定義)の「対物事故」を「物損事故」
- ② 第1条に規定する対物事故の定義の「被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること」を「被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被共済自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることをいいます。」
- ③ 第3条(対物賠償責任共済の支払限度額)の「対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任」を「物損事故により、被共済者が被害者救済費用」

第17条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。この場合には、普通共済約款第6章基本条項の規定を次の①～④のとおり読み替えるものとします。

- ① 第15条(重大事由による解除)(4)②中の「第5章車両条項」を「被害者救済費用特約」
- ② 第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)(1)(注)中の「第1章賠償責任条項第18条(対人事故見舞金補償)に定める見舞金」を「被害者救済費用特約第11条(費用)(2)の人身救済臨時費用」
- ③ 第24条(2)①中の「第1章賠償責任条項」を「被害者救済費用特約」
- ④ 第31条(代位)(1)中の「損害」を「被害者救済費用」

(10) 人身傷害補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次の①・②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済者(注) ② 被共済者の父母、配偶者または子 (注) 被共済者が死亡した場合は、その法定相続人としします。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
算定基準	別紙に定める人身傷害補償特約損害額基準をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人賠償共済等	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠償共済等以外のものをいいます。
他の共済契約等	第3条(共済金を支払う場合)と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
他の自動車	被共済自動車以外の自動車をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して被共済者の生命または身体を害することにより、次の①・②のいずれかに該当する者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 ① 被共済者 ② 被共済者の父母、配偶者または子
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第3項に定める保有者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

	(注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
労働者災害補償制度	次の①～⑤のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号) ④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、日本国内において、被共済者が次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害(第10条(損害額の決定)に定める損害の額をいいます。以下同様とします。)に対して、この特約に従い、共済金を支払います。
 - ① 自動車の運行に起因する事故
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被共済者が自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中である場合に限ります。
(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)において、被共済者が他の自動車に搭乗中の場合は、次の①～⑥に定める条件をすべて満たしているときに限ります。
 - ① 他の自動車の用途車種が、二輪自動車、原動機付自転車および農耕作業用自動車以外の用途車種であること。
 - ② 他の自動車が、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車(注1)以外の自動車であること。
 - ③ 他の自動車が、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車であること。
 - ④ 被共済者が他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中であること。
 - ⑤ 被共済者が、被共済者の使用者の業務(注3)のために、その使用者の所有する他の自動車(注1)に搭乗中でないこと。
 - ⑥ 被共済者が、自動車取扱業者であり、かつ、他の自動車を業務として受託している場合以外であること。
(注1) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注3) 家事を除きます。
- (3) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。
- (4) (1)の傷害には、次の①・②のものを含みません。
 - ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条(共済金を支払わない場合—その1)

- 当会は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被共済者が、自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。
(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(共済金を支払わない場合—その2)

- (1) 当会は、次の①～⑥のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被共済者が、被共済自動車または他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車または他の自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
 - ⑥ 被共済者が、自動車空港(注)内で使用している間に生じた事故による損害
(注) 飛行場およびヘリポートを含みます。
 - (2) 損害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。
 - (3) 当会は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、共済金を支払いません。
- (注) 丹毒、たんどく 淋巴腺炎、りんぱせんえん 敗血症、はいせつじょう 破傷風等をいいます。

第6条(共済金を支払わない場合—その3)

- (1) 当会は、被共済者が、他の自動車を運転する場合にその用途車種が次の①～③のいずれかに該当する自動車を運転中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 営業用乗用車
 - ② 自家用バス
 - ③ 営業用バス
- (2) 当会は、被共済自動車の用途車種が自家用バスの場合には、被共済者が、被共済自動車に搭乗中に生じた損害以外の損害に対しては、共済金を支払いません。

第7条(被共済者の範囲)

- (1) この特約における被共済者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者としします。
- ① 記名被共済者
 - ② 記名被共済者の配偶者
 - ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①～④以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車または他の自動車に搭乗中の者は被共済者に含みません。
- (3) (1)⑤の規定にかかわらず、自動車取扱業者が被共済自動車を業務として受託している場合は、被共済者に含みません。

第8条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第9条(自損事故条項の不適用)

当会は、この特約により共済金が支払われる場合には、普通共済約款第2章自損事故条項は適用しません。

第10条(損害額の決定)

- (1) 当会が共済金を支払うべき損害の額は、被共済者が傷害(注)、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準に従い算出した金額の合計額としします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠償共済等によって支払われる金額を下回るときは、自賠償共済等によって支払われる金額としします。
- (注) 被共済者が人身傷害事故の直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、医師の治療を要した場合をいいます。
- (2) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、普通共済約款別表1の1または別表1の2において重い後遺障害に該当する等級により損害額を算定します。ただし、普通共済約款別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、次の①～③に規定する等級に従い損害額を算定します。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - ③ ①・②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- (3) 既に後遺障害のある被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を算定します。

損害額	＝	普通共済約款別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額	－	普通共済約款別表1の1または別表1の2に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額
-----	---	---	---	--

- (4) 賠償義務者がある場合には、共済金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会の同意を得て、(1)の区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会が共済金を支払うべき損害の額として、当会に請求することができます。
- (5) 当会は、(4)において被共済者の死亡により共済金を支払う場合は、その被共済者に対して同じ人身傷害事故で後遺障害により既に支払った共済金があるときは、死亡により支払う共済金から既に支払った後遺障害による共済金を差し引いて、その残額を支払います。

第11条(費用)

共済契約者または被共済者が支出した次の①・②の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通共済約款第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通共済約款第6章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会の書面による同意を得て支出した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第12条(支払共済金の計算)

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会の支払う共済金の額は、被共済者1名につき、次の算式によって算出した額としします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度としします。

共済金の額	＝	第10条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額	＋	前条の費用	－	次の①～⑦の合計額
-------	---	--------------------------------	---	-------	---	-----------

- ① 自賠償共済等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
 - ② 対人賠償共済等によって賠償義務者が第3条(共済金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた共済金または保険金の額
 - ③ 他の共済契約等によって共済金請求権者が共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、他の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額
 - ④ 共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ⑤ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1)
 - ⑥ 第10条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑦ ①～⑥のほか、第3条(共済金を支払う場合)(1)の損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)
- (注1) 労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注2) 共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済等の共済金、保険金その他の給付を含みません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済金請求権者が、第10条(損害額の決定)(4)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額としします。

共済金の額	＝	第10条(4)の規定により決定される損害の額	＋	前条の費用	－	次の①～④の合計額
-------	---	------------------------	---	-------	---	-----------

- ① 他の共済契約等によって共済金請求権者が共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、他の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額
 - ② 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1)
 - ③ 第10条(4)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
 - ④ ①～③のほか、第3条(共済金を支払う場合)(1)の損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)
- (注1) 労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注2) 共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済等の共済金、保険金その他の給付を含みません。

第13条(人身被害特別費用共済金)

- (1) 当会は前条に定める共済金のほか、次の共済金を支払います。
 - ① 第7条(被共済者の範囲)(1)①～④に定める被共済者が人身傷害事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、100万円を死亡特別費用共済金として支払います。
 - ② 第7条(1)①～④に定める被共済者が人身傷害事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または普通共済約款別表1の1の第1級、第2級または別表1の2の第1級、第2級または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害を生じ、かつ、その被共済者に事故日において18歳未満の子がいる場合は、子1名につき100万円を育児費用共済金として支払います。
- (2) (1)の共済金は、この特約にいう損害とはみなしません。
- (3) 当会は、(1)に定める共済金については、第22条(代位)(1)の規定を適用しません。

第14条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額を、人身傷害補償特約の損害額(注)から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。ただし、前条(1)に定める共済金を除きます。
- (注) それぞれの共済契約または保険契約において、損害額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

第15条(他の自動車の共済契約等の取扱い)

第3条(共済金を支払う場合)の規定により支払われる共済金に関しては、他の自動車について適用される他の共済契約等がある場合には、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)(1)の規定にかかわらず、損害の額が他の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額の合計額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金として支払います。ただし、当会は、共済金請求権者の請求があり、かつ、当会が承認した場合は、他の共済契約等に優先して、損害に対して共済金を支払います。

第16条(無共済車傷害条項との競合)

第3条(共済金を支払う場合)に定める人身傷害事故において、それぞれの被共済者につき、この特約による共済金が支払われない場合、またはこの特約により支払われるべき共済金の額(注)が普通共済約款第3章無共済車傷害条項により支払われるべき共済金の額を下回る場合、当会は、当該被共済者については、この特約による共済金を支払わず、普通共済約款第3章無共済車傷害条項により、損害に対して共済金を支払います。この特約により既に共済金を支払っていたときは、その額を普通共済約款第3章無共済車傷害条項により支払われる共済金から差し引きます。

(注) 第14条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定が適用される場合には、同条に定める額とします。

第17条(他の身体障害または疾病の影響)

- (1) 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の損害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠つたこと、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をせなかつたことにより第3条(共済金を支払う場合)の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第18条(当会の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会は、普通共済約款第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定による通知または次条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第19条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、次の①～③の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ① 被共済者が死亡した場合には、その死亡の時
 - ② 被共済者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
 - ③ 被共済者が傷害を被った場合には、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になつた時
 - (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済証書に添えて次の①～⑥の書類または証拠のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書(注)については、提出できない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 共済金の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書(注)
 - ③ 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ その他当会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
- (注) 人の死傷を伴う事故または被共済自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいなるときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで被共済者の代

理人として共済金を請求することができます。

- ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
 - (5) 当会は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第20条(共済金の支払時期)

- (1) 当会は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、共済金を支払います。
 - ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(共済契約者、被共済者または共済金請求権者の義務等)

- (1) 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)(1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、共済金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①～⑤の事項を書面によって当会に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被共済者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して共済金または保険金を支払う対人賠償共済等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
 - ④ 共済金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責共済等もしくは対人賠償共済等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ⑤ 人身傷害事故の原因となった被共済自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被共済者との関係
- (2) 共済金請求権者は、当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 当会は、共済金請求権者が、正当な理由がなく(1)・(2)の義務を怠った場合は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- (4) 被共済者は、第3条(共済金を支払う場合)(1)に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度(注)の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (注) 健康保険等をいいます。
- (5) 共済契約者または共済金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会の承認を得なければなりません。
- (6) 共済契約者または共済金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、当会は共済契約者または共済金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて共済金を支払います。
- (7) 当会は、賠償義務者または第3条(共済金を支払う場合)(1)の損害を補償するために共済金、保険金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、共済金、保険金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会の支払共済金について通知することができます。
- (8) 共済金の請求は、共済金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行わなければなりません。

第22条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより、共済金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、移転するのは、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{限度額}} = \boxed{\text{当会が支払った共済金の額}} - (\boxed{\text{①の額}} + \boxed{\text{②の額}} - \boxed{\text{③の額}})$$

- ① 第10条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額
② 第11条(費用)の費用
③ 第10条(1)の区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る金額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) 当会は、正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する損害に対しては、当会はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合に生じた損害
③ 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が道路交差点(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
④ 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に生じた損害

第23条(共済金の支払による請求権の移転)

- (1) 当会が共済金を支払った損害について、共済金請求権者が、その補償にあてるべき共済金、保険金その他の金銭(注)の請求権を有していた場合は、その請求権は、共済金の支払時に当会に移転するものとします。
- (注) 共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済等の共済金、保険金その他の給付を含みません。
- (2) 共済金請求権者は、(1)に定めるところにより移転した請求権を当会が行使するにあたって、当会が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当会が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第24条(時効)

共済金請求権は、第19条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。この場合には、普通共済約款第6章基本条項第15条(重大事由による解除)(2)②の(注2)ならびに(5)②中の「第2章自損事故条項または第3章無関係車傷害条項または第4章搭乗者傷害条項」を「人身傷害補償特約」と読み替えるものとします。

<別紙>人身傷害補償特約損害額基準

1 傷害による損害

傷害による損害は、被共済者の被った積極損害、休業損害、および精神的損害とします。なお、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(1) 積極損害

- ① 救助捜索費
社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
- ② 治療関係費
ア. 応急手当費
緊急欠くことのできない必要かつ妥当な実費とします。
イ. 護送費
事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。
ウ. 診療料および施術料
必要かつ妥当な実費とします。
エ. 入院料
治療のために必要かつ妥当な実費とします。
オ. 投薬料・手術料・処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とします。
カ. 通院費・転院費・入院費または退院費
通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
キ. 看護料
原則として医師がその療養上必要と認めた場合に限り、次の(ア)・(イ)によります。
(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦が看護した場合は厚生労働大臣の認可を受けた家政婦会の料金(注1)とします。
(イ) 近親者等が看護した場合
a. 入院看護をした場合は、1日につき4,200円とします。
b. 医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき2,100円とします。
c. 被共済者が幼児(注2)または歩行困難な者で、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、1日につき2,100円とします。
ク. 入院中の諸雑費
療養に直接関係のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。
ケ. 柔道整復等の費用
正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術の必要かつ妥当な実費とします。
コ. 義肢等の費用
医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡(注3)、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り必要かつ妥当な実費とします。

サ. 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とします。

③ その他の費用

上記①・②以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注1) 食費を含みます。

(注2) 12歳以下の子供をいいます。

(注3) コンタクトレンズを含みます。

(2) 休業損害

受傷により収入(注1)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として次の①～③のいずれかの算定方法によります。なお、被共済者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

① 有職者の場合

次のア～エのいずれかの算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が6,100円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき6,100円とします。なお休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被共済者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

ア. 給与所得者

$$\frac{\text{事故直前の3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア) 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額(注2)により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。また、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。

(イ) 給与等について、現実収入の減少が生じた場合はその減少額を休業損害に含めます。

(ウ) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。

(エ) 役員報酬は、原則として支払いの対象となりません。ただし、もっぱら被共済者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払いの対象とします。

イ. 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者

$$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{寄与率} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア) 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により被共済者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による確認が困難である場合には収入(注1)を証明するその他の資料に基づき付表3に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

(イ) 寄与率は、被共済者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ. 自由業者

$$\frac{\text{事故前1か年間の収入額 (固定給を除く)} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア) 自由業者とは報酬、料金、または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに準じる方をいいます。

(イ) 事故前1か年間の収入額、必要経費については「イ. 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。

エ. アルバイト・パートタイマー

「給与所得者」の計算方法に準じます。

$$\frac{\text{事故直前の3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

ただし、就労日数が極めて少ない場合または休業日数が特定できない場合は次の(ア)～(ウ)の方法で算出します。

(ア) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。

(イ) 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前の3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

(ウ) 家業の手伝いを行っているが、上記イ. の家業従事者に該当する収入がない場合には、支払対象とはなりません。

② 家事従事者の場合

現実には家事に従事できなかった日数に対して、1日につき6,100円とします。なお、休業損害の対象となる日数は、原則として実治療日数とし被共済者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

③ 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生、または生活保護法の被保護者等の現実に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

(注1) もっぱら被共済者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(注2) 本給および付加給とします。

(3) 精神的損害

対象日数 入院1日について8,600円

対象日数 通院1日について4,300円

入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は期間区分ごとの総日数(注1)から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(注2)の

2倍を上限として決定します。ただし、期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故の発生の日から90日以内の期間	100%
事故の発生の日から90日超180日以内の期間	75%
事故の発生の日から180日超270日以内の期間	45%
事故の発生の日から270日超390日以内の期間	25%
事故の発生の日から390日超の期間	15%

(注1) 治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの日数をいいます。

(注2) 実治療日数には、被共済者が通院しない場合であっても、次の①・②のいずれかに該当するギプス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

① 長管骨の骨折または脊柱の骨折によるギプス等

② 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス等

なお、長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は、普通共済約款別表1、年齢別平均給与額は付表3によります。

(1) 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、次の①・②に従い、次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

① 被共済者区分別計算方法

ア. 家事従事者以外の有職者

次の(ア)・(イ)のいずれか高い額とします。

(ア) 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

(イ) 年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に代えて全年齢平均給与額とします。

イ. 家事従事者および18歳以上の学生

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に代えて全年齢平均給与額とします。

ウ. 幼児(注)および18歳未満の学生

$$\boxed{\text{18歳平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、18歳平均給与額に代えて全年齢平均給与額とします。

エ. 上記ア～ウ以外の方で身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

次の(ア)・(イ)のいずれか高い額とします。

(ア)

$$\boxed{\text{18歳平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

(イ)

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額の50\%}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

② 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法(ライプニッツ係数)

上記①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数はそれぞれ次のア～エのとおりとします。

ア. 収入額

(ア) 現実収入額は、事故前1年間または後遺障害確定前1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。

なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入を下回ると認められる場合は、収入減少後の年収については全年齢平均給与額の年相当額または年齢別平均給与額の年相当額のいずれか低い額によるものとします。

(イ) 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は付表3によります。

イ. 労働能力喪失率

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被共済者の年齢、職業、現実の減収額等を勘案し決定します。ただし、付表1に定める各等級に対応する喪失率を上限とします。

ウ. 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被害者の年齢、職業、現実の減収額等を勘案し決定します。ただし、頸椎捻挫、腰椎捻挫等で普通共済約款別表1の後遺障害等級第12級⑬あるいは第14級⑨に該当する場合の労働能力喪失期間は、それぞれ5年、3年の範囲内で決定します。

エ. ライプニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数は、付表2によります。

(注) 12歳以下の子供をいいます。

(2) 精神的損害

後遺障害等級別に次の①・②のいずれかの金額とします。

① 介護を要する後遺障害

第1級	1,800万円	第2級	1,300万円
-----	---------	-----	---------

ただし、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円とします。

② ①以外の後遺障害

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	900万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

(3) 将来の介護料

後遺障害の症状固定後に生ずる看護または監視にかかる費用とし、次の①・②に従い、次の算式により計算した額を一時金として支払います。

$$\boxed{\text{介護料}} \times \boxed{\text{介護期間に対応するライプニッツ係数}}$$

① 介護料

ア. 普通共済約款別表1の1の第1級に該当する後遺障害者で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合、1か月につき、16万円とします。

イ. 普通共済約款別表1の1の第2級または、別表1の2の第1級、第2級、第3級③・④のいずれかに該当するもので、かつ、随時介護を要すると認められる場合、1か月につき、8万円とします。

② 介護期間、中間利息控除方法(ライプニッツ係数)

ア. 障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。

イ. 介護期間(年数)に対応するライプニッツ係数は、付表2によります。

(4) その他の損害

上記(1)～(3)以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

(1) 葬祭費

100万円とします。ただし、立証資料等により100万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度に実費を支払います。

(2) 逸失利益

死亡したことより生じた将来の得べかりし利益の損失(注1)をいい、次の①・②に従い次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{収入額} - \text{生活費}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

① 被共済者区分別計算方法

ア. 家事従事者以外の有職者

次の(ア)・(イ)のいずれか高い額とします。

(ア) (現実収入額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

(イ) (年齢別平均給与額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に代えて全年齢平均給与額とします。

イ. 家事従事者および18歳以上の学生

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に代えて全年齢平均給与額とします。

ウ. 幼児(注2)および18歳未満の学生

$$\boxed{\text{全年齢平均給与額} - \text{生活費}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

エ. ア～ウ以外の者で、身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

次の(ア)・(イ)のいずれか高い額とします。

(ア)

$$\boxed{\text{18歳平均給与額} - \text{生活費}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

(イ)

$$\boxed{\text{年齢平均給与額の50\%} - \text{生活費}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法(ライプニッツ係数)

上記①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、およびライプニッツ係数は次のア～エのとおりとします。

ア. 収入額

(ア) 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。

なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入を下回ると認められる場合は、収入減少後の年収については全年齢平均給与額の年相当額または年齢別平均給与額の年相当額のいずれか低い額によるものとします。

(イ) 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は付表3によります。

イ. 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次の(ア)～(エ)のいずれかの割合とします。なお、被扶養者とは被共済者に現実に扶養されていた方をいいます。

(ア) 被扶養者がいない場合 50%

(イ) 被扶養者が1人の場合 40%

- (ウ) 被扶養者が2人の場合 35%
 (エ) 被扶養者が3人以上の場合 30%
- ウ. 就労可能年数の認定
 就労可能年数は付表4によります。
- エ. ライブニッツ係数
 就労可能年数に対応するライブニッツ係数は付表4によります。
- (注1) 年金および恩給を除きます。
 (注2) 12歳以下の子供をいいます。
- (3) 精神的損害
 被共済者区分別に次の①～③のいずれかの金額とします。
- ① 被共済者が一家の支柱である場合 2,000万円
 ② 被共済者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき 1,500万円
 ③ 被共済者が①・②以外の場合 1,600万円
- (4) その他の損害
 上記(1)～(3)以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表 1 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表２ ライフニッツ係数表

期間 年	ライフニッツ係数	期間 年	ライフニッツ係数
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

(注) 幼児および18歳未満の学生および身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定するに当たり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合

14.877(20年の係数)－7.020(8年の係数)＝7.857

付表3 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	409,100	298,400	46	471,700	325,300
18	193,200	171,100	47	477,600	326,500
19	211,400	188,800	48	480,400	326,600
20	229,600	206,500	49	483,300	326,800
21	247,900	224,200	50	486,100	326,900
22	266,100	241,900	51	489,000	327,100
23	277,100	249,600	52	491,900	327,200
24	288,000	257,200	53	490,100	325,900
25	298,900	264,900	54	488,400	324,600
26	309,800	272,600	55	486,600	323,300
27	320,700	280,300	56	484,800	322,000
28	330,500	283,000	57	483,100	320,700
29	340,200	285,700	58	458,000	309,200
30	350,000	288,400	59	432,900	297,700
31	359,700	291,200	60	407,800	286,300
32	369,500	293,900	61	382,700	274,800
33	377,900	296,600	62	357,600	263,300
34	386,300	299,300	63	345,000	257,400
35	394,600	302,100	64	332,300	251,600
36	403,000	304,800	65	319,700	245,700
37	411,400	307,500	66	307,000	239,800
38	418,800	310,100	67	294,300	233,900
39	426,200	312,600	68	292,300	234,400
40	433,500	315,100	69	290,200	234,800
41	440,900	317,700	70	288,200	235,200
42	448,300	320,200	71	286,100	235,600
43	454,100	321,500	72	284,100	236,100
44	460,000	322,700	73～	282,000	236,500
45	465,900	324,000			

付表４ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

〔１〕 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生および身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者		有 職 者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

(注) 幼児・18歳未満の学生および身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(有職者・家事従事者・18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数およびライプニッツ係数は、次の(例)に準じて算出します。

(例) 4歳の幼児

- ① 就労の終期(67歳)までの年数63年(67年－4年)に対応する係数 28.156
- ② 就労の始期(18歳)までの年数14年(18年－4年)に対応する係数 11.296
- ③ 就労可能年数49年(63年－14年)
- ④ 適用する係数 16.860(28.156－11.296)

〔２〕 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	61	12	9.954
19	48	25.267	62	11	9.253
20	47	25.025	63	11	9.253
21	46	24.775	64	11	9.253
22	45	24.519	65	10	8.530
23	44	24.254	66	10	8.530
24	43	23.982	67	9	7.786
25	42	23.701	68	9	7.786
26	41	23.412	69	9	7.786
27	40	23.115	70	8	7.020
28	39	22.808	71	8	7.020
29	38	22.492	72	8	7.020
30	37	22.167	73	7	6.230
31	36	21.832	74	7	6.230
32	35	21.487	75	7	6.230
33	34	21.132	76	6	5.417
34	33	20.766	77	6	5.417
35	32	20.389	78	6	5.417
36	31	20.000	79	5	4.580
37	30	19.600	80	5	4.580
38	29	19.188	81	5	4.580
39	28	18.764	82	4	3.717
40	27	18.327	83	4	3.717
41	26	17.877	84	4	3.717
42	25	17.413	85	4	3.717
43	24	16.936	86	3	2.829
44	23	16.444	87	3	2.829
45	22	15.937	88	3	2.829
46	21	15.415	89	3	2.829
47	20	14.877	90	3	2.829
48	19	14.324	91	2	1.913
49	18	13.754	92	2	1.913
50	17	13.166	93	2	1.913
51	16	12.561	94	2	1.913
52	16	12.561	95	2	1.913
53	15	11.938	96	2	1.913
54	15	11.938	97	2	1.913
55	14	11.296	98	2	1.913
56	14	11.296	99	2	1.913
57	14	11.296	100	2	1.913
58	13	10.635	101	2	1.913
59	13	10.635	102～	1	0.971
60	12	9.954			

付表 5 第22回生命表による平均余命

(単位: 年)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳
男	80.75	79.92	78.94	77.96	76.97	75.98	74.99	74.00	73.00	72.01
女	86.99	86.14	85.17	84.19	83.20	82.20	81.21	80.22	79.22	78.23
	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳
男	71.02	70.02	69.03	68.03	67.04	66.05	65.06	64.07	63.09	62.11
女	77.23	76.24	75.24	74.25	73.25	72.26	71.27	70.28	69.29	68.30
	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳	29 歳
男	61.13	60.16	59.19	58.22	57.25	56.28	55.31	54.34	53.37	52.40
女	67.31	66.32	65.33	64.34	63.36	62.37	61.39	60.40	59.42	58.44
	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳	35 歳	36 歳	37 歳	38 歳	39 歳
男	51.43	50.46	49.49	48.52	47.55	46.58	45.62	44.65	43.69	42.73
女	57.45	56.47	55.49	54.51	53.53	52.55	51.57	50.59	49.61	48.64
	40 歳	41 歳	42 歳	43 歳	44 歳	45 歳	46 歳	47 歳	48 歳	49 歳
男	41.77	40.81	39.86	38.90	37.96	37.01	36.07	35.13	34.20	33.28
女	47.67	46.70	45.73	44.76	43.80	42.83	41.87	40.92	39.96	39.01
	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳
男	32.36	31.44	30.54	29.63	28.74	27.85	26.97	26.09	25.23	24.36
女	38.07	37.12	36.18	35.24	34.31	33.38	32.45	31.53	30.61	29.68
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳
男	23.51	22.67	21.83	21.01	20.20	19.41	18.62	17.85	17.08	16.33
女	28.77	27.85	26.94	26.04	25.14	24.24	23.35	22.47	21.59	20.72
	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳	76 歳	77 歳	78 歳	79 歳
男	15.59	14.85	14.13	13.43	12.73	12.03	11.36	10.69	10.05	9.43
女	19.85	18.99	18.14	17.30	16.46	15.64	14.82	14.02	13.23	12.46
	80 歳	81 歳	82 歳	83 歳	84 歳	85 歳	86 歳	87 歳	88 歳	89 歳
男	8.83	8.25	7.70	7.18	6.69	6.22	5.78	5.37	4.98	4.61
女	11.71	10.99	10.28	9.59	8.94	8.30	7.70	7.12	6.57	6.05
	90 歳	91 歳	92 歳	93 歳	94 歳	95 歳	96 歳	97 歳	98 歳	99 歳
男	4.27	3.95	3.66	3.40	3.18	2.98	2.79	2.62	2.46	2.31
女	5.56	5.11	4.68	4.29	3.94	3.63	3.36	3.11	2.88	2.68
	100 歳	101 歳	102 歳	103 歳	104 歳	105 歳	106 歳	107 歳	108 歳	109 歳
男	2.18	2.05	1.94	1.83	1.73	1.63	1.55	1.46	1.39	1.32
女	2.50	2.33	2.17	2.03	1.90	1.78	1.67	1.57	1.48	1.39
	110 歳	111 歳	112 歳	113 歳	114 歳	115 歳				
男	1.25	1.19	1.13	—	—	—				
女	1.31	1.23	1.16	1.10	1.04	0.98				

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は71.02年
 2. 40歳女性の平均余命年数は47.67年

(11) 人身傷害補償特約の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(共済金を支払う場合)

当会は、人身傷害補償特約第7条(被共済者の範囲)の規定にかかわらず、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中(注2)の者のみを被共済者とし、同特約を適用します。

(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(12) 搭乗者傷害医療共済金日額払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合には、被共済者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被共済者	普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第5条(被共済者の範囲)に定める被共済者をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(共済金を支払う場合—医療共済金)

- (1) 当会は、この特約により、被共済者が普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ治療を要した場合は、同条項第10条(医療共済金の支払)の規定にかかわらず、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療共済金として被共済者に支払います。

① 入院した場合

$$\boxed{\text{医療共済金の額}} = \boxed{\text{共済証書記載の入院共済金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$$

② 通院した場合

$$\boxed{\text{医療共済金の額}} = \boxed{\text{共済証書記載の通院共済金日額}} \times \boxed{\text{通院日数 (注)}}$$

- (注) ①に該当する日数を除きます。
- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)である時には、その処置日数を含みます。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療共済金を支払いません。
- (4) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は重複しては医療共済金を支払いません。

第4条(共済金の請求)

当会に対する医療共済金の共済金請求権は、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(1)④ウの規定にかかわらず、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

第5条(準用規定)

- (1) 当会は、普通共済約款第4章搭乗者傷害条項および第6章基本条項およびこの共済契約に適用される他の特約の規定の適用においては、第3条(共済金を支払う場合—医療共済金)に規定する医療共済金を普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第10条(医療共済金の支払)に規定する医療共済金とみなして適用します。
- (2) この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通共済約款第4章搭乗者傷害条項および第6章基本条項の規定を準用します。

(13) バスの搭乗者傷害共済金支払に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1事故共済金額	共済証書記載の1事故共済金額をいいます。
医療共済金	普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する医療共済金をいいます。
後遺障害共済金	普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する後遺障害共済金をいいます。
死亡共済金	普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する死亡共済金をいいます。
通院共済金	普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第10条(医療共済金の支払)(1)②に係る共済金をいいます。
入院共済金	普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第10条(医療共済金の支払)(1)①に係る共済金をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書記載の自動車の用途車種が次の①・②のいずれかに該当する自動車である場合に適用されます。

- ① 自家用バス
② 営業用バス

第3条(当会の責任限度額等—死亡共済金および後遺障害共済金)

- (1) 当会の支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1事故共済金額を限度とします。
- (2) 普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第12条(当会の責任限度額等)(1)の被共済者1名ごとの死亡共済金および後遺障害共済金の合計額が、1事故共済金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被共済者1名ごとに支払う死亡共済金および後遺障害共済金の額を決定します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{被共済者1名ごとに支払う死亡共済金および} \\ \text{後遺障害共済金の額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{1事故共済金額} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{被共済者1名ごとの死亡共済金および} \\ \text{後遺障害共済金の額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{被共済者1名ごとの死亡共済金および} \\ \text{後遺障害共済金の合計額} \end{array}}}$$

- (3) 当会は、次の①・②の共済金の合計額が1事故共済金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金を支払います。

- ① (1)・(2)に定める死亡共済金および後遺障害共済金の総額
② 普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第9条(重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払)および同条項第11条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金

第4条(当会の責任限度額等—入院共済金および通院共済金)

- (1) 当会の支払うべき医療共済金のうち、入院共済金の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式によって算出した入院共済金1事故限度額を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{入院共済金1事故限度額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{共済証書記載の入院共済金日額の180日分に相当する額} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{1事故共済金額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{被共済者1名ごとの共済証書記載の共済金額} \end{array}}}$$

- (2) 普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第12条(当会の責任限度額等)(3)の被共済者1名ごとの医療共済金のうち、入院共済金の合計額が、入院共済金1事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被共済者1名ごとに支払う入院共済金の額を決定します。

$$\boxed{\text{被共済者 1 名ごとに支払う入院共済金の額}} = \boxed{\text{入院共済金 1 事故限度額}} \times \frac{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの入院共済金の額}}}{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの入院共済金の合計額}}}$$

- (3) 当会の支払うべき医療共済金のうち、通院共済金の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式によって算出した通院共済金1事故限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{通院共済金 1 事故限度額}} = \boxed{\text{共済証書記載の通院共済金日額の180日分に相当する額}} \times \frac{\boxed{\text{1 事故共済金額}}}{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの共済証書記載の共済金額}}}$$

- (4) 普通共済約款第4章搭乗者傷害条項第12条(当会の責任限度額等)(3)の被共済者1名ごとの医療共済金のうち、通院共済金の合計額が、通院共済金1事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被共済者1名ごとに支払う通院共済金の額を決定します。

$$\boxed{\text{被共済者 1 名ごとに支払う通院共済金の額}} = \boxed{\text{通院共済金 1 事故限度額}} \times \frac{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの通院共済金の額}}}{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの通院共済金の合計額}}}$$

第5条(共済金の請求)

共済金(注)の請求は、共済契約者を經由して行うものとします。

(注) 死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金および通院共済金をいいます。

(14) バスの人身傷害共済金支払に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1 事故共済金額	共済証書記載の1 事故共済金額をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書記載の自動車の用途車種が自家用バスである場合に適用されます。

第3条(当会の責任限度額)

- (1) 人身傷害補償特約第3条(共済金を支払う場合)の共済金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1 事故共済金額を限度とします。
(2) 人身傷害補償特約第12条(支払共済金の計算)(1)または(2)の規定により被共済者1名ごとの共済金の総額が、1 事故共済金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって算出される額を、被共済者1名ごとに支払う共済金の額とします。

$$\boxed{\text{被共済者 1 名ごとに支払う共済金の額}} = \boxed{\text{1 事故共済金額}} \times \frac{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの共済金の額}}}{\boxed{\text{被共済者 1 名ごとの共済金の合計額}}}$$

- (3) 当会は(1)・(2)に定める共済金の額の総額と人身傷害補償特約第12条(支払共済金の計算)の規定による共済金および同特約第13条(人身被害特別費用共済金)(1)①の規定による死亡特別費用共済金が、1 事故共済金額を超える場合であっても、死亡特別費用共済金を支払います。

第4条(共済金の請求)

共済金の請求は、共済契約者を經由して行うものとします。

(15) 自損事故共済補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(自損事故条項の補償対象外)

当会は、この特約により、普通共済約款第2章自損事故条項(注)を適用しません。

(注) 共済証書記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

(16) 無共済車傷害共済補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(無共済車傷害条項の補償対象外)

当会は、この特約により、普通共済約款第3章無共済車傷害条項(注)を適用しません。

(注) 共済証書記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

(17) 搭乗者傷害共済補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(搭乗者傷害条項の補償対象外)

当会は、この特約により、普通共済約款第4章搭乗者傷害条項(注)を適用しません。

(注) 共済証書記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

Ⅳ. ご自身の自動車の補償に関わる特約

(18) 車両価額協定共済特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
協定共済価額	共済契約者または被共済者と当会が被共済自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 (注) 初度検査年月を含みます。
市場販売価格相当額	当会が別に定める車両標準価格表等に記載された価格をいいます。
全損	被共済自動車の損傷を修理することができない場合、または普通共済約款第5章車両条項第8条(修理費)の修理費が協定共済価額以上となる場合(注)をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済者	普通共済約款第5章車両条項の被共済者をいいます。
分損	普通共済約款第5章車両条項第8条(修理費)の修理費が協定共済価額未満となる場合(注)をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当する自動車である場合に限り適用されます。ただし、被共済自動車がレンタカー等の自動車である場合および被共済自動車の自動車検査証記載の用途が特種用途(キャンピング車以外)である場合を除きます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(協定共済価額)

- (1) 当会と共済契約者または被共済者は、協定共済価額を共済金額として定めるものとします。
- (2) 共済契約締結の後、被共済自動車の改造、付属品の装着等によって被共済自動車の価額が著しく増加した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、被共済自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被共済自動車の価額が著しく減少した場合には、共済契約者または被共済者は、当会に対する通知をもって、協定共済価額および共済金額について、減少後の被共済自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (4) (2)および(3)の場合、当会と共済契約者または被共済者は、将来に向かって、共済証書記載の協定共済価額に(2)の事由によって増加した価額を加えた額または共済証書記載の協定共済価額から(3)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定共済価額および共済金額を変更するものとします。
- (5) (4)の場合には、当会は、変更前の共済金額に対応する共済掛金と変更後の共済金額に対応する共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (6) (5)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、この特約(注)に従い、共済金を支払います。

(注) 普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (7) 普通共済約款第6章基本条項第8条(被共済自動車の入替)(1)に定める自動車の新規取得の場合において、共済契約者が書面により被共済自動車の入替の承認の請求を行い、当会がこれを承認するときは、(1)の規定により新たに取得し、または借り入れた自動車の価額を定め、その価額に協定共済価額および共済金額を変更するものとします。
- (8) (7)の場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (9) (8)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第4条(共済金額の調整)

この特約が適用されている場合には、当会は、普通共済約款第6章基本条項第13条(共済金額の調整)の規定は適用しません。

第5条(損害額の決定)

当会が共済金を支払うべき損害の額は、普通共済約款第5章車両条項第7条(損害額の決定)の規定にかかわらず、次の①～③のとおりとします。

- ① 被共済自動車の損傷を修理することができない場合は、協定共済価額
- ② ①以外の場合は、次の算式によって算出した額

損害の額	=	普通共済約款第5章車両条項第8条(修理費)に定める修理費	+	普通共済約款第5章車両条項第9条(費用)に定める費用	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
------	---	------------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------

- ③ 普通共済約款第5章車両条項第9条の費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用

第6条(支払共済金の計算)

1回の事故につき当会の支払う共済金の額は、普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)(1)の規定にかかわらず、次の①・②のとおりとします。ただし、共済金額を限度とします。

- ① 全損の場合は、前条①の額
② 分損の場合は、前条②または③の額から共済証書記載の免責金額(注)を差し引いた額
(注) 当会が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

第7条(協定共済価額が共済価額を著しく超える場合)

協定共済価額が共済価額(注)を著しく超える場合は、第5条(損害額の決定)、前条の規定の適用においては、その共済価額(注)を協定共済価額および共済金額とします。

(注) 普通共済約款第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する共済価額をいいます。

第8条(価額の評価のための告知)

- (1) 共済契約者または被共済者は、被共済自動車の協定共済価額を定めるに際し、当会が被共済自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 被共済自動車の協定共済価額を定めるに際し、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって当会が被共済自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第3条(協定共済価額)の規定により定めるべき額と異なる協定共済価額が定められた場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
(3) (2)の規定は次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2)の事実がなくなった場合
② 被共済自動車の協定共済価額を定める際、当会が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
③ 共済契約者または被共済者が、被共済自動車の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、被共済自動車の協定共済価額を定める際に当会に告げられていたとしても、当会が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当会が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
(4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会は、その損害については、第5条(損害額の決定)および第6条(支払共済金の計算)の規定にかかわらず、普通共済約款第5章車両条項第7条(損害額の決定)および同条項第10条(支払共済金の計算)(1)の規定を適用します。この場合において、既に第5条および第6条の規定を適用して共済金を支払っていたときは、当会は、普通共済約款第5章車両条項第7条および同条項第10条(1)の規定を適用して算出した共済金との差額の返還を請求することができます。
(5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
(6) (5)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、第5条(損害額の決定)および第6条(支払共済金の計算)の規定にかかわらず、普通共済約款第5章車両条項第7条(損害額の決定)および同条項第10条(支払共済金の計算)(1)の規定を適用します。

第9条(被害物についての当会の権利)

この特約が適用される場合は、普通共済約款第5章車両条項第12条(被害物についての当会の権利)(1)中の「共済価額」を「協定共済価額」と読み替えるものとします。ただし、第7条(協定共済価額が共済価額を著しく超える場合)の規定が適用される場合を除きます。

(19) 車両新価特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通共済約款第6章基本条項第8条(被共済自動車の入替)(1)に定める新規取得自動車のうち被共済自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)の①ア～エのいずれかに該当する者が新たに取得(注)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
協定共済価額	共済契約者または被共済者と当会が被共済自動車の価額として共済契約締結時に協定した価額をいい、共済契約締結時における被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 (注) 初度検査年月を含みます。
再取得	次の①～④のいずれかに該当する者が代替自動車を再取得(注)することをいいます。 ① 被共済自動車の所有者 ② 記名被共済者 ③ 記名被共済者の配偶者 ④ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被共済自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると当会が認めたときは、その部分品の修理は補修による修理費とします。
新規取得自動車	新たに取得(注)し、または借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

新規取得自動車等	新規取得自動車または所有自動車をいいます。
新車共済金額	共済証書記載の新車共済金額をいいます。
新車の市場販売価格相当額	当会が別に定める「車両標準価格表」等に記載された初度登録後1年未満の価格をいいます。ただし、共済契約締結の時ににおいて、車両標準価格表に被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、車両標準価格表に記載された初度登録後1年未満の被共済自動車と同等クラスの自動車の価格とします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
全損	被共済自動車の損傷を修理することができない場合または普通共済約款第5章車両条項第8条(修理費)の修理費が協定共済価額以上となる場合をいいます。
代替自動車	被共済自動車の代替として使用する自動車をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車の初度登録	被共済自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査をいいます。
被共済者	被共済自動車を所有する者をいいます。
復旧	代替自動車の再取得または被共済自動車の修理をいいます。
復旧額	損害を受けた被共済自動車を復旧するために実際に要した額をいいます。なお、代替自動車を再取得する場合は、代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税をいい、その他の税および登録諸費用を含みません。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約に車両価額協定共済特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当する自動車である場合で、共済期間の末日の属する月が被共済自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して61か月以内であり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(新車共済金額)

当会と共済契約者または被共済者は、被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を被共済自動車の新車共済価額として協定し、その価額を新車共済金額と定めるものとします。

第4条(新車共済金額の変更)

- (1) 普通共済約款第6章基本条項第8条(被共済自動車の入替)(1)の①・②のいずれかに該当する場合に、共済契約者が書面により被共済自動車の入替の承認の請求を行い、当会がこれを承認するときにおいて、共済期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から61か月以内であるときは、前条の規定により新規取得自動車等の新車共済価額を定め、新車共済金額を変更するものとします。
- (2) (1)の場合において、共済期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から61か月を超えるときは、当会は、この特約の規定を適用しません。
- (3) (1)の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (4) (3)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当会は、追加共済掛金額収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第5条(新車共済価額の評価のための告知)

- (1) 共済契約者または被共済者は、被共済自動車の新車共済価額を定める際、当会が被共済自動車の新車共済価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会は、被共済自動車の新車共済価額を定める際、当会が被共済自動車の新車共済価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によって次の①・②のいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - ① 共済契約者または被共済者が事実を告げなかったことにより、その結果として、第3条(新車共済金額)の規定に従って定めるべき額と異なった新車共済価額が定められた場合
 - ② 共済契約者または被共済者が事実と異なることを告げたことにより、その結果として、第3条の規定に従って定めるべき額と異なった新車共済価額が定められた場合
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合
 - ② 当会が被共済自動車の新車共済価額を定める際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 共済契約者または被共済者が被共済自動車の新車共済価額を評価するために必要な事項について書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が被共済自動車の新車共済価額を定める際に当会に告げられていたとしても、当会がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会が(2)の規定による解除の原因があることを知ったときの翌日から起算して1か月を経過した場合または共済契約締結のときの翌日から起算して5年を経過した場合

(注) 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会は、その損害については、第7条(支払共済金の計算)の規定にかかわらず、普通共済約款第5章車両条項第7条(損害額の決定)および第10条(支払共済金の計算)(1)の規定を適用します。この場合において、既に第7条の規定を適用して共済金を支払っていたときは、当会は、普通共済約款第5章車両条項第7条および第10条(1)の規定を適用して算出した共済金との差額の返還を請求することができます。

- (5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (6) (5)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、第7条(支払共済金の計算)の規定にかかわらず、普通共済約款第5章車両条項第7条(損害額の決定)および第10条(支払共済金の計算)(1)の規定を適用します。

第6条(この特約を適用しない場合)

当会は、被共済自動車に盗難されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、被共済自動車が発見された場合で、発見されるまでの間にその被共済自動車に生じた損害を除きます。

第7条(支払共済金の計算)

- (1) 1回の事故につき、当会の支払う共済金の額は、普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)(1)および車両価額協定共済特約第6条(支払共済金の計算)の規定にかかわらず、次の①～③のとおりとします。ただし、新車共済金額を限度とし、新車共済価額が妥当な価額(注1)を著しく超える場合は、その価額(注1)を新車共済金額とします。

区分	共済金の額
① 次のア～ウのいずれかに該当するとき ア. 被共済自動車の損傷を修理することができない場合で、再取得を行ったとき。 イ. 修理費が新車共済金額の50%以上となる場合(注2)で、復旧を行ったとき。 ウ. 修理費が協定共済価額以上となる場合で、復旧を行ったとき。	新車共済金額の全額
② 被共済自動車の損傷を修理することができない場合で再取得を行わなかったとき、または修理費が協定共済価額以上となる場合で復旧を行わなかったとき	協定共済価額
③ ①・②以外の場合	車両価額協定共済特約第5条(損害額の決定)②の損害の額から共済証書記載の免責金額(注3)を差し引いた額

(注1) 共済契約締結時における被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の初度登録後1年未満の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

(注2) 被共済自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。

(注3) 当会が共済金を支払う事故の発生の順によって定めます。

- (2) (1)の①に規定する当会が支払うべき共済金の額は、復旧額が新車共済金額を下回る場合は、次の①・②に定める額とします

区分	共済金の額
① 被共済自動車の損傷を修理することができない場合または修理費が協定共済価額を超える場合	協定共済価額と復旧額のいずれか高い額
② 修理費が協定共済価額以下となる場合	修理費と復旧額のいずれか高い額

第8条(復旧義務)

- (1) 被共済者は、前条(1)の①により共済金の支払を受ける場合は、被共済自動車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に復旧を履行しなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ当会の承認を得て、復旧の期間を変更することができます。
- (2) 共済契約者または被共済者は、(1)に規定する復旧を行った場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会に通知しなければなりません。

第9条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、次の①～③のときから、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 共済契約者または被共済者が前条(2)に定める通知を行ったとき
 - ② 被共済者が復旧する意思のないことを当会に申し出た場合は、申出を行ったとき
 - ③ ①・②以外の場合は、被共済自動車に損害の生じた日の翌日から起算して90日を経過した日
- (2) 被共済者がこの特約に基づき共済金または再取得時諸費用共済金の支払を請求する場合は、次の①・②のいずれかの書類を、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(2)の⑨の書類または証拠として当会に提出しなければなりません。
- ① 再取得を行った場合は、その事実、日付および再取得費用を証明する客観的書類
 - ② 被共済自動車の損傷の修理を行った場合は、その事実および日付を証明する客観的書類

第10条(再取得時諸費用共済金の支払)

- (1) 当会は、次の①・②のいずれかに該当する場合であって、かつ、代替自動車を再取得したときは、新車共済金額の20%に相当する額、または20万円のいずれか高い額を再取得時諸費用共済金として被共済者に支払います。ただし、40万円を限度とします。
- ① 当会の共済金を支払うべき損害が全損である場合
 - ② 修理費が新車共済金額の50%以上となる場合(注)
- (注) 被共済自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損害が生じていない場合を除きます。
- (2) 当会は、(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用共済金と第7条(支払共済金の計算)に規定する共済金の合計額が新車共済金額を超える場合であっても、再取得時諸費用共済金を支払います。
- (3) 他の共済契約等(注)がある場合であっても、当会は、この特約により支払うべき再取得時諸費用共済金の額を支払います。
- (注) (1)と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
- (4) (3)の規定にかかわらず、他の共済契約等(注1)により優先して再取得時諸費用共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に支払われている場合は、当会は、それらの額の合計額を再取得時諸費用共済金または保険金のうち最も高い額(注2)から差し引いた額に対してのみ再取得時諸費用共済金を支払います。
- (注1) (1)と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
- (注2) それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用共済金または保険金のうち最も高い額をいいます。
- (5) 当会に対する再取得時諸費用共済金の請求権は、被共済者が代替自動車を再取得した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (6) 再取得時諸費用共済金が支払われる場合は、当会は、臨時費用共済金(注)は支払い

ません。既に臨時費用共済金を支払っていた場合は、当会は、その金額を差し引いて再取得時諸費用共済金を支払います。

(注) 車両全損時臨時費用補償特約(5%)・(10%)に定める臨時費用共済金をいいます。
第11条(新車共済金額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合)

第3条(新車共済金額)の規定にかかわらず、新車共済金額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、その新車の市場販売価格相当額を新車共済金額とします。

第12条(被害物についての当会の権利)

当会は、普通共済約款第5章車両条項第12条(被害物についての当会の権利)(1)の規定にかかわらず、再取得を行ったことにより、当会がその権利を取得する旨の意思を表示して共済金を支払った場合は、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

第13条(被共済自動車の入替における自動補償特約の不適用)

この特約の適用においては、当会は、被共済自動車の入替における自動補償特約の規定は適用しません。

第14条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

被共済自動車について、他の共済契約等(注1)がある場合は、当会は、次の①・②によって共済金を支払います。

① 復旧額が損害額(注2)以下である場合は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定により決定した額を支払います。この場合において、普通共済約款第6章基本条項第24条(2)②中の「第5章車両条項」とあるのは「車両新価特約」と読み替えて適用するものとします。

② 復旧額が損害額(注2)を超える場合で、第8条(復旧義務)(2)の復旧の通知を受けた後においては、次のア・イの額の合計額を支払います。

ア. 損害額までの額について①により決定した額

イ. 損害額を超える部分の額について第7条(支払共済金の計算)の規定によって算出した共済金の額から損害額を差し引いた残額。ただし、この場合の残額は、復旧額と損害額との差額を限度とします。

(注1) この特約と同種の特約を適用しない他の共済契約または保険契約をいいます。

(注2) 車両価額協定共済特約第5条(損害額の決定)の損害額をいいます。

第15条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(20) 車両超過修理費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
車両超過修理費限度額	共済金額に50万円を加えた金額をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合は、被共済自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると当会が認めるときは、その部分品の修理は補修による修理費とします。
損害額等	車両価額協定共済特約第5条(損害額の決定)①の損害の額または同条②の損害の額を差し引いた額をいいます。
被共済自動車の初度登録	被共済自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査をいいます。
被共済者	被共済自動車を所有する者をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約に車両価額協定共済特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当する自動車である場合で、共済期間の始期日の属する月が被共済自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月を超えており、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(この特約を適用しない場合)

次条(1)の②の場合において、被共済者が被共済自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に被共済自動車の損傷を修理しなかったときは、当会は、この特約の規定を適用しません。ただし、修理に際してやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ当会の承認を得て、修理の期間を変更することができます。

第4条(車両共済の支払共済金の計算)

(1) 1回の事故につき、当会の支払う共済金の額は、普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)(1)および車両価額協定共済特約第6条(支払共済金の計算)の規定にかかわらず、次の①・②に定めるとおりとします。

① 被共済自動車の損傷を修理することができない場合は、共済金額

② 上記①以外の場合は、次の算式により算出した額。ただし、共済金額に50万円を加えた金額を限度とします。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} - \boxed{\text{共済証書記載の免責金額(注)}}$$

(注) 当会が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(2) 損害額等のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額(注)を超過するときは、当会は、(1)に定める共済金の額からその超過額を差し引いて共済金を支払います。

(注) 損害額等または車両超過修理費限度額のいずれか低い方から(1)に定める共済金の額を差し引いた額をいいます。

第5条(臨時費用共済金の支払に関する特則)

当会は、この特約により、車両全損時臨時費用補償特約(5%)・(10%)に定める臨時費用共済金の支払に関する規定にかかわらず、前条(1)の①の規定により、共済金額を共済金として支払うべき場合に限り、臨時費用共済金を支払います。

第6条(被害物についての当会の権利)

当会が第4条(車両共済の支払共済金の計算)(1)の規定により、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する旨の意思を表示して共済金額を共済金として支払った場合は、当会は、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

第7条(共済金の請求)

被共済者がこの特約に基づき共済金の支払を請求する場合は、修理の事実および日付を証明する客観的書類を、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(2)の⑨の書類または証拠として当会に提出しなければなりません。

第8条(被共済自動車の入替における自動補償特約の不適用)

この特約の適用においては、当会は、被共済自動車の入替における自動補償特約の規定は適用しません。

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(21) 車両全損時臨時費用補償特約 (5%)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	普通共済約款第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する全損をいいます。ただし、この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合には、同特約第1条(用語の定義)に規定する全損をいいます。
他の共済契約等	第3条(共済金を支払う場合—臨時費用共済金)(1)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当する自動車であって、かつ、車両共済の適用がある場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 特殊用途自動車(キャンピング車)

第3条(共済金を支払う場合—臨時費用共済金)

- (1) 当会は、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注)の規定により、当会の共済金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき車両共済契約における共済証書記載の共済金額の5%に相当する額を臨時費用共済金として被共済者に支払います。ただし、10万円を限度とします。

(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、共済価額(注1)を車両共済契約における共済証書記載の共済金額とします(注2)。

① この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されていない場合であって、共済証書記載の共済金額が共済価額(注1)を超えるとき。

② この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合であって、次のア・イのいずれかに該当するとき。

ア. 車両価額協定共済特約第7条(協定共済価額が共済価額を著しく超える場合)の適用がある場合

イ. 車両価額協定共済特約第8条(価額の評価のための告知)(4)ただし書の適用がある場合であって、共済証書記載の共済金額が共済価額(注1)を超えるとき。

(注1) 普通共済約款第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する共済価額をいいます。

(注2) ②イの場合において、既にこの(2)の規定を適用しないで臨時費用共済金を支払っていたときは、当会は、この(2)の規定を適用して算出した臨時費用共済金との差額の返還を請求することができます。

- (3) 当会は、(1)および(2)の規定によって支払うべき臨時費用共済金と普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)に定める共済金(注)の合計額が共済証書記載の共済金額を超える場合であっても、臨時費用共済金を支払います。

(注) この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合には、同特約第6条(支払共済金の計算)に定める共済金とします。

- (4) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき臨時費用共済金の額を支払います。ただし、他の共済契約等により優先して臨時費用共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に臨時費用共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額を、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき臨時費用共済金または保険金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ臨時費用共済金を支払います。

- (5) 当会に対する臨時費用共済金の請求権は、損害発生時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第4条(被共済者の範囲)

この特約における被共済者は、被共済自動車の所有者とします。

第5条(重大事由による解除に関する特約)

当会は、普通共済約款第6章基本条項第15条(重大事由による解除)(4)・(5)を次の通り読み替えてこの特約に適用します。

「(4) 共済契約者または記名被共済者が(1)③ア～オのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、臨時費用共済金のうち、(1) ③ア～オのいずれにも該当しない被共済者に係る部分については適用しません。」

- (5) 第5章車両条項の被共済者が(1)③ア～オのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、臨時費用共済金のうち、(1) ③ア～オのいずれにも該当しない被共済者に係る部分については適用しません。」

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注)の規定を準用します。

(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(22) 車両全損時臨時費用補償特約 (10%)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	普通共済約款第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する全損をいいます。ただし、この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合には、同特約第1条(用語の定義)に規定する全損をいいます。
他の共済契約等	第3条(共済金を支払う場合—臨時費用共済金)(1)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当する自動車であって、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(共済金を支払う場合—臨時費用共済金)

- (1) 当会は、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注)の規定により、当会の共済金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき車両共済契約における共済証書記載の共済金額の10%に相当する額を臨時費用共済金として被共済者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、共済価額(注1)を車両共済契約における共済証書記載の共済金額とします(注2)。

① この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されていない場合であって、共済証書記載の共済金額が共済価額(注1)を超えるとき。

② この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合であって、次のア・イのいずれかに該当するとき。

ア. 車両価額協定共済特約第7条(協定共済価額が共済価額を著しく超える場合)の適用がある場合

イ. 車両価額協定共済特約第8条(価額の評価のための告知)(4)ただし書の適用がある場合であって、共済証書記載の共済金額が共済価額(注1)を超えるとき。

(注1) 普通共済約款第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する共済価額をいいます。

(注2) ②イの場合において、既にこの(2)の規定を適用しないで臨時費用共済金を支払っていたときは、当会は、この(2)の規定を適用して算出した臨時費用共済金との差額の返還を請求することができます。

- (3) 当会は、(1)および(2)の規定によって支払うべき臨時費用共済金と普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)に定める共済金(注)の合計額が共済証書記載の共済金額を超える場合であっても、臨時費用共済金を支払います。

(注) この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合には、同特約第6条(支払共済金の計算)に定める共済金とします。

- (4) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき臨時費用共済金の額を支払います。ただし、他の共済契約等により優先して臨時費用共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に臨時費用共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額を、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき臨時費用共済金または保険金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ臨時費用共済金を支払います。

- (5) 当会に対する臨時費用共済金の請求権は、損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。

第4条(被共済者の範囲)

この特約における被共済者は、被共済自動車の所有者とします。

第5条(重大事由による解除に関する特約)

当会は、普通共済約款第6章基本条項第15条(重大事由による解除)(4)・(5)を次の通り読み替えてこの特約に適用します。

「(4) 共済契約者または記名被共済者が(1)③ア～オのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、臨時費用共済金のうち、(1)③ア～オのいずれにも該当しない被共済者に係る部分については適用しません。」

(5) 第5章車両条項の被共済者が(1)③ア～オのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、臨時費用共済金のうち、(1)③ア～オのいずれにも該当しない被共済者に係る部分については適用しません。」

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注)の規定を準用します。

(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(23) 車両共済の免責金額に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被共済自動車の所有者と異なる自動車(注)をいいます。

	す。 (注) 原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車(注)が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車(注)が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車(注)を所有する者 (注) 原動機付自転車を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。

第2条(この特約の適用条件)
この特約は、車両共済契約における共済証書記載の免責金額が5万円であって、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用)
被共済自動車と相手自動車との衝突または接触によって被共済自動車に生じた損害に対して、普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)(1)②または車両価額協定共済特約第6条(支払共済金の計算)②の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当会は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被共済自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。
(注) 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条(共済金の請求－交通事故証明書を提出できない場合)
被共済者は、この特約に基づき共済金の支払を請求する場合、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①～③の書類および写真を当会に提出しなければなりません。
① 被共済自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 被共済自動車の損傷部位の写真
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

(24) 自動車等衝突危険「車両損害」補償特約

第1条(用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条(共済金を支払う場合)
当会は、この特約により、普通共済約款第5章車両条項第2条(共済金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被共済自動車と次の①・②のいずれかに該当するものとの衝突または接触によって被共済自動車に生じた損害に対してのみ、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注1)に従い、共済金を支払います。
① 被共済自動車以外の自動車または原動機付自転車
② 動物(注2)
(注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。
(注2) 人を除きます。

第3条(共済金を支払わない場合)
当会は、この特約においては、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注)の規定による場合のほか、被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条(費用)
当会は、この特約の適用においては、普通共済約款第5章車両条項第9条(費用)の規定にかかわらず、同条⑤イおよび⑥に規定する費用は、同条項第7条(損害額の決定)の費用に含めません。

第5条(車両危険限定補償特約(A)が適用されている場合の特則)
この共済契約に車両危険限定補償特約(A)が適用されている場合には、同特約によって共済金を支払うべき損害に対しては、当会は、この特約を適用しません。

(25) 車両危険限定補償特約(A)

第1条(用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条(この特約の適用条件)
この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(共済金を支払う場合)
当会は、この特約により、普通共済約款第5章車両条項第2条(共済金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被共済自動車に生じた次の①～⑧のいずれかに該当する損害に限り、普通共済約款第5章車両条項および第6章基本条項(注1)に従い、共済金を支払います。
① 被共済自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被共済自動車が被爆した場合の損害
② 盗難によって生じた損害

- ③ 騒擾^{じょう}または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
 ⑤ 落書または窓ガラス破損の損害(注2)
 ⑥ いたずらによって生じた損害(注3)
 ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
 ⑧ ①～⑦のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被共済自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被共済自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
 (注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。
 (注2) 窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。
 (注3) 被共済自動車の運行によって生じた損害および被共済自動車と被共済自動車以外の自動車もしくは原動機付自転車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

(26) 機械装着車に関する「車両損害」特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。

第2条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、この特約により、普通共済約款第5章車両条項第2条(共済金を支払う場合)の規定にかかわらず、共済証書に明記された付属機械装置については、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して共済金を支払います。
 (2) 当会は、付属機械装置に生じた損害と被共済自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通共済約款第5章車両条項第7条(損害額の決定)から第10条(支払共済金の計算)までの規定を適用し、損害に対して共済金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。

(27) 工作用自動車のブーム補償対象外特約

- (1) 当会は、この特約により、普通共済約款第5章車両条項第2条(共済金を支払う場合)の規定にかかわらず、被共済自動車(注)のブーム部分については、被共済自動車(注)に含めません。
 (注) 共済証書記載の工作用自動車をいいます。
 (2) (1)のブーム部分とは、次の①・②の物をいいます。
 ① ブーム(注)ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム(注)と機能上一体をなしている部分品およびブーム(注)の機能上必要である部分品
 ② ①に定めるものに定着または装備されている次のア～オの物
 ア. 使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
 イ. 安全装置および警報装置
 ウ. 作動油および油脂類
 エ. 配線、配管およびホース類
 オ. その他定着または装備されている物
 (注) ジブを含みます。

(28) 被共済自動車の盗難に関する代車等費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車検証	被共済自動車の自動車検査証をいいます。
全損	普通共済約款第5章車両条項第1条(用語の定義)に規定する全損をいいます。ただし、この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合には、同特約第1条(用語の定義)に規定する全損をいいます。
他の共済契約等	第3条(共済金を支払う場合—代車等費用共済金)(1)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
盗難	付属品等被共済自動車の一部分のみの盗難を除きます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑧のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被共済自動車に普通共済約款第5章車両条項の適用がある場合(注)に限り適用されます。ただし、被共済自動車がレンタカー等の自動車である場合および車検証記載の用途が特種用途(キャンピング車以外)である場合を除きます。

- ① 自家用普通乗用車
 ② 自家用小型乗用車
 ③ 自家用軽四輪乗用車
 ④ 自家用小型貨物車
 ⑤ 自家用軽四輪貨物車
 ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
 ⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
 ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)
 (注) 自動車等衝突危険「車両損害」補償特約の適用がある場合は、あわせて車両危険限定補償特約(A)が適用されていることを条件とします。

第3条(共済金を支払う場合—代車等費用共済金)

- (1) 当会は、被共済自動車が盗難にあったことにより使用不能となった場合は、共済契

れた場合は、そのために要した費用は、運搬費用に含みません。

第4条(共済金を支払わない場合—その1)

当会は、次の①～⑮のいずれかに該当する事由によって被共済者が被った損害に対しては、ロードアシスタンス費用共済金を支払いません。

- ① 次のア～オのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注1)
イ. 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注1)
ウ. ア・イに定める者の法定代理人
エ. ア・イに定める者の業務に従事中の使用人
オ. ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りません。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②～⑤の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 詐欺または横領
⑨ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用している間、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
⑩ 被共済自動車を次のア～エのいずれかに該当する路面等において使用すること。ただし、被共済自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限りません。
ア. 積雪のある路面または凍結した路面
イ. 降雪、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
ウ. 轍^{わだち}
エ. 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤
⑪ 被共済自動車の鍵の紛失
⑫ 被共済自動車の燃料切れ。ただし、契約自動車が電気自動車である場合の電池切れおよびこれに類する燃料切れ(注7)を除きます。
⑬ エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
⑭ 自動車製造業者の取扱説明書等に表示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障
⑮ 被共済自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合の、被共済自動車の盗難(注8)または被共済自動車の鍵の盗難
(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(注7) 燃料電池自動車、圧縮天然ガス自動車、液化石油ガス自動車等の、所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車における燃料切れをいいます。
(注8) 発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

第5条(共済金を支払わない場合—その2)

当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に被共済自動車が走行不能となったことによって生じた損害に対しては、ロードアシスタンス費用共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)
② 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注)
③ ①・②に定める者の法定代理人
④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子
(注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条(被共済者の範囲)

- (1) この特約における被共済者とは、次の①～③のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被共済者
 - ② 被共済自動車の所有者
 - ③ 被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中の者(注2)。
(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注2) 一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。
 - ① 被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者(注)
 - ② 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者
 - ③ 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者
(注) 一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第7条(個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定によって、次条(1)に定める当会の支払うべきロードアシスタンス費用共済金の限度額が増額されるものではありません。

第8条(ロードアシスタンス費用共済金の支払)

- (1) 当会は、被共済者が負担した応急処置費用または運搬費用の額を、ロードアシスタンス費用共済金として支払います。ただし、1回の事故につき15万円を限度とします。
- (2) 応急処置費用または運搬費用のうち、回収金がある場合は、当会は実際に発生した応急処置費用または運搬費用の額から回収金の額を差し引いてロードアシスタンス費用共済金を支払います。

第9条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべきロードアシスタンス費用共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当会は、次の算式により算出した額に対してのみロードアシスタンス費用共済金を支払います。

ロードアシスタンス
費用共済金の額

=

実際に発生した応急処
置費用または運搬費用
の額

-

他の共済契約等の共
済金または保険金の
額の合計額

第10条(現物による支払)

当会は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、被共済自動車に対する応急の処置、陸送車等による被共済自動車の運搬等、ロードアシスタンス費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、共済金の支払に代えることができます。

第11条(共済金の請求)

- (1) 当会に対するロードアシスタンス費用共済金の請求権は、被共済者が応急処置費用または運搬費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、被共済自動車が走行不能となった時とします。
- (2) 被共済者がこの特約に基づきロードアシスタンス費用共済金の支払を請求する場合は、被共済自動車に対する応急の処置または陸送車等による被共済自動車の運搬の事実、日付および費用を証明する客観的書類を、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(2)の⑨の書類または証拠として当会に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第12条(普通共済約款および他の特約との関係)

- (1) 当会は、この特約によりロードアシスタンス費用共済金が支払われる場合は、普通共済約款第5章車両条項第9条(費用)③・④の費用を支払いません。
- (2) この特約の適用においては、当会は、運転者家族限定特約および運転者年齢特約の規定を適用しません。
- (3) 当会は、次の①～④の特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。
- ① 他車運転危険補償特約
 - ② 法人契約他車運転危険補償特約
 - ③ 原動機付自転車に関する特約
 - ④ 臨時代替自動車補償特約

第13条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。この場合には、普通共済約款第6章基本条項の規定を次の①・②のとおり読み替えるものとします。

- ① 第15条(重大事由による解除)(4)②および(5)中の「第5章車両条項」を「ロードアシスタンス特約」
- ② 第31条(代位)(3)中の「車両損害」を「ロードアシスタンス特約に係る損害」

(30) ロードアシスタンス対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(ロードアシスタンス特約の不適用)

当会は、この特約により、ロードアシスタンス特約の規定を適用しません。

(31) ロードアシスタンス超過費用特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約にロードアシスタンス特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が次の①～⑨のいずれかに該当し、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)
- ② 営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)
- ③ 営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)
- ④ 自家用バス
- ⑤ 営業用バス
- ⑥ 砂利類運送用普通貨物車
- ⑦ 小型ダンプカー
- ⑧ 普通型ダンプカー(最大積載量2トン以下)
- ⑨ 普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)

第2条(ロードアシスタンス特約の読み替え)

この特約の適用においては、ロードアシスタンス特約第7条(ロードアシスタンス費用共済金)(1)のただし書の規定中「15万円」とあるのを「100万円」と読み替えるものとします。

(32) ロードアシスタンス代車等諸費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の共済契約等	第3条(共済金を支払う場合—その1)(1)または第4条(共済金を支払う場合—その2)(1)と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
レンタカー	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約にロードアシスタンス特約の適用がある場合で、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(共済金を支払う場合—その1)

- (1) 当会は、ロードアシスタンス特約の規定により同特約のロードアシスタンス費用共済金の支払対象となる場合で、被共済自動車が走行不能となった地から陸送車等により運搬(注)されたとき、または修理工場等へ入庫したときは、被共済者が(2)～(4)に定める代車等諸費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代

車等諸費用共済金を被共済者に支払います。

(注) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域において、その災害の影響により被共済自動車の陸送車等による運搬が困難であると当会が認めた場合は、陸送車等で運搬されたものとみなします。

(2) この特約において、代車等諸費用とは、それぞれ次の①～④の費用をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 代車費用	被共済自動車在使用できなくなったことにより、当会の指定するレンタカー事業者(注)において、被共済者がレンタカーを代車として借り入れるために要した費用
② 宿泊費用	被共済者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、被共済自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した1泊分の客室料
③ 移動費用	被共済自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場等から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被共済者が移動するために要した交通費
④ 引取費用	修理工場等にて被共済自動車の修理が完了した後、合理的な経路および方法で被共済自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。

(注) 被共済者があらかじめ当会の同意を得てレンタカーを借り入れるレンタカー事業者を含みます。

(3) (2)①の規定にかかわらず、次の①・②のいずれかに該当する費用を代車費用とします。ただし、被共済者が費用を負担することについて事前に当会に通知し、当会が承認した場合に限りします。

① 被共済者が正当な理由によりレンタカー以外の自動車を代車として利用するために要した費用のうち、その自動車の取得代金、点検料、整備料等を勘案した実費相当額として当会が認めたもの

② 被共済者が正当な理由により代替の交通手段としてタクシー、バスまたは電車等を利用するために要した費用のうち、当会が認めたもの

(4) (2)①～③の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当するものは、代車費用、宿泊費用または移動費用に含みません。

① 飲食費用等(2)②の宿泊または(2)③の移動の目的以外のサービス料金

② 謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等

③ (2)①の代車を利用した場合、または(2)③の移動の手段として被共済者がタクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代または有料道路料金

第4条(共済金を支払う場合—その2)

(1) 当会は、ロードアシスタンス特約の規定により同特約のロードアシスタンス費用共済金の支払対象とならない場合で、次の①・②のいずれかに該当する事由によって被共済自動車に損害が生じた場合は、被共済者が前条(2)①、(3)および(4)に定める代車費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代車費用共済金を被共済者に支払います。ただし、被共済自動車を使用することができる場合(注)で、被共済者がその損傷を修理しないときを除きます。

① 被共済自動車の盗難

② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、被共済自動車の所在が確認できない事故であつて、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

(注) 法令により走行が禁じられた場合を除きます。

(2) 前条(1)の規定を適用する場合は、(1)の規定を適用しません。

第5条(共済金を支払わない場合—その1)

当会は、前条の適用においては、次の①～⑩のいずれかに該当する事由によって被共済者が被る損害に対しては、代車費用共済金を支払いません。

① 次のア～オのいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注1)

イ. 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注1)

ウ. ア・イに定める者の法定代理人

エ. ア・イに定める者の業務に従事中の使用人

オ. ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りします。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②～⑤のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用している間、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的としている場所において使用(注6)すること

⑩ 被共済自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合の、被共済自動車の盗難(注7)または被共済自動車の鍵の盗難

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

第6条(共済金を支払わない場合—その2)

当会は、第4条(共済金を支払う場合—その2)の適用においては、次の①～⑧のいずれかに該当する被共済自動車の損害によって被共済者が被る損害に対しては、代車費用共済金を支払いません。

① 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然の消耗

② 故障損害(注1)

③ 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害。ただし、被共済自動車から取りはずされて車上にない被共済自動車の鍵の盗難(注2)により、被共済自動車の鍵およびその錠一式を交換する場合を除きます。

- ④ 付属品のうち被共済自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ(注3)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
- ⑦ 被共済自動車が特種用途自動車である場合の共済証書に明記された付属機械装置に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑧ 被共済自動車が工作用自動車または農耕作業用自動車である場合の普通共済約款第5章車両条項第4条(共済金を支払わない場合—その2)⑦・⑧に規定する物に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分(注4)と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- (注1) 偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注2) 紛失を除きます。
- (注3) チューブを含みます。
- (注4) 被共済自動車が農耕作業用自動車である場合は、原動機の定着部分である車体とします。

第7条(共済金を支払わない場合—その3)

当会は、第4条(共済金を支払う場合—その2)の適用においては、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた事故により被共済者が被る損害に対しては、代車費用共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)
- ② 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注)
- ③ ①・②に定める者の法定代理人
- ④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子
- (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条(被共済者の範囲)

この特約における被共済者は、それぞれ下表に定めるとおりとします。

費用	被共済者
① 代車費用	被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主
② 宿泊費用	被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中の者(注2)。ただし、次のア～ウのいずれかに該当する者は被共済者を含みません。 ア. 被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者(注2) イ. 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者 ウ. 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者
③ 移動費用	
④ 引取費用	被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主

(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第9条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第10条(代車等諸費用共済金)

- (1) 当会は、被共済者が負担したそれぞれ下表に定める代車等諸費用の額を、代車等諸費用共済金として支払います。

共済金の種類	共済金の限度額
① 代車費用共済金	1回の事故につき、次の算式により算出された額 1日あたりの代車費用の額。 ただし、共済証書記載の共済金額を限度とします。 × 次条に定める支払対象期間における代車の利用日数。 (注)ただし、共済証書に記載された日数を限度とします。
② 宿泊費用共済金	1回の事故につき、被共済者1名あたり1万円
③ 移動費用共済金	1回の事故につき、被共済者1名あたり2万円
④ 引取費用共済金	1回の事故につき、15万円

(注) 第3条(共済金を支払う場合—その1)(3)②の代替の交通手段の利用日数を含みます。

- (2) (1)③の規定にかかわらず、被共済者がタクシーまたはレンタカーを利用した場合は、その1台に対し2万円を限度とします。ただし、そのレンタカーについて代車費用共済金の支払がある場合は、2万円からその代車費用共済金の共済金額を差し引いた額を限度とします。
- (3) 代車等諸費用のうち、回収金がある場合は、当会は、それぞれの費用に区分して、それぞれ各別に実際に発生した代車等諸費用の額から該当する回収金の額を差し引いて共済金を支払います。

第11条(代車費用共済金の支払対象期間)

- (1) 前条(1)①の支払対象期間は、次に定める期間とします。

支払対象期間	
支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
① 第3条(共済金を支払う場合—その1)(1)の規定により共済金を支払うべき場合は、被共済自動車が走行不能となった地から陸送等により運搬(注1)された日または修理工場等に入庫した日	次のア・イのいずれか早い日 ア. 被共済自動車が修理完了後、または盗難(注3)された被共済自動車が発見された後、共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日
② 第4条(共済金を支払う場合—その	イ. 被共済自動車の代替として使用する自

2) (1)の規定により共済金を支払うべき場合は、その事故の発生日(注2)	動車を新たに取得(注4)した日
---------------------------------------	-----------------

- (注1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域において、その災害の影響により被共済自動車の陸送車等による運搬が困難であると当会が認めた場合は、陸送車等で運搬されたものとみなします。
- (注2) 被共済自動車が盗難にあった場合は、共済契約者または被共済者が盗難の事実を警察官に届け出た日とします。
- (注3) 被共済自動車の部品または付属品のみの盗難を除きます。
- (注4) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約に基づく借入れを含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①・②のいずれかに該当する期間は支払対象期間には含みません。
- ① 支払対象期間の初日の翌日から起算して1年を経過した後の期間。ただし、被共済自動車の修理または代替として使用する自動車の取得(注)に際してやむを得ない事情がある場合は、支払対象期間の初日の翌日から起算して1年を経過した後の期間を支払対象期間に含めることができるものとします。
- ② 共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により(1)の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間
- (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約に基づく借入れを含みます。

第12条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき代車等諸費用共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当会は、それぞれの費用を区分して、それぞれ各別に次の算式により算出された額に対してのみ代車等諸費用共済金を支払います。

実際に発生した代車等諸費用の額	－	他の共済契約等の共済金または保険金の額の合計額
-----------------	---	-------------------------

第13条(現物による支払)

当会は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、代車の貸与、宿泊施設または移動手段の提供等、代車等諸費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、共済金の支払に代えることができます。

第14条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する代車等諸費用共済金の請求権は、被共済者が代車等諸費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、次の①～③のいずれかに該当する時とします。
- ① 第10条(代車等諸費用共済金)(1)①の共済金の場合は、次のア・イのいずれかに該当する時
- ア. 第3条(共済金を支払う場合—その1)(1)の規定により共済金を支払うべき場合は、被共済自動車が走行不能となった時
- イ. 第4条(共済金を支払う場合—その2)(1)の規定により共済金を支払うべき場合は、その事故の発生日の時
- ② 第10条(1)②・③の共済金の場合は、被共済自動車が走行不能となった時
- ③ 第10条(1)④の共済金の場合は、被共済自動車の修理が完了した時
- (2) 被共済者がこの特約に基づき代車等諸費用共済金の支払を請求する場合は、次の①・②の事項を証明する客観的書類を、普通共済約款第6章基本条項第25条(共済金の請求)(2)⑨の書類または証拠として当会に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。
- ① 代車の借入れまたは代替の交通手段を利用した事実、日数および費用
- ② 宿泊、移動または被共済自動車の引取りの事実、日付および費用

第15条(普通共済約款および他の特約との関係)

- (1) 当会は、この特約の適用において、第3条(共済金を支払う場合—その1)(2)の代車等諸費用共済金を支払うべき場合は、運転者家族限定特約および運転者年齢特約の規定を適用しません。
- (2) 当会は、この特約により第3条(共済金を支払う場合—その1)(2)④の引取費用に対する共済金を支払うべき場合は、この特約による共済金を優先して支払い、普通共済約款第5章車両条項第9条(費用)⑤の費用を支払いません。
- (3) 当会は、この特約により第4条(共済金を支払う場合—その2)(1)①の代車費用に対する共済金を支払うべき場合は、この特約による共済金を優先して支払い、被共済自動車の盗難に関する代車等費用補償特約の規定による共済金を支払いません。
- (4) 当会は、次の①～④の特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。
- ① 他車運転危険補償特約
- ② 法人契約他車運転危険補償特約
- ③ 原動機付自転車に関する特約
- ④ 臨時代替自動車補償特約

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。この場合には、普通共済約款第6章基本条項の規定を次の①～③のとおり読み替えるものとします。

- ① 第15条(重大事由による解除)(4)の2中の「第5章車両条項」を「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」
- ② 第25条(共済金の請求)(2)⑧中の「第1章賠償責任条項における対物事故または第5章車両条項に係る」を「ロードアシスタンス代車等諸費用特約第4条(共済金を支払う場合—その2)(1)の規定による」
- ③ 第31条(代位)(3)中の「車両損害」を「ロードアシスタンス代車等諸費用特約第3条(共済金を支払う場合—その1)または第4条(共済金を支払う場合—その2)の規定により当会が代車等諸費用共済金を支払うべき損害」

V. その他の補償などに関わる特約

(33) 他車運転危険補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被共済者	普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する記名被共済者をいいます。

共済金請求権者	普通共済約款第3章無共済車傷害条項の共済金請求権者をいいます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の自動車	記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子が所有する自動車(注)以外の自動車であって、その用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当するものをいいます。ただし、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子が常時使用する自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用小型貨物車 ⑤ 自家用軽四輪貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車) (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される共済契約または保険契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および機識番号標を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑦のいずれかに該当する自動車であって、かつ、記名被共済者が個人である場合に適用されます。
- ① 自家用普通乗用車
 - ② 自家用小型乗用車
 - ③ 自家用軽四輪乗用車
 - ④ 自家用小型貨物車
 - ⑤ 自家用軽四輪貨物車
 - ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
 - ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(共済金を支払う場合—賠償責任)

- (1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第1章賠償責任条項(注)を適用します。ただし、この場合における被共済者は、次の①～④のいずれかに該当する者に限ります。
- ① 記名被共済者
 - ② 記名被共済者の配偶者
 - ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) ①①～④のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注)を被共済者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限りです。
- (注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。
- (3) 当会は、この特約により、普通共済約款第1章賠償責任条項第2条(共済金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
- (4) ①～③の規定(注1)に関して他の自動車の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の自動車の共済契約等に優先して、損害に対して共済金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額の合計額を、損害額(注2)から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。
- (注1) 普通共済約款第1章賠償責任条項第18条(対人事故見舞金補償)の見舞金を除きます。
- (注2) それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (5) ①の規定による普通共済約款第1章賠償責任条項第18条(対人事故見舞金補償)の対人事故見舞金に対して他の自動車の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の自動車の共済契約等に優先して、対人事故見舞金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、これらの共済契約または保険契約がないものとして算出した当会が対人事故見舞金として支払うべき共済金の額が、他の自動車の共済契約等により支払われる共済金または保険金の額の合計額を、この共済契約により支払うべき共済金の額から差し引いた額に対してのみ対人事故見舞金

を支払います。

第4条(共済金を支払う場合—自損傷害)

- (1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車(被共済自動車)とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第2章自損事故条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中(注3)の次の①～④のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

- (2) (1)の規定に関して他の自動車の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の自動車の共済契約等に優先して、傷害に対して共済金を支払います。ただし、他の自動車(レンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の共済契約等により支払われる共済金または保険金の額の合計額を、この共済契約により支払うべき共済金の額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

- (3) (2)の規定の適用においては、普通共済約款第2章自損事故条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する介護費用共済金と医療共済金とこれらの共済金以外の共済金(注)とに区分して算出するものとします。

(注) 死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

第5条(共済金を支払う場合—無共済車傷害)

- (1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車(被共済自動車)とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第3章無共済車傷害条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中(注3)の次の①～④のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

- (2) (1)の規定に関して他の自動車の共済契約等がある場合で、共済金請求権者が他の自動車の共済契約等によって共済金または保険金の支払を受けることができるときは、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、1回の無共済車事故による損害額(注1)が、次の①・③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を共済金として共済金請求権者に支払います。ただし、次の②・③のうちいずれか高い額を、共済証書記載の共済金額から差し引いた額を限度とします。

共済金の額	＝	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)に規定される損害の額	＋	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第9条(費用)の費用
－				
次の①・②・④・⑤・⑥の合計額または、 次の①・③・⑤・⑥の合計額のうちいずれか高い額				

- ① 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(共済金を支払う場合)(3)①に規定する額

- ② 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(3)②に規定する額

- ③ 他の自動車の共済契約等の共済金額または保険金額(注2)

- ④ 他の自動車の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額

- ⑤ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第10条(支払共済金の計算)③に規定する額

- ⑥ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第10条④に規定する額

(注1) 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。

(注2) 他の自動車の共済契約等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額のうち最も高い額とします。

第6条(無共済車傷害の特例)

この共済契約に無共済車傷害車内および車外危険補償特約が適用されている場合には、前条の規定は適用しません。

第7条(車両損害についての特例)

- (1) 当会は、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくは配偶者の同居の親族ならびに別居の未婚の子が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第5章車両条項(注1)を適用した場合に、当会が共済金を支払うべき損害が当該他の自動車に生じたときは、被共済者が法律上の損害賠償責任(注2)を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。

(注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 当該他の自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任に限り、責任を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の自動車について、普通共済約款第5章車両条項第2条(共済金を支払う場合)(1)と全部または一部について支払い責任が同じである共済契約または保険契約が締結されている場合は、共済金を支払いません。

第8条(共済金を支払わない場合)

当会は、普通共済約款第1章賠償責任条項、第2章自損事故条項、第3章無共済車傷害条項、第6章基本条項および被害者救済費用特約の規定による場合のほか、次の①～④のいずれかに該当するときに生じた事故により、被共済者が被った損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転しているとき。

- ② 被共済者が役員(注3)となっている法人の所有する自動車(注2)を運転しているとき。

- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貸貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。

- ④ 被共済者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

(注1) 家事を除きます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注3) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第9条(被共済自動車の譲渡または返還の場合)

この特約の適用においては、当会は、普通共済約款第6章基本条項第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(2)は適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。

(34) 法人契約他車運転危険補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被共済者	普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する記名被共済者をいいます。
共済金請求権者	普通共済約款第3章無共済車傷害条項の共済金請求権者をいいます。
個人被共済者	個人被共済者とは、記名被共済者(法人)の法人の理事、取締役等の役員にかぎります。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の自動車	記名被共済者、個人被共済者、その配偶者または個人被共済者もしくはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子が所有する自動車(注)以外の自動車であって、その用途車種が次の①～⑦のいずれかに該当するものをいいます。ただし、個人被共済者、その配偶者または個人被共済者もしくはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子が常時使用する自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用小型貨物車 ⑤ 自家用軽四輪貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦ 特種用途自動車(キャンピング車) (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される共済契約または保険契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑦のいずれかに該当する自動車であって、かつ、普通共済約款第1章賠償責任条項第8条(被共済者の範囲—対人・対物共通)(1)①に規定する記名被共済者が法人であるとともに、被共済自動車の所有者が記名被共済者または記名被共済者の理事、取締役等の役員であり、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
② 自家用小型乗用車
③ 自家用軽四輪乗用車
④ 自家用小型貨物車
⑤ 自家用軽四輪貨物車
⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
⑦ 特種用途自動車(キャンピング車)

- (2) (1)の所有者とは次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①・②以外の場合は、被共済自動車を所有する者

第3条(共済金を支払う場合—賠償責任)

- (1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第1章賠償責任条項(注)を適用します。ただし、この場合における被共済者は、次の①～④のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 個人被共済者
② 個人被共済者の配偶者
③ 個人被共済者またはその配偶者の同居の親族
④ 個人被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) (1)①～④のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注)を被共済者を含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物

事故に限りです。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。

(3) 当会は、この特約により、普通共済約款第1章賠償責任条項第2条(共済金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

(4) (1)～(3)の規定(注1)に関して他の自動車の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の自動車の共済契約等に優先して、損害に対して共済金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額の合計額を、損害額(注2)から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

(注1) 普通共済約款第1章賠償責任条項第18条(対人事故見舞金補償)に規定する見舞金を除きます。

(注2) それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(5) (1)の規定による普通共済約款第1章賠償責任条項第18条(対人事故見舞金補償)の対人事故見舞金に対して他の自動車の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の自動車の共済契約等に優先して、対人事故見舞金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、これらの共済契約または保険契約がないものとして算出した当会对人事故見舞金として支払うべき共済金の額が、他の自動車の共済契約等により支払われる共済金または保険金の額の合計額を、この共済契約により支払うべき共済金の額から差し引いた額に対してのみ対人事故見舞金を支払います。

第4条(共済金を支払う場合—自損傷害)

(1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第2章自損事故条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中(注3)の次の①～④のいずれかに該当する者に限りです。

① 個人被共済者

② 個人被共済者の配偶者

③ 個人被共済者またはその配偶者の同居の親族

④ 個人被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の規定に関して他の自動車の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の自動車の共済契約等に優先して、傷害に対して共済金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の共済契約等により支払われる共済金または保険金の額の合計額を、この共済契約により支払うべき共済金の額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

(3) (2)の規定の適用においては、普通共済約款第2章自損事故条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する介護費用共済金と医療共済金とこれらの共済金以外の共済金(注)とに区分して算出するものとします。

(注) 死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

第5条(共済金を支払う場合—無共済車傷害)

(1) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第3章無共済車傷害条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中(注3)の次の①～④のいずれかに該当する者に限りです。

① 個人被共済者

② 個人被共済者の配偶者

③ 個人被共済者またはその配偶者の同居の親族

④ 個人被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注1) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の規定に関して他の自動車の共済契約等がある場合で、共済金請求権者が他の自動車の共済契約等によって共済金または保険金の支払を受けることができるときは、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、1回の無共済車事故による損害額(注1)が、次の①・③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を共済金として共済金請求権者に支払います。ただし、次の②・③のうちいずれか高い額を、共済証書記載の共済金額から差し引いた額を限度とします。

共済金の額	=	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)に規定される損害の額	+	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第9条(費用)の費用
	-	次の①・②・④・⑤・⑥の合計額または、 次の①・③・⑤・⑥の合計額のうちいずれか高い額		

① 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(共済金を支払う場合)(3)①に規定する額

② 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(3)②に規定する額

③ 他の自動車の共済契約等の共済金額または保険金額(注2)

④ 他の自動車の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額

⑤ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第10条(支払共済金の計算)③に規定する額

⑥ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第10条④に規定する額

(注1) 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。

(注2) 他の自動車の共済契約等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額のうち最も高い額とします。

第6条(無共済車傷害の特約)

この共済契約は無共済車傷害車内および車外危険補償特約が適用されている場合には、前条の規定は適用しません。

第7条(共済金を支払わない場合)

当会は、普通共済約款第1章賠償責任条項、第2章自損事故条項、第3章無共済車傷害条項、第6章基本条項および被害者救済費用特約の規定による場合のほか、次の

- ①～④のいずれかに該当するときに生じた事故により、被共済者が被った損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転しているとき。
- ② 被共済者が役員(注3)となっている法人の所有する自動車(注2)を運転しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ④ 被共済者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- (注1) 家事を除きます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (注3) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条(被共済自動車の譲渡または返還の場合)

この特約の適用においては、当会は、普通共済約款第6章基本条項第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(2)は適用しません。

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。

(35) 原動機付自転車に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被共済者	普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する記名被共済者をいいます。
共済金請求権者	普通共済約款第3章無共済車傷害条項の共済金請求権者をいいます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
借用原動機付自転車	第8条(被共済者の範囲)に規定する被共済者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車(注)以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被共済者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー以外の借用原動機付自転車	借用原動機付自転車から、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の原動機付自転車を除いたものをいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑧のいずれかに該当する自動車であって、かつ、その所有者および記名被共済者が個人である場合で、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
- ① 自家用普通乗用車
 - ② 自家用小型乗用車
 - ③ 自家用軽四輪乗用車
 - ④ 自家用小型貨物車
 - ⑤ 自家用軽四輪貨物車
 - ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
 - ⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
 - ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)
- (2) ①の所有者とは次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①・②以外の場合は、被共済自動車を所有する者

第3条(共済金を支払う場合—賠償責任)

- (1) 当会は、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第1章賠償責任条項(注)を適用します。この場合において、対物賠償共済契約における共済証書記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
- (注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会は、この特約により、普通共済約款第1章賠償責任条項第2条(共済金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

- (3) (1)・(2)の規定(注1)に関して、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の共済契約等がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額の合計額を、損害額(注2)から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会は、他の共済契約等に優先して、損害に対して共済金を支払います。

(注1) 普通共済約款第1章賠償責任条項第18条(対人事故見舞金補償)に規定する見舞金を除きます。

(注2) それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条(共済金を支払う場合―自損傷害)

- (1) 当会は、被共済者が正規の乗車装置に搭乗中(注1)の原動機付自転車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第2章自損事故条項(注2)を適用します。

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) (1)の規定に関して、被共済者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の共済契約等がある場合は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、他の共済契約等により支払われる共済金または保険金の額の合計額を、この共済契約により支払うべき共済金の額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会は、他の共済契約等に優先して、傷害に対して共済金を支払います。

- (3) (2)の規定の適用においては、普通共済約款第2章自損事故条項第1条(用語の定義)共済金の定義に規定する介護費用共済金と医療共済金とこれらの共済金以外の共済金(注)とに区分して算出するものとします。

(注) 死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

第5条(共済金を支払う場合―無共済車傷害)

- (1) 当会は、被共済者が正規の乗車装置に搭乗中(注1)の原動機付自転車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第3章無共済車傷害条項(注2)を適用します。

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) (1)の規定に関して、被共済者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の共済契約等がある場合で、共済金請求権者が他の共済契約等によって共済金または保険金の支払を受けることができることは、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)の規定にかかわらず、1回の無共済車事故による損害額(注1)が、次の①・③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を共済金として共済金請求権者に支払います。ただし、次の②・③のうちいずれか高い額を、共済証書記載の共済金額から差し引いた額を限度とします。

共済金の額	=	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)に規定される損害の額	+	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第9条(費用)の費用
	-	次の①・②・④・⑤・⑥の合計額または、 次の①・③・⑤・⑥の合計額のうちいずれか高い額		

- ① 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(共済金を支払う場合)(3)①に規定する額

- ② 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(3)②に規定する額

- ③ 他の共済契約等の共済金額または保険金額(注2)

- ④ 他の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額

- ⑤ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第10条(支払共済金の計算)③に規定する額

- ⑥ 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第10条④に規定する額

(注1) 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。

(注2) 他の共済契約等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額のうち最も高い額とします。

第6条(無共済車傷害の特則)

この共済契約に無共済車傷害車内および車外危険補償特約が適用されている場合には、前条の規定は適用しません。

第7条(共済金を支払わない場合―賠償責任)

当会は、第3条(共済金を支払う場合―賠償責任)の適用においては、普通共済約款第1章賠償責任条項および第6章基本条項の規定による場合のほか、次の①～④のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被共済者の業務(注1)のために、被共済者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被共済者のいずれかに該当する場合を除きます。

- ② 被共済者の使用者の所有する原動機付自転車(注2)を、その使用者の業務(注1)のために、被共済者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被共済者のいずれかに該当する場合を除きます。

- ③ 次条に規定する被共済者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

- ④ 被共済者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 家事を除きます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第8条(被共済者の範囲)

- (1) この特約においては、普通共済約款第1章賠償責任条項第8条(被共済者の範囲―対人・対物賠償共通)、第2章自損事故条項第5条(被共済者の範囲)および第3章無共済車傷害条項第6条(被共済者の範囲)(1)の規定にかかわらず、次の①～④のいずれかに該当する者を被共済者とし、

- ① 記名被共済者

- ② 記名被共済者の配偶者

- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (2) 第3条(共済金を支払う場合―賠償責任)の規定に基づき普通共済約款第1章賠償責任条項を適用する場合においては、(1)①～④に規定する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注)を被共済者を含みます。ただし、その責任無能力者に関す

る対人事故または対物事故に限りです。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。

- (3) この特約において被害者救済費用特約を適用する場合は、同特約第8条(被共済者の範囲)(1)の規定にかかわらず、(1)①～④に規定する者のうち、次の①・②のいずれかに該当する者を同特約の被共済者としします。

① 原動機付自転車の運転者

② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者

- (4) (3)②における所有者とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。

① 原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①・②以外の場合は、原動機付自転車を所有する者

第9条(被共済自動車の譲渡または返還の場合)

- (1) 被共済自動車が譲渡または返還された場合には、その事実が生じた時から当会が普通共済約款第6章基本条項第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(1)または同条項第8条(被共済自動車の入替)(1)の承認をする時までの間は、第2条(この特約の適用条件)(1)の規定にかかわらず、被共済自動車の譲渡または返還後の所有者が個人でないときであっても、この特約が適用されます。

- (2) この特約の適用においては、当会は、普通共済約款第6章基本条項第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(2)の規定は適用しません。

第10条(運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会は、運転者家族限定特約、運転者年齢特約、子供特約、および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。

(36) 臨時代替自動車補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被共済者	普通共済約款第1章賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する記名被共済者をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
共済金請求権者	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第1条(用語の定義)に規定する共済金請求権者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被代替自動車	被共済自動車のうち、整備、修理、点検等のために、整備工場等の管理下において使用できない自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
臨時代替自動車	被共済自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被共済者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、共済契約者およびその使用人が所有する自動車(注)を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①・②のいずれかに該当する場合に限り適用されます。

- ① 被共済自動車の用途車種が、次のア～キのいずれかに該当する自動車であって、かつ、記名被共済者が法人であるノンフリート契約である場合

ア. 自家用普通乗用車

イ. 自家用小型乗用車

ウ. 自家用軽四輪乗用車

エ. 自家用小型貨物車

オ. 自家用軽四輪貨物車

カ. 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)

キ. 特種用途自動車(キャンピング車)

- ② 共済証書にフリートである旨記載されている場合

第3条(共済金を支払う場合—賠償責任)

- (1) 当会は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第1章賠償責任条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、共済証書記載の被共済者およびその使用人に限ります。

- (2) (1)ただし書の規定にかかわらず、被害者救済費用特約を適用する場合は、次の①・②のいずれかに該当する者を被共済者としします。

① (1)ただし書に該当する臨時代替自動車の運転者

② 臨時代替自動車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、臨時代替自動車の所有者

- (3) 当会は、この特約により、普通共済約款第1章賠償責任条項第2条(共済金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

- (4) 臨時代替自動車について適用される共済契約または保険契約で、臨時代替自動車の共済契約等(注)がある場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約がある場合の共済金の支払額)(1)・(3)の規定にかかわらず、損害の額が臨時代替自動車の共済契約等(注)によって支払われる共済金または保険金の合計額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
- (注) (1)～(3)の規定により、当会が共済金を支払うべき損害の全部または一部に対して共済金または保険金を支払うものをいいます。

第4条(共済金を支払う場合—自損傷害)

- (1) 当会は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第2章自損事故条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。
- (2) 臨時代替自動車に適用される共済契約または保険契約で、普通共済約款第2章自損事故条項第2条(共済金を支払う場合)と支払責任の発生要件を同じくするものによって、被共済者が被った傷害に対して共済金または保険金が支払われる場合は、当会は、普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)(2)の規定にかかわらず、共済金を支払いません。
- (3) (1)の規定は、普通共済約款第2章自損事故条項第2条(共済金を支払う場合)の介護費用共済金、医療共済金とこれら以外の共済金(注)とに区分し、それぞれ別に適用します。
- (注) 死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

第5条(共済金を支払う場合—無共済車傷害)

- (1) 当会は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第3章無共済車傷害条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。
- (2) 臨時代替自動車の無共済車傷害共済等(注1)がある場合で、共済金請求権者が臨時代替自動車の無共済車傷害共済等(注1)によって共済金または保険金の支払を受けることができるときは、当会は普通共済約款第6章基本条項第24条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)(2)の規定にかかわらず、1回の無共済車傷害事故による損害額(注2)が次の①・③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を共済金として共済金請求権者に支払います。ただし、次の②・③のうちいずれか高い額を、共済証書記載の共済金額から差し引いた額を限度とします。

共済金の額	=	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)に規定される損害の額
	+	普通共済約款第3章無共済車傷害条項第9条(費用)の費用
	-	次の①・②・④・⑤・⑥の合計額または次の①・③・⑤・⑥の合計額のうちいずれか高い額

- ① 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(共済金を支払う場合)(3)①に規定する額
- ② 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(3)②に規定する額
- ③ 臨時代替自動車の無共済車傷害共済等(注1)の共済金額または保険金額(注3)
- ④ 臨時代替自動車の無共済車傷害共済等(注1)によって支払われる共済金または保険金の額
- ⑤ 普通共済約款無共済車傷害条項第10条(支払共済金の計算)③に規定する額
- ⑥ 普通共済約款無共済車傷害条項第10条④に規定する額
- (注1) 臨時代替自動車について適用される共済契約または保険契約で、普通共済約款第3章無共済車傷害条項第2条(共済金を支払う場合)と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
- (注2) 普通共済約款第3章無共済車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。
- (注3) 臨時代替自動車の無共済車傷害共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額のうち最も高い額とします。

第6条(共済金を支払う場合—搭乗者傷害)

当会は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款第4章搭乗者傷害条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第7条(共済責任の始期および終期)

- (1) 臨時代替自動車に係る当会の共済責任は、臨時代替自動車が共済契約者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済期間の始期において既に共済契約者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会の共済責任は始まり、また共済契約者が臨時代替自動車を管理中であっても、共済期間の終期をもって当会の共済責任は終わります。

第8条(この特約を適用しない場合)

当会は、全車同一一括共済特約第5条(付保漏れがあった場合)または同特約第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)の規定により、同特約第3条(中途取得自動車に対する自動補償)の規定が適用されない場合は、この特約を適用しません。

第9条(他車運転危険補償特約と法人契約他車運転危険補償特約の不適用)

当会は、臨時代替自動車については、他車運転危険補償特約および法人契約他車運転危険補償特約を適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。

(37) 荷物補償特約(個人用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済価額	損害が生じた地および時における荷物の価額をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

損害額	当会が共済金を支払うべき損害の額をいいます。
他の共済契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
荷物	被共済自動車の車室内またはトランク内に収容された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいい、次の①～⑩の物を含みません。 ① 被共済自動車に定着または装備(注)されている物 ② 燃料 ③ 商品、見本品、事業用什器、備品・機械装置、その他これらに準ずる物 ④ 通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずる物 ⑤ 貴金属、宝玉石、宝飾品および書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ⑥ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、徽章、免許状その他これらに準ずる物 ⑦ 磁気テープ、ディスク等の記録媒体に記録されているプログラムおよびデータ ⑧ 動物および植物 ⑨ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物 ⑩ 法律、命令、規則、条例等により、自動車の車室内またはトランク内に収容することを禁止されているもの (注) 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑧のいずれかに該当する自動車であって、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(共済金を支払う場合)

当会は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって被共済自動車に損害が生じ、かつ、荷物に生じた損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

第4条(共済金を支払わない場合—その1)

当会は、次の①～⑩のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 次のア～オのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注1)
イ. 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注1)
ウ. ア・イに定める者の法定代理人
エ. ア・イに定める者の業務に従事中的使用人
オ. ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りす。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②～⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 紛失
- ⑨ 詐欺または横領
- ⑩ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用している間、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的としている場所において使用(注6)すること

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(共済金を支払わない場合—その2)

当会は、次の①～④のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(積込みまたは積下し中を含みます。)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート(注1)である場合を除きます。
 - ② 荷物に存在する欠陥、摩滅、腐蝕、さび、その他自然の消耗
 - ③ 故障損害(注2)
 - ④ 被共済自動車を空港(注3)内で使用している間に生じた事故による損害
- (注1) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- (注2) 偶然な外来の事故に直接起因しない荷物の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注3) 飛行場およびヘリポートを含みます。

第6条(共済金を支払わない場合—その3)

当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に、その本人の所有する荷物について生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)
 - ② 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注)
 - ③ ①・②に定める者の法定代理人
 - ④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子
- (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条(被共済者の範囲)

- (1) この特約において被共済者とは、荷物の所有者をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①・②のいずれかに該当するものは被共済者に含みません。
 - ① 被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗していた者
 - ② 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

第8条(損害額の決定)

- (1) 損害額は、共済価額によって定めます。
- (2) 荷物の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出された額を損害額とします。

$$\begin{aligned}
 \text{損害額} &= \boxed{\text{次条に定める修理費}} + \boxed{\text{第10条(費用)に定める費用}} \\
 &- \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したために荷物全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額}} \\
 &- \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}}
 \end{aligned}$$

- (3) 第10条(費用)に定める費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
- (4) 荷物が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、その損害が荷物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)～(3)の規定により損害の額を決定します。

第9条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、荷物を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、荷物の復旧に際して、当会が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条(費用)

第8条(損害額の決定)の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の①～④の費用(注1)をいいます。

- ① 普通共済約款第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益であった費用
- ② 普通共済約款第6章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- ③ 盗難にあった荷物を引き取るために必要であった費用
- ④ フェリーボート(注2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する荷物の分担額

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第11条(支払共済金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超えた場合は、共済価額を限度とします。

$$\begin{aligned}
 \text{共済金の額} &= \boxed{\text{第8条(損害額の決定)の損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} \\
 &- \boxed{\text{損害額のうち、回収金(注)がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、その超過額}}
 \end{aligned}$$

(注) 第三者が負担すべき金額で被共済者が既に回収したものをいいます。

- (2) 被共済者が2名以上である場合は、当会は、次の算式によって各被共済者に対して支払う共済金の額を決定します。

$$\boxed{\text{各被共済者に対して支払う共済金の額}} = \boxed{\text{(1)の規定により当会の支払う共済金の額}} \times \frac{\boxed{\text{各被共済者の損害額(注)}}}{\boxed{\text{各被共済者の損害額(注)の合計額}}}$$

(注) 回収金がある場合は、その回収額を差し引いた額とします。

第12条(現物による支払)

当会は、荷物の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共

済金の支払に代えることができます。

第13条(被害物についての当会の権利)

- (1) 当会が荷物に生じた損害に対して共済金を支払った場合は、当会は、共済金の共済価額に対する割合によって、被共済者が荷物について持っている権利を取得します。
- (2) (1)の場合において、当会がその権利を取得しないという意思を表示して共済金を支払った場合は、荷物について被共済者が持っている権利は当会には移転しません。

第14条(盗難にあった荷物の返還)

当会が荷物の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った翌日から起算して60日以内に荷物が発見された場合は、被共済者は既に受け取った共済金を当会に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に荷物に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

第15条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、次の算式により算出された額に対してのみ共済金を支払います。

共済金	=	損害額(注)	-	他の共済契約等の共済金または保険金の額の合計額
-----	---	--------	---	-------------------------

(注) それぞれの共済契約または保険契約において損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条(運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会は、運転者家族限定特約、運転者年齢特約および子供特約の規定は適用しません。

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。この場合には、同条項の規定を次の①～④のとおりに読み替えるものとします。

- ① 第15条(重大事由による解除) (4) ②中の「第5章車両条項」を「荷物補償特約(個人用)」
- ② 第22条(事故発生時の義務)中の「被共済自動車」を「荷物」
- ③ 第25条(共済金の請求)中の「第5章車両条項」を「荷物補償特約(個人用)」
- ④ 第31条(代位)中の「車両損害」を「荷物損害」

(38) 荷物補償特約(事業用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済価額	損害が生じた地および時における荷物の価額をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
損害額	当会が共済金を支払うべき損害の額をいいます。
他の共済契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
荷物	被共済自動車の車室内、トランク内または正規の荷台に積載中(注1)の次の①・②に掲げるものをいいます。 ① 商品、見本品、事業用什器・備品・機械 ② 事業を営む者がその事業に関連して受託または借用しているもの ただし、①・②には次のア～ソのものを含まません。 ア. 船舶(ヨット・モーターボートおよび水上オートバイならびにボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 イ. 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ウ. 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 エ. 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物 オ. 動物および植物等の生物 カ. 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券およびこれらに準ずるもの) キ. 預金証書または貯金証書(通帳および現金自動支払機用カードを含みます。)、クレジットカードその他これらに準ずるもの ク. 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物 ケ. 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物 コ. 冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物 サ. 社会通念上、一般的な交換価値の認められない情報・資料・フィルム・テープ・フロッピーディスク・文書等 シ. ガラス等易損品。ただし、「易損品」とは、次の物をいいます。ガラス、陶磁器、ガラス製品、鏡、石製品、石こう製品、かわら、スレート、土管、セメント・コンクリート製品、れんが等 ス. 被共済者の役員または使用人の所有物 セ. 自動車に定着または装備(注2)されている物 ソ. その他共済証書記載のもの (注1) 荷積、荷降ろし中は除きます。

	(注2) 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車の用途車種が、次の①～⑧のいずれかに該当する自動車(注)であって、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)

(注) 営業用貨物車および冷凍・保冷・保温設備を有する自動車を除きます。

第3条(共済金を支払う場合)

当会は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって被共済自動車に損害が生じ、かつ、車室内、トランク内もしくは正規の荷台に積載中の荷物に生じた損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

第4条(共済金を支払わない場合—その1)

当会は、次の①～⑫のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 次のア～オのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注1)
 - イ. 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注1)
 - ウ. ア・イに定める者の法定代理人
 - エ. ア・イに定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りです。
- ② 被共済者の役員または使用人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性によって生じた損害もしくはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ③～⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑨ 紛失
- ⑩ 詐欺または横領
- ⑪ 窃盗または強盗発生後60日以内に覚知することができなかった窃盗または強盗による損害
- ⑫ 被共済自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用している間、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的としている場所において使用(注6)すること

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済み燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(共済金を支払わない場合—その2)

当会は、次の①～⑨のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(積込みまたは積下し中を含みます。)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート(注1)である場合を除きます。
- ② 荷物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ③ 荷物の瑕疵によって生じた損害。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵によって生じた損害については、この限りではありません。
- ④ 荷物に加工(修理を除きます。以下同様とします。)をほどこした場合で、加工着手後に生じた損害
- ⑤ 荷物に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合は、このかぎりではありません。
- ⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない荷物の電氣的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が生じた場合は、このかぎりではありません。
- ⑦ 荷物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって荷物の機能に支障をきたさない損害
- ⑧ 荷物である液体の流失による損害。ただし、その結果として他の荷物に生じた損害についてはこのかぎりではありません。
- ⑨ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合はこのかぎりではありません。

⑩ 楽器の音色または音質の変化

⑪ 被共済自動車を空港(注2)内で使用している間に生じた事故による損害

(注1) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注2) 飛行場およびヘリポートを含みます。

第6条(共済金を支払わない場合—その3)

当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に、その本人の所有する荷物について生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)

② 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注)

③ ①・②に定める者の法定代理人

④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子

(注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条(被共済者の範囲)

この特約において、被共済者とは、荷物の所有者をいいます。

第8条(損害額の決定)

(1) 損害額は、共済価額によって定めます。

(2) 荷物の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出された額を損害額とします。

$$\begin{aligned} \text{損害額} &= \text{次条に定める修理費} + \text{第10条(費用)に定める費用} \\ &- \text{修理に際し部分品を交換したために荷物全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額} \\ &- \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} \end{aligned}$$

(3) 第10条(費用)に定める費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。

(4) 荷物が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、その損害が荷物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)～(3)の規定により損害の額を決定します。

第9条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、荷物を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、荷物の復旧に際して、当会が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条(費用)

第8条(損害額の決定)の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の①～④の費用(注1)をいいます。

① 普通共済約款第6章基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益であった費用

② 普通共済約款第6章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

③ 盗難にあった荷物を引き取るために必要であった費用

④ フェリーボート(注2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する荷物の分担額

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第11条(支払共済金の計算)

(1) 1回の事故につき当会の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超えた場合は、共済価額を限度とします。

$$\begin{aligned} \text{共済金の額} &= \text{第8条(損害額の決定)の損害額} - \text{免責金額} \\ &- \text{損害額のうち、回収金(注)がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、その超過額} \end{aligned}$$

(注) 第三者が負担すべき金額で被共済者が既に回収したものをいいます。

(2) 被共済者が2名以上である場合は、当会は、次の算式によって各被共済者に対して支払う共済金の額を決定します。

$$\begin{aligned} \text{各被共済者に対して支払う共済金の額} &= \text{(1)の規定による当会の支払う共済金の額} \times \frac{\text{各被共済者の損害額(注)}}{\text{各被共済者の損害額の(注)の合計額}} \end{aligned}$$

(注) 回収金がある場合は、その回収額を差し引いた額とします。

第12条(現物による支払)

当会は、荷物の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

第13条(被害物についての当会の権利)

(1) 当会が荷物に生じた損害に対して共済金を支払った場合は、当会は、共済金の共済価額に対する割合によって、被共済者が荷物について持っている権利を取得します。

(2) (1)の場合において、当会がその権利を取得しないという意思表示をして共済金を支払った場合は、荷物について被共済者が持っている権利は当会には移転しません。

第14条(共済の目的の回収)

第3条(共済金を支払う場合)の損害に対して、当会が損害共済金を支払った後、1年以内に荷物の全部または一部が回収された場合は、被共済者は、既に取り付けた損害共済金を当会に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、被共済者は、返還されるまでの間に生じた荷物のき損または汚損の損害に対して、損害共済金

を請求することができます。

第15条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、次の算式により算出された額に対してのみ共済金を支払います。

$$\boxed{\text{共済金}} = \boxed{\text{損害額(注)}} - \boxed{\text{他の共済契約等の共済金または保険金の額の合計額}}$$

(注) それぞれの共済契約または保険契約において損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条(運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会は、運転者家族限定特約、運転者年齢特約および子供特約の規定は適用しません。

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款第6章基本条項の規定を準用します。この場合には、同条項の規定を次の①～④のとおり読み替えるものとします。

- ① 第15条(重大事由による解除) (4) ②中の「第5章車両条項」を「荷物補償特約(事業用)」
- ② 第22条(事故発生時の義務)中の「被共済自動車」を「荷物」
- ③ 第25条(共済金の請求)中の「第5章車両条項」を「荷物補償特約(事業用)」
- ④ 第31条(代位)中の「車両損害」を「荷物損害」

(39) 弁護士特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
あっせん・仲裁機関	申立人の申立に基づき和解のためのあっせん・仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車(以下「原動機付自転車」といいます)をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償共済等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97条)に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体傷害	被共済者が事故により被った身体の傷害をいい、これに起因する死亡およびガス中毒を含みます。ただし、平常の生活または日常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)、日射、熱射、または精神的衝動による障害および被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のない症状は含みません。 (注) 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
損害額	第3条(共済金を支払う場合)に規定する損害の額をいいます。
対象事故	日本国内において発生した次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。 ① 自動車の所有、使用または管理に起因する事故(注1) ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突。ただし、被共済者が当該自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(注2)に搭乗中である場合に限り、(注1) 火災、爆発または自動車の落下を含みます。 (注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
他の共済契約等	第3条(共済金を支払う場合)と全部または一部に対して支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
着手金	第3条(共済金を支払う場合)(1)に該当する案件について、弁護士または司法書士に折衝、示談またはあっせん・仲裁、調停の申立もしくは訴訟の提起について委任を行う際に、弁護士または司法書士に支払われるべき費用をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	対象事故によって、被共済者から法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
弁護士費用	あらかじめ当会の同意を得て被共済者が委任した弁護士、司法書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関に対して、当会の同意を得て支出した弁護士報酬、司法書士報酬(注)、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。 (注) 着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される金額とします。ま

	た、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。
報酬金	第3条(共済金を支払う場合)(1)に該当する案件について、弁護士または司法書士に折衝、示談またはあっせん・仲裁、調停の申立もしくは訴訟の提起について委任事務が行われた結果、その目的達成の程度に応じて弁護士または司法書士に支払われるべき費用をいいます。
法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の①～③のいずれかに該当する行為をいいます。ただし口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に定める相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3(業務)第4号に定める相談
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、対象事故によって、被共済者(注1)が次の①～③のいずれかに該当する被害について、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、弁護士費用共済金を支払います。

① 身体傷害

② 被共済自動車自体もしくはその車室内、トランク内、荷台もしくはキャリア(注2)に積載された財物の事故による滅失、き損または汚損およびこれらに起因して被共済者が被る経済的損失

③ 被共済者が所有、使用もしくは管理する②以外の財物の事故による滅失、き損または汚損およびこれらに起因して被共済者が被る経済的損失。ただし、記名被共済者が個人である場合に限りします。

(注1) 被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

(注2) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を固定して積載・運搬するための装置をいいます。

- (2) 当会は対象事故によって、被共済者(注)が(1)①～③のいずれかに該当する被害に対して、あらかじめ当会の同意を得て法律相談を行う場合に、法律相談費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、法律相談費用共済金を支払います。

(注) 被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

- (3) 当会は、対象事故が共済期間内に発生した場合にのみ、共済金を支払います。ただし、(1)①の場合には、身体傷害を被ったとき(注)が共済期間中である場合に限りします。

(注) 傷害の原因となった事故発生の時をいいます。

第4条(共済金を支払わない場合—その1)

当会は次の①～⑤のいずれかに該当する事故による損害に対しては共済金を支払いません。

① 被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故

② 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた事故

③ 被共済者が、使用または管理する財物について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用または管理している間に生じた事故

④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた事故

⑤ 被共済自動車もしくは被共済者が搭乗中の被共済自動車以外の自動車を空港(注1)内で使用(注2)している間に生じた事故

(注1) 飛行場およびヘリポートを含みます。

(注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(共済金を支払わない場合—その2)

当会は、次の①～⑦のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 台風、洪水または高潮

④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ①～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 被共済自動車もしくは被共済者が搭乗中の被共済自動車以外の自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または被共済自動車もしくは被共済者が搭乗中の被共済自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)することによって発生した事故

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条(共済金を支払わない場合—その3)

当会は、次の①～④のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償を請求するときに要した費用に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者

② 第8条(被共済者の範囲)(1)①～④に規定する被共済者

③ 被共済者の父母、配偶者または子

④ 記名被共済者の使用人(注)

(注) 記名被共済者が法人である場合は、その理事または取締役を含みます。

第7条(共済金を支払わない場合—その4)

当会は、次の①・②のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を共済金請

求権者が行う場合は、それにより生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被害に対して自賠償共済等、その他の損害賠償責任共済の共済金の請求が行われる共済契約の共済者(注)に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- ② 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

(注) 保険金の請求が行われる保険契約の保険責任を負う者を含みます。

第8条(被共済者の範囲)

- (1) この特約における被共済者とは、次の①～⑥のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①～④以外で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中の者。ただし、自動車検査証に事業用と記載されている被共済自動車に搭乗中の者は除きます。
- ⑥ ①～⑤以外で、被共済自動車の所有者(注2)のうち、次のア～ウに該当する者
ア. 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
イ. 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ウ. ア・イ以外の場合は、被共済自動車を所有する者

(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 第3条(共済金を支払う場合)(1)②に係る法律上の損害賠償請求を行う場合に限りします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗している者は被共済者を含みません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、自動車取扱業者が自動車を業務として受託している場合、これらの者は被共済者を含みません。
- (4) (1)に規定する被共済者が死亡した場合には、第3条(共済金を支払う場合)(1)または(2)に定める費用を負担する法定相続人が被共済者の地位を承継することが出来ます。

第9条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第10条(支払共済金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会が支払う弁護士費用共済金の額は、被共済者1名あたり、次の算式によって算出した額とします。ただし、＜別表＞弁護士費用共済金算定額基準に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、300万円を限度とします。

共済金の額	=	第3条(共済金を支払う場合)(1)に規定する弁護士費用	－	第3条(1)に規定する弁護士費用のうち普通共済約款第1章賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用
-------	---	-----------------------------	---	--

- (2) 1回の事故につき当会が支払う法律相談費用共済金の額は、被共済者1名あたり、次の算式によって算出した額とします。ただし、10万円を限度とします。

共済金の額	=	第3条(共済金を支払う場合)(2)に規定する法律相談費用の実費	－	第3条(2)に規定する法律相談費用のうち普通共済約款第1章賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用
-------	---	---------------------------------	---	---

第11条(事故発生時の義務)

- (1) 共済契約者または被共済者は、対象事故が発生した場合または対象事故によって被共済者が被った身体傷害により法律上の損害賠償を請求する場合で、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)(1)または(2)に規定する費用を支出しようとするときは、次の①～③に定める事項を対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会に通知しなければなりません。
 - ① 事故の発生の日時、場所および事故の状況
 - ② 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - ③ 法律相談あるいは折衝・示談またはあつせん・仲裁・調停の申立もしくは訴訟提起の手續について委任を行う弁護士、司法書士または行政書士の住所および氏名
- (2) 共済契約者または被共済者が、(1)の規定に違反した場合、または当会に事実を告げなかった場合もしくは被害者と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。ただし、被共済者が、過失がなく対象事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知ができなかった場合を除きます。

第12条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この特約により支払うべき共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済金請求権者の請求があり、かつ、当会がこれを承認した場合は、他の共済契約等がないものとして算出した当会の支払うべき共済金の額を共済金の支払額として、他の共済契約等に優先して支払います。また、他の共済契約等によって、この共済契約に優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額をこの特約により支払うべき共済金の額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

第13条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、第3条(共済金を支払う場合)(1)または(2)に規定する費用が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合には、共済証書に添えて次の①～④の書類または証拠のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。
 - ① 共済金の請求書
 - ② 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、内容についての書類
 - ③ 第3条(共済金を支払う場合)(1)または(2)に規定する費用について、その費用の支払を証明する書類
 - ④ その他当会が普通共済約款第6章基本条項第26条(共済金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被共済者が正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第14条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が第3条(共済金を支払う場合)(1)または(2)に規定する費用の請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。
- ① 当会が損害額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第15条(支払共済金の返還)

- (1) 当会は、次の①・②のいずれかに該当する場合は、被共済者に支払った共済金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消等により被共済者が支払った着手金の返還を受けた場合
- ② 対象事故に関して被共済者が提起した訴訟の判決に基づき、被共済者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過する場合
- ア. 被共済者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
- イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会が第10条(支払共済金の計算)の規定により、既に支払った共済金の合計額
- (2) (1)の規定により当会が返還を求める共済金の額は次の①・②に定めるとおりとします。
- ① (1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第10条(支払共済金の計算)の規定により支払われた共済金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
- ② (1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第10条(支払共済金の計算)の規定により支払われた共済金の額を限度とします。

第16条(時効)

共済金請求権は、次の①・②の時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- ① 第13条(共済金の請求)(2)に定める手続が行われなかった場合には、同条(1)に定める時
- ② 第13条(共済金の請求)(2)に定める手続が行われた場合には、当会が同条(2)の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

第17条(運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会は、運転者家族限定特約、運転者年齢特約、子供特約の規定は適用しません。

第18条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。この場合には、普通共済約款第6章基本条項第15条(重大事由による解除)(4)②中の「第5章車両条項」を「弁護士特約」と読み替えるものとします。

別表 弁護士費用共済金算定額基準

当会が支払う弁護士費用共済金は、それぞれ次の1～6までの規定に従い算出します。ただし、共済金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は別に定めるところによります。

1. 着手金

- (1) 弁護士または司法書士に委任した被害事故にかかわる損害賠償請求手続きについて、対象の経済的利益の額(注1)に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、経済的利益の額(注1)の算定が困難な場合は、過去の判例等に基づき合理的に推定される金額のうち最も少ない金額を経済的利益の額(注1)として仮に定めて、その額を基準として計算された着手金を当初の着手金とし、2に定める報酬金を支払う段階で不足額を調整することができるものとします。

	経済的利益の額(注1)	限度額(注2)
①	125万円以下の場合	10万円
②	125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益の額(注1)×8%
③	300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額(注1)×5%+9万円
④	3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額(注1)×3%+69万円
⑤	3億円を超える場合	経済的利益の額(注1)×2%+369万円

(注1) 被害事故の内容および被共済者が被害事故によって被った損害について、弁護士または司法書士への依頼時の資料から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。

(注2) 被害事故の内容および共済金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当会が認めた場合は、30%の範囲内で増額することができます。

- (2) (1)の経済的利益の額(注)には次の①～③までのいずれかに該当する金額を含みます。
- ① 自賠責共済等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額または既に支払われた金額
- ② 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済者、保険者からの事前提示に基づき支払が予定される共済金もしくは保険金の額または既に支払われた共済金もしくは保険金の額
- ③ 共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (注) 被害事故の内容および被共済者が被害事故によって被った損害について、弁護士または司法書士への依頼時の資料から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。
- (3) 同一の被害事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、次の①～④までのいずれかに該当する場合で当会が妥当と認めたときは、(1)の額の25%に相当する額を限度に増額することができます。
- ① 弁護士または司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟を受任する場合
- ② 弁護士または司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟を受任する場合
- ③ 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合
- ④ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合
- (4) 同一の被害事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、弁護士または司法書士がその争訟の解決までに、(3)の複数の手続きを受任する場合は、すべての手続きを通じての着手金の合計額を、(1)の額の50%に相当する額を限度に増額することができます。

ただし、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事務処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会が妥当と認めた場合は50%を超える額とすることができま

す。
(5) 同一の被害事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、弁護士または司法書士が調査から引き続き、示談交渉、調停、仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合は、(1)の着手金の額から、既に受け取っていた調査手数料の額を差し引くものとします。

2. 報酬金

(1) 弁護士または司法書士への委任によって取得した経済的利益の額(注1)に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。

経済的利益の額(注1)	限度額(注2)
① 300万円以下の場合	経済的利益の額(注1)×16%(注3)
② 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額(注1)×10%+18万円
③ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額(注1)×6%+138万円
④ 3億円を超える場合	経済的利益の額(注1)×4%+738万円

(注1) 共済金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士または司法書士が行った損害賠償請求手続きにより取得することができた額をいいます。

(注2) 被害事故の内容および共済金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当会が認めた場合は、30%の範囲内で増額することができます。

(注3) 経済的利益の額(注1)が125万円以下の場合、事案の難易度等に応じて20万円以内とすることができます。

(2) (1)の経済的利益の額(注)には次の①～③までのいずれかに該当する金額を含みます。

① 自賠責共済等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額または既に支払われた金額

② 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済者、保険者からの事前提示に基づき支払が予定される共済金もしくは保険金の額または既に支払われた共済金もしくは保険金の額

③ 共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

(注) 共済金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士または司法書士が行った損害賠償請求手続きにより取得することができた額をいいます。

(3) 同一の弁護士が引き続き上訴審を受任した場合は、最終審の報酬金のみを支払います。

3. 時間制報酬

(1) 弁護士または司法書士に委任した被害事故にかかわる損害賠償請求手続きの事務処理に実際に要した時間(注)1時間あたり2万円を限度額とし、1回の被害事故につき、30時間分を上限とします。ただし、被害事故の内容および共済金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、当会が妥当と認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(注) 書面作成、裁判所への出頭、共済金請求権者との打合せ、賠償義務者との交渉、法律・事実関係の調査等の、弁護士または司法書士が法律事務を処理するために要する時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間、執務内容報告書の作成に要した時間、弁護士または司法書士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。

(2) 同一の被害事故について着手金、報酬金、自賠責共済等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料および日当と時間制報酬を同時に請求することはできません。

(3) 事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士または司法書士が法律事務を処理するために社会通念上必要かつ妥当と当会が認めた時間に限るものとし、弁護士または司法書士から提出された執務内容報告書(注)により確認するものとします。

(注) 執務内容の詳細および執務時間が1分単位で記載されたものに限りま

す。なお、原則として毎月1回提出するものとします。

4. 手数料

(1) 弁護士または司法書士が実施する自賠責共済等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、下表に掲げる金額を限度とします。

支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

(2) (1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. 日当

弁護士または司法書士が事務処理にあたり遠方に移動する必要がある場合(注)の日当は、1日につき下表に掲げる金額を限度とします。

目的地までの所要時間	限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

(注) 事務処理のために必要もしくは有益な事務処理に伴う移動であると当会が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査をした場合をいいます。

6. その他の費用

1～5まで以外の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等(注)とします。

(注) 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。

VI. 共済掛金の払込に関わる特約

(40) 共済掛金分割払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
払込期日	共済証書記載の払込期日をいいます。

第2条(共済掛金の分割払)

当会は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額(以下「分割共済掛金」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割共済掛金の払込方法)

- (1) 共済契約者は、この共済契約の締結と同時に第1回分割共済掛金を払い込み、第2回目以降の分割共済掛金については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 次の①・②に定める条件をいずれも満たし、かつ、当会が承認する場合は、第2回目以降の分割共済掛金を口座振替により払い込むことができます。この場合において、共済契約者は、払込期日の前日までにその払込期日に払い込むべき分割共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に、共済期間の初日までに設定されていること。
 - ② この共済契約の締結および当会への共済掛金口座振替依頼書の提出が、共済期間の初日までになされていること。
- (3) 共済掛金払込方法が口座振替による場合は、払込期日は、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

第4条(分割共済掛金領収前の事故)

共済期間が始まった後であっても、当会は、前条の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第5条(追加共済掛金の払込み)

- (1) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、被共済自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により、入替自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (6) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

第6条(分割共済掛金不払の場合)

- (1) 第2回目以降の分割共済掛金について、払込期日までに払い込まれなかった場合には、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに、その分割共済掛金を当会に払い込まなければなりません。
- (2) 当会は、共済契約者が第2回目以後の分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (3) 共済契約者が(2)の第2回目以後の分割共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会が認めた場合は、当会は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条(解除—分割共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この共済契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、共済契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)による解除の場合は、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、普通共済約款別表3に定める月割料率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(41) 初回共済掛金の口座振替に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
初回共済掛金	次の共済掛金をいいます。 ① 一時払の場合の共済掛金 ② この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合には第1回分割共済掛金
初回共済掛金払込期日	共済期間の初日の属する月の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	指定口座から当会の口座に共済掛金を振り替える日をいい、提携金融機関ごとに定められた期日をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、共済契約締結の際に、当会と共済契約者との間に、あらかじめ初回共済掛金を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の①・②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に、共済期間の初日までに設定されていること。
 - ② この共済契約の締結および当会への共済掛金口座振替依頼書の提出が、共済期間の初日までになされていること。

第3条(初回共済掛金の払込み)

- (1) 初回共済掛金の払込みは、初回共済掛金払込期日に、指定口座から当会の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会は、初回共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 共済契約者は、初回共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条(初回共済掛金不払の場合)

- (1) 初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者は、初回共済掛金を初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに当会に払い込まなければなりません。
- (2) 当会は、共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末を経過した日までに初回共済掛金を払い込んだ場合には、初回共済掛金払込み前の事故による損害または傷害に対して、普通共済約款第6章基本条項第2条(共済責任の始期および終期)(3)の規定および共済掛金分割払特約の適用があるときは、同特約第4条(分割共済掛金領収前の事故)の規定は適用しません。
- (3) 共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会が認めた場合は、当会は、「初回共済掛金払込期日の属する月の翌末日」を「初回共済掛金払込期日の属する月の翌々末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が、初回共済掛金払込み前の事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を当会に払い込まなければなりません。

第5条(初回共済掛金領収前の共済金支払)

- (1) 前条(4)の規定にかかわらず、次の①・②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会が承認したときは、当会は、初回共済掛金が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して共済金を支払います。
 - ① 事故の発生の日が初回共済掛金払込期日以前であること。
 - ② 共済契約者が初回共済掛金を初回共済掛金払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
- (2) (1)の②の確約に反して共済契約者が初回共済掛金払込期日までに初回共済掛金の払込みを怠り、かつ、初回共済掛金払込期日の属する月の翌末日日までにその払込みを怠った場合は、当会は、共済契約者に対して既に支払った共済金の全額の返還を請求することができます。

第6条(解除・初回共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、初回共済掛金の払込みがない場合には、この共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、(1)の解除を行う場合には、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は共済期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(初回共済掛金不払の場合の特則)

共済契約者が初回共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、初回共済掛金払込期日の翌月の払込期日をその初回共済掛金払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が、共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(42) 追加共済掛金の払込に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
払込期日	契約条件の変更日(注)の翌月応当日をいいます。 (注) 次条の訂正の申出または通知を行った日以後の共済契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、共済契約者または被共済者が普通共済約款第6章基本条項第4条(告知義務)(3)の③もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出または第5条(通知義務)(1)、第7条(被共済自動車の譲渡または返還)(1)、第8条(被共済自動車の入替)(1)、第17条(共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する通知を当会に直接行った場合で、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当会がこれを承認したときに適用されます。

第3条(追加共済掛金の払込猶予)

- (1) 前条に定める訂正の申出または通知に基づき、当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、払込期日までに、当会の請求した追加共済掛金を払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者は、普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める通知については、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当会が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第4条(追加共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)または(4)の規定により請求した追加共済掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません(注)。ただし、次の①・②のいずれかに該当する損害または傷害については除きます。
- (注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- ① 被共済自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により入替自動車を被共済自動車とみなして、普通共済約款を適用する場合は、同条に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害
- ② 危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害
- (2) 当会は、普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により請求した追加共済掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。
- (3) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が払込期日までに生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、共済契約者は追加共済掛金を当会に払い込まなければなりません。

第5条(解除—追加共済掛金不払の場合)

当会は、払込期日までに追加共済掛金が払い込まれなかった場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(43) 追加共済掛金の口座振替に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動日	異動の通知を当会が受領し、これを承認した時以後の共済契約者が指定する日で、共済内容を変更すべき期間の初日をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
初回追加共済掛金	次の共済掛金をいいます。 ①一時払の場合の追加共済掛金 ②この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合には第1回分割追加共済掛金
初回追加共済掛金払込期日	異動日の属する月の翌月以降に当会が初回追加共済掛金の請求が可能となる払込期日をいいます。
追加共済掛金	普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)・(4)もしくは(6)または普通共済約款に付帯される他の特約の規定に定める追加共済掛金をいいます。
提携金融機関	当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	指定口座から当会の口座に共済掛金を振り替える日をいい、提携金融機関ごとに定められた期日をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この共済契約に共済掛金分割払特約または初回共済掛金口座振替に関する特約が適用されており、かつ、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当会がこれを承認した場合に適用されます。ただし、共済掛金払込方式が口座振替である場合に限りです。

第3条(追加共済掛金の払込方法)

- (1) 共済契約者は、この特約により、追加共済掛金を、毎月の払込期日に共済契約者の指定口座から当会の口座に振り替え、払い込むものとします。
- (2) (1)の追加共済掛金の払込みは、次の①・②のいずれかの方法によるものとします。
- ① 初回追加共済掛金払込期日に追加共済掛金の全額を一時に共済契約者の指定口座から当会の口座に振り替える方法。
- ② 追加共済掛金を当会が承認する回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、共済契約者の指定口座から当会の口座に振り替える方法。ただし、この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合に限りです。
- (3) この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合には、同特約第5条(追加共済掛金の払込み)の規定は適用しません。

第4条(追加共済掛金の払込み)

- (1) 追加共済掛金の払込みは、異動承認書に記載された異動日の属する月の翌月の払込期日に共済契約者の指定口座から当会の口座に振り替えられることによって行うものとします。
- (2) 異動日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会は異動後の条件で共済金を支払います。
- (3) 共済契約者が、普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める通知を行った場合は、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当会が認めるときを除いて、共済契約者はこれを撤回することはできません。
- (4) 追加共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加共済掛金の払込みが当該休業日の翌営業日に行なわれた場合には、当会は、追加共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (5) 共済契約者は追加共済掛金払込期日の前日までに追加共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第5条(初回追加共済掛金不払の場合)

- (1) 初回追加共済掛金払込期日に初回追加共済掛金の払込みがない場合は、共済契約者は、初回追加共済掛金を初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、当会に払い込まなければなりません。
- (2) 当会は、共済契約者が初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、次の①～④に定めるところによります。
- ① 払込みを怠った初回追加共済掛金が普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の規定により請求したものである場合は、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- ② ①の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- ③ 払込みを怠った初回追加共済掛金が、普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により請求したものである場合は、当会は、初回追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、被共済自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により、入替自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- ④ 払込みを怠った初回追加共済掛金が、普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により請求したものである場合は、当会は、初回追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。
- (注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (3) 共済契約者が初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会が認めた場合は、当会は、「初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌末日」を「初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌々末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (4) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が、初回追加共済掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、共済金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は初回追加共済掛金を当会に払い込まなければなりません。

第6条(解除・初回追加共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みがない場合には、この共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、(1)の解除を行う場合には、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除はその異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、普通共済約款別表3に定める月割料率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

第7条(初回追加共済掛金不払の場合の特則)

当会は、共済契約者が初回追加共済掛金払込期日までに初回追加共済掛金払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月の払込期日を初回追加共済掛金払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第8条(初回追加共済掛金領収前の共済金支払)

- (1) 第5条(初回追加共済掛金不払の場合)(4)の規定にかかわらず、次の①・②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会が承認したときは、当会は、初回追加共済掛金が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して共済金を支払います。
- ① 事故の発生の日が初回追加共済掛金払込期日以前であること。
- ② 共済契約者が初回追加共済掛金を初回追加共済掛金払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
- (2) (1)②の確約に反して共済契約者が初回追加共済掛金払込期日までに初回追加共済掛金の払込みを怠り、かつ、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合、当会は、下表に定める共済金の額の返還を請求することができます。

追加共済掛金の種類	返還を請求することができる共済金の額	
追加共済掛金が普通共済約款第 6 章基本条項第 17 条（共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(4)の規定により請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った共済金の全額	
追加共済掛金が普通共済約款第 6 章基本条項第 17 条(6)の規定に定めるところにより請求したものである場合	次の算式により算出した額	
	事故による損害または傷害に対して既に支払った共済金の額	－ 普通共済約款第 6 章基本条項第 17 条(7)の共済金の額

第9条(第2回目以後の追加共済掛金不払の場合)

共済契約者が第3条(追加共済掛金の払込方法)(2)②の規定により追加共済掛金を分割して払い込む場合は、次の①・②のとおりとします。

- ① 当会は、共済契約者が第2回目以後の追加共済掛金について、その追加共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- ② 共済契約者が①の第2回目以後の追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会が認めたときは、当会は、「第2回目以後の追加共済掛金払込期日の属する月の翌末日」を「第2回目以後の追加共済掛金払込期日の属する月の翌々末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第10条(解除・第2回目以後の追加共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、次の①・②のいずれかに該当する場合は、この共済契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以後の追加共済掛金の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以後の追加共済掛金の

払込みがなく、かつ、次回払込期日に払い込まれるべき追加共济掛金の払込みがない場合

- (2) 当会は(1)の解除を行う場合には、共济契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その追加共济掛金を払い込むべき払込期日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会が共济契約を解除した場合には、既に領収した共济掛金の総額から既経過期間に対し、普通共济約款別表3に定める月割料率によって計算した共济掛金を差し引いて、その残額を返還します。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共济約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(44) 共济掛金分割払特約(大口)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共济期間	共济証書記載の共济期間をいいます。
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	共济契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会と共济掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額共济掛金	この共济契約に定められた総共济掛金をいいます。
払込期日	共济証書記載の払込期日をいいます。

第2条(共济掛金の分割払)

当会は、この特約により、共济契約者が年額共济掛金を共济証書記載の回数および金額(以下「分割共济掛金」といいます。))に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割共济掛金の払込方法等)

- (1) 共济契約者は、この共济契約の締結と同時に第1回分割共济掛金を払い込み、第2回目以降の分割共济掛金については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 次の①・②に定める条件をいずれも満たし、かつ、当会が承認する場合は、第2回目以降の分割共济掛金を口座振替により払い込むことができます。この場合において、共济契約者は、払込期日の前日までにその払込期日に払い込むべき分割共济掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関に、共济期間の初日までに設定されていること。
- ② この共济契約の締結および当会への共济掛金口座振替依頼書の提出が、共济期間の初日までになされていること。
- (3) 共济掛金払込方法が口座振替による場合は、払込期日は、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割共济掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

第4条(分割共济掛金領収前の事故)

共济期間が始まった後であっても、当会は、前条の第1回分割共济掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第5条(追加共济掛金の払込み)

- (1) 普通共济約款第6章基本条項第17条(共济掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の規定により当会が追加共济掛金を請求した場合は、共济契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定により追加共济掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共济契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会は、共济契約者に対する書面による通知をもって、この共济契約を解除することができます。
- (注) 当会が、共济契約者に対し追加共济掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの共济契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通共济約款第6章基本条項第17条(共济掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により当会が追加共济掛金を請求した場合は、共济契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定により、追加共济掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共济契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共济掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、被共济自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により、入替自動車を被共济自動車とみなして普通共济約款および被共济自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (6) 普通共济約款第6章基本条項第17条(共济掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により当会が追加共济掛金を請求した場合は、共济契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (7) (6)の規定により、追加共济掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共济契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共济掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共济契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共济約款および被共济自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

第6条(分割共济掛金不払の場合)

- (1) 第2回目以降の分割共济掛金について、払込期日までに払い込まなかった場合には、その分割共济掛金払込期日の属する月の翌月末までに、その分割共济掛金を当会に払い込まなければなりません。
- (2) 当会は、共济契約者が、第2回目以降の分割共济掛金について、その分割共济掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (3) 共济契約者が(2)の第2回目以後の分割共济掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会が認めた場合は、当会は、「払込期日の属する月の翌末日」を「払込期日の属する月の翌々末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条(解除—分割共济掛金不払の場合)

- (1) 当会は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この共济契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割共济掛金の払込みがない場合

- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、共済契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、普通共済約款別表3に掲げる月割料率により計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

第8条(口座振替による分割共済掛金不払の場合の特約)

当会は、第2回目以降の分割共済掛金の払込方法が口座振替である場合で、共済契約者が第2回分割共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割共済掛金の払込期日の翌月の払込期日をその第2回分割共済掛金の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が、共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

VII. 団体扱・集団扱に関わる特約

(45) 団体扱共済掛金分割払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等の企業体をいい、法人・個人の別を問いません。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当会との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体による共済掛金の集金が不能になった最初の給与支払日をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額共済掛金	共済契約に定められた1か年分の共済掛金をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した掛金をいいます。
未払込分割共済掛金	年額共済掛金から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①・②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会との間に集金契約が締結されていること。
- ② 共済契約者が、その受け取るべき給与から共済掛金を差し引いてこれを当会の指定する場所に支払うことを集金者に委託し、集金者がそれを承諾していること。

第3条(共済掛金の分割払)

当会は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金を分割共済掛金として払い込むことを承認します。

第4条(分割共済掛金の払込み)

- (1) 共済契約者は第1回分割共済掛金を共済契約締結と同時に直接当会に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条(共済掛金領収前の事故)

共済期間が始まった後であっても、当会は前条(1)の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、第1回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条(追加共済掛金の払込み)

- (1) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは(注)は、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (注) 当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、被共済自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により、入替自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (6) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の

特約に従い、共済金を支払います。

第7条(共済掛金領収証の発行)

当会は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

第8条(特約の失効)

- (1) この特約は、次の①～④のいずれかに該当する事実が発生した場合には集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 共済契約者が共済掛金を給与から差し引くことを拒んだ場合
 - ④ ①～③の場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金者による共済掛金の集金が行われなくなった場合
- (2) (1)・④のいずれかの事実が発生した場合は、当会は遅滞なく、書面をもって共済契約者に対してその旨を通知します。

第9条(特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当会に払い込まなければなりません。

第10条(未払込分割共済掛金不払の場合の免責)

当会は、前条に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第11条(解除一特約失効による未払込分割共済掛金不払の場合等)

- (1) 当会は、第9条(特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み)に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれない場合には、この共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、(1)の解除を行う場合には共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、普通共済約款別表3に掲げる月割料率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(46) 団体扱共済掛金分割払特約(一般A)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等の企業体をいい、法人・個人の別を問いません。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書(一般A-1)」または「共済掛金集金に関する契約書(一般A-2)」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当会との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	集金者による共済掛金の集金が不能になった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務している者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額共済掛金	共済契約に定められた1か年分の共済掛金をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した掛金をいいます。
未払込分割共済掛金	年額共済掛金から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①～③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 共済契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のア・イのいずれかの契約が締結されていること。
- ア. 団体と当会との間の「共済掛金集金に関する契約書(一般A-1)」による共済掛金集金契約。ただし、団体が労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金の控除を行うことができる場合に限りす。
- イ. 団体に勤務する者によって構成されている職域労働組合等と当会との間の「共済掛金集金に関する契約書(一般A-2)」による共済掛金集金契約。ただし、職域労働組合等が上記ア.のただし書に定める団体によって控除された共済掛金を受領することができる場合に限りす。
- ③ 共済契約者が、集金者に次のア・イを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 集金者が団体である場合には、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金を控除して、これを当会の指定する場所に支払うこと。
- イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された共済掛金を受領して、これを当会の指定する場所に支払うこと。

第3条(共済掛金の分割払)

当会は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金を分割共済掛金として払い込むことを承認します。

第4条(分割共済掛金の払込み)

- (1) 共済契約者は、第1回分割共済掛金を共済契約締結のとき直接当会に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条(共済掛金領収前の事故)

共済期間が始まった後であっても、当会は、前条(1)の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、第1回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は除きます。

第6条(追加共済掛金の払込み)

- (1) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。

- (2) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (注) 当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。
- (3) (2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、被共済自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により、入替自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (6) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

第7条(共済掛金領収証の発行)

当会は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

第8条(特約の失効)

- (1) この特約は、次の①～④のいずれかに該当する事実が発生した場合には集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 共済契約者がその受け取るべき給与から共済掛金を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①～③の場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金者による共済掛金の集金が行われなくなった場合
- (2) ①①・④のいずれかの事実が発生した場合は、当会は遅滞なく、書面をもって共済契約者に対してその旨を通知します。

第9条(特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当会に払い込まなければなりません。

第10条(未払込分割共済掛金不払の場合の免責)

当会は、前条に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第11条(解除—特約失効による未払込分割共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、第9条(特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み)に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれない場合は、共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、(1)の解除を行う場合には、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、普通共済約款別表3に掲げる月割料率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(47) 集団扱特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
構成員	法人、個人の別を問わず、その集団を構成する集団の構成員を含みます。
指定口座	共済契約者の指定する所定の預金口座をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書(集団扱用)」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当会との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める共済掛金の集金日をいいます。
集金不能日等	第7条(特約の失効)(1)①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能になった最初の集金日、または②～④のいずれかの事実のときは、その事実が発生した日をいいます。
集団	当会の承認する集団をいいます。
年額共済掛金	共済契約に定められた1か年分の共済掛金をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した掛金をいいます。
未払込分割共済掛金	年額共済掛金から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①～④に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 共済契約者が集団、その役員、従業員、もしくは構成員であること、または構成員の役員もしくは従業員であること。
- ② 共済契約者が集団よりこの特約を付帯した共済契約の締結を承認されていること。
- ③ 集団または集団から委託を受けた者と当会との間に集金契約が締結されていること。
- ④ 共済契約者が、集金者に次のア・イのことを委託し、集金者がそれを承諾している

こと。

ア. 指定口座から、預金口座振替により、共済掛金を集金契約に定める集金日に集金すること。

イ. 上記アにより集金した共済掛金を当会の指定する場所に支払うこと。

第3条(共済掛金の払込方法)

- (1) 当会は、この特約により、共済契約者がこの共済契約に定められた年額共済掛金を一時に、または分割共済掛金として払い込むことを承認します。
- (2) 共済契約者がこの共済契約に定められた年額共済掛金を一時に払い込む場合は、共済契約締結と同時に直接当会に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 共済契約者がこの共済契約に定められた年額共済掛金を分割して払い込む場合は、次の①・②の定めるところによります。
 - ① 第1回分割共済掛金は、共済契約締結と同時に直接当会に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条(初回共済掛金領収前の事故)

- (1) 前条(2)の規定により、共済契約者が集金者を経て共済掛金を払い込む場合は、普通共済約款第6章基本条項第2条(共済責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。
- (2) 前条(3)の規定により、共済契約者が共済掛金を払い込む場合は、共済期間が始まった後であっても、当会は、前条(3)①の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、第1回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条(追加共済掛金の払込み)

- (1) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは(注)は、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、被共済自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定により、入替自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (6) 普通共済約款第6章基本条項第17条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により当会が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

第6条(共済掛金領収証の発行)

当会は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- (1) この特約は、次の①～④のいずれかに該当する事実が発生した場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が共済契約者にかわって共済掛金を集金契約に定める払込期日までに当会に支払った場合は除きます。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合
 - ③ 共済契約者が団体の構成員でなくなった場合
 - ④ 当会が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) ①①・④のいずれかの事実が発生した場合は、当会は遅滞なく、書面をもって共済契約者に対してその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込分割共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当会に払い込まなければなりません。

第9条(未払込分割共済掛金不払の場合の免責)

当会は、前条に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条(解除—特約失効による未払込分割共済掛金不払の場合)

- (1) 当会は、第8条(特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み)に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれない場合は、共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、(1)の解除を行う場合には共済契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみ効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、普通共済約款別表3に掲げる月割料率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

Ⅷ. お手続きに関わる特約

(48) 被共済自動車の入替における自動補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通共済約款第6章基本条項第8条(被共済自動車の入替)(1)に定める新規取得自動車のうち被共済自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)①ア～エのいずれかに該当する者が新たに取得(注)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被共済自動車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①・②以外の場合は、被共済自動車または入替自動車を所有する者
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被共済自動車および入替自動車の用途車種が、次の①～⑧のいずれかに該当する自動車である場合に限り適用されます。ただし、被共済自動車の所有者が法人であって、かつ、共済証書にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用小型貨物車
- ⑤ 自家用軽四輪貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(入替自動車に対する自動補償)

- (1) 当会は、この特約により、普通共済約款第6章基本条項第8条(被共済自動車の入替)(3)の規定にかかわらず、同条(1)①に定める自動車の新規取得において、被共済自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、共済契約者が書面により被共済自動車の入替の承認の請求を行い、当会がこれを受領したときに限り、取得日以降承認するまでの間は、入替自動車を被共済自動車とみなして、普通共済約款(注)を適用します。ただし、同条(1)①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被共済自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) (1)の取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、共済契約者または入替自動車の所有者が、当会に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合における取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に普通共済約款第6章基本条項第8条(被共済自動車の入替)(1)①に定める者の氏名が記載された日とします。

第4条(車両共済の特則)

被共済自動車について普通共済約款第5章車両条項の適用がある場合、取得日から、当会が前条の被共済自動車の入替の承認の請求を受けた時(注)までの期間の普通共済約款第5章車両条項および車両価額協定共済特約の適用については、前条の規定にかかわらず、次の①・②に定めるところによります。

- ① 入替自動車については、車両価額協定共済特約は適用しません。
- ② ①の場合に、記載日において被共済自動車に車両価額協定共済特約の適用があり、かつ、入替自動車が同特約第2条(この特約の適用条件)に定める自動車であるときは、普通共済約款第5章車両条項第10条(支払共済金の計算)(1)②ただし書の規定は適用しません。

(注) 当会が第6条(共済掛金の返還または請求)(1)の規定により追加共済掛金を請求する場合は、その追加共済掛金を当会が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

第5条(共済契約の解除)

- (1) 当会は、第3条(入替自動車に対する自動補償)の被共済自動車の入替の承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)に基づく当会の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第6条(共済掛金の返還または請求)

- (1) 第3条(入替自動車に対する自動補償)の場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (2) (1)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故(注)による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(注) 取得日の翌日から起算して30日以内が生じた事故を除きます。

(49) 継続契約の取扱いに関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
継続契約	この共済契約と共済契約者、共済証書記載の被共済者および被共済自動車を同一とする共済契約であって、この共済契約の共済期間の末

	日を共済期間の初日として、この特約により当会と締結する共済契約をいいます。
継続漏れ	この共済契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
車両共済金額	車両共済の共済金額をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
約款・掛金率等	普通共済約款、特約、共済掛金率をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第3条（継続契約に関する特約）

当会は、この特約により、継続漏れがあった場合であっても、次の①～⑧に定める条件をいずれも満たしているときに限り、継続契約について、この共済契約が満了する日の内容と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。

- ① 共済期間が1年以上であること。
- ② 共済期間内において、当会が共済金を支払う事故が発生していないこと。
- ③ 共済契約者を同一とする自動車共済契約で、この特約により当会との間で締結された自動車共済契約が、この共済契約の始期から起算して過去3年以内でないこと。
- ④ 被共済自動車を同一とする他の共済契約または保険契約がないこと。
- ⑤ 電話、面談等により、共済契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、共済契約者の事情により継続漏れとなったものでないこと。
- ⑥ 被共済期間内において、共済契約者または当会から継続契約の締結を行わない旨の意思表示がなかったこと。
- ⑦ 共済契約者が、共済期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により、継続契約の申込みを行うこと。
- ⑧ 共済契約者が⑦の申込みと同時に継続契約の共済掛金を当会に払い込むこと。ただし、継続契約に付帯される特約により、別に定めがある場合を除きます。

第4条（継続契約の車両共済金額および適用される特約）

- (1) 前条の規定にかかわらず、この共済契約に普通共済約款第5章車両条項の適用がある場合は、継続契約の車両共済の共済金額は、次の①・②の定めるところによります。

- ① 被共済自動車に車両価額協定共済特約が適用されている場合は、同特約第3条（協定共済価額）に規定する額
- ② ①以外の場合は、この共済契約の車両共済金額を基準とし、法定減価償却残存率等を参考に算出した額

- (2) 前条の規定にかかわらず、この共済契約に適用されている特約のうち、当会の規定により、継続契約において、その特約を付帯できる条件を満たさないときは、当会は、継続契約にその特約を適用しません。

第5条（継続契約に適用される共済掛金率等）

- (1) 第3条（継続契約に関する特約）の規定にかかわらず、当会は、この共済契約の共済事故実績等により、この共済契約の契約内容と異なる共済掛金を当会の定めるところにより継続契約に適用することができます。
- (2) この共済契約に適用した約款・掛金率等を改定した場合には、当会は、継続契約について、継続契約の共済期間の始期における約款・掛金率等が適用されるものとしします。

第6条（共済責任に関する特約）

この特約により締結された継続契約に対しては、普通共済約款第6章基本条項第2条（共済責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(50) 全車両一括共済特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
取得	所有権留保条項付売買契約による購入または1年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。
取得時	中途取得自動車が共済契約者の直接の管理下に入った時をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
精算日	共済証書記載の精算日をいいます。
中途取得自動車	共済契約者が自ら使用するために、共済期間の途中で取得した共済証書記載の条件に該当する自動車をいいます。
通知日	共済証書記載の通知日をいいます。
通知漏れの中途取得自動車	第4条（通知）(1)の通知において、遅滞または脱漏のあった中途取得自動車をいいます。
付保漏れ	この共済契約締結の時に、共済契約者が自ら使用するために既に取得していた自動車で共済証書記載の条件に該当するものを、この共済契約によって共済に付していなかったことをいいます。
未精算等の中途取得自動車	第7条（共済掛金の精算）(1)の追加共済掛金（注）が払込まれなかった場合のその精算日の1か月前の応当日の翌日以降に取得した中途取得自動車をいいます。 （注） 同条(2)の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約締結の時ににおいて、共済契約者が自ら使用するために既に取得していた自動車で共済証書記載の条件に該当するもののすべてを、この共済契約によって一括して共済に付し、かつ、共済期間の途中で共済契約者が自ら使用するために取得する自動車で、共済証書記載の条件に該当するもののすべてを、この共済契約によって漏れなく共済に付すこととする場合であって、共済証書にこの特約を通

用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(中途取得自動車に対する自動補償)

- (1) 共済契約者が自ら使用するために、共済証書記載の条件に該当する自動車を共済期間の途中で取得した場合は、当会は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの共済契約を適用します。
- (2) 中途取得自動車にかかわる当会の共済責任は、取得時に始まり、共済期間の末日の午後4時に終わります。

第4条(通知)

- (1) 共済契約者は、毎月、共済証書記載の通知締切日以前1か月分の中途取得自動車を、通知日までに、当会所定の書面により当会に通知しなければなりません。
- (2) この共済契約締結の時に共済に付された自動車または中途取得自動車を、共済契約者が廃車、譲渡または返還した場合も、(1)と同様とします。

第5条(付保漏れがあった場合)

- (1) 当会は、付保漏れが判明した場合には、第3条(中途取得自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会が知った時までに前条(1)の通知を受領している中途取得自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが共済契約者の故意または重大な過失によらなかったことを共済契約者が証明した場合で、当会が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに共済契約者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当会がこれを承認したときは、(1)の規定を適用しません。

第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)

第4条(通知)(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、通知漏れの中途取得自動車および当会がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての中途取得自動車に対して、当会は第3条(中途取得自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、共済契約者の故意または重大な過失によらなかったことを共済契約者が証明した場合で、当会がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに共済契約者がその通知漏れの中途取得自動車について書面によって訂正を申し出て、当会がこれを承認したときを除きます。

第7条(共済掛金の精算)

- (1) 当会は、第4条(通知)(1)の通知を受領した場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した追加共済掛金を請求します。
- (2) 当会は、第4条(通知)(2)の通知を受領した場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (3) (1)・(2)の共済掛金は、毎月、精算日までに精算するものとします。
- (4) (1)の追加共済掛金(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会は、未精算等の中途取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (注) (2)の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。
- (5) 未精算等の中途取得自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき(1)の追加共済掛金(注)の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4)の規定を適用しません。
- (注) (2)の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

第8条(契約条件等の変更)

- (1) この共済契約締結の時に共済に付された自動車または第4条(通知)(1)の通知を当会が既に受領している中途取得自動車について、共済期間の途中で共済契約の条件を変更する場合には、共済契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (2) 第4条(通知)(1)の通知を当会が受領していない中途取得自動車(注)について、その取得時から共済証書記載の条件と異なる条件で共済に付す場合または共済期間の途中で共済契約の条件を変更する場合には、共済契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (注) 通知漏れの中途取得自動車を除きます。
- (3) (1)および(2)の場合において、当会が変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を請求したときは、共済契約者は、その全額を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (4) (3)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款(注)に従い、共済金を支払います。
- (注) 被共済自動車について適用される他の特約を含みます。

第9条(特約の解除)

- (1) 当会は、次の①～③のいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 第5条(付保漏れがあった場合)(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ② 第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ③ 第7条(共済掛金の精算)(1)の追加共済掛金(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条(5)に該当する場合を除きます。
- (注) 第7条(2)の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。
- (2) 共済契約者は、この共済契約を普通共済約款第6章基本条項第14条(共済契約の解除)(3)の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

(51) フリート契約に関する自由方式の特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(補償内容の変更)

当会は、この特約により、普通共済約款およびこれに付帯された特約による補償内容を、以下のとおりに変更し、共済金を支払います。

--

自動車総合共済（MAP）のロードサービス

ロードアシスタンス利用規定

第1条(用語の定義)

このロードアシスタンス利用規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
サービス実施者	ロードアシスタンス運営者からの取次ぎまたは手配により、実際にロードアシスタンスを実施する者をいいます。
自宅	共済証書記載の記名被共済者の住所、または被共済自動車の主たる保管場所をいいます。法人契約の場合は主として被共済自動車を使用する店舗・営業所等の所在地をいいます。
車検切れ	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条(自動車の検査及び自動車検査証)第1項の検査および有効な自動車検査証の交付を受けていない状態をいいます。
JAF	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
専用デスク	ロードアシスタンスの利用申込みを受け付ける連絡先をいいます。
走行不能	自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。ただし、被共済自動車について直接生じた偶然な事由(事故、故障またはトラブル)に起因する場合に限りします。(ぬかるみや積雪等により、スリップするなどして単に動けない状態はこれに含まれません。)
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済自動車の所有者	次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被共済自動車を所有する者
ロードアシスタンス	第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)に定める次の①～⑤のものをいいます。 ① レッカーけん引 ② 応急処置 ③ 宿泊移動サポート(注) ④ 燃料切れ時の給油サービス ⑤ スタック等引き出しサービス (注) ロードアシスタンス代車等諸費用特約が付帯された契約に限りします。
ロードアシスタンス運営者	当会がロードアシスタンス業務の運営を委託している株式会社ブライムアシスタンスをいいます。

第2条(規定の目的等)

- 本規定は、当会の自動車共済契約に対して提供するロードアシスタンスの事項を定めたものです。
- 次条に定める利用対象者は、本規定を承認のうえ、本ロードアシスタンスの提供を受けることができます。

(注) ロードアシスタンスの内容は、予告なく中止、変更となる場合があります。

第3条(利用対象者の定義)

- 本規定において、利用対象者とは、次のとおりとします。

区分	利用対象者
① 第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)①、②、④および⑤	① 記名被共済者 ② 被共済自動車の所有者 ③ 被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中の者(注2)
② 同条③	被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中の者(注2)

- (1)の規定にかかわらず、利用対象者が次の①～③のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。

- 被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者(注2)
- 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者
- 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

- (1)の規定にかかわらず、利用対象者が次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。

- 反社会的勢力に該当すると認められること。
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ロードアシスタンス提供後、利用者がロードアシスタンスの利用対象者ではないことが判明した場合は、ロードアシスタンス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第4条(ロードアシスタンスの提供対象契約)

ロードアシスタンスの提供対象となる契約は、「ロードアシスタンス特約」を適用する契約とします。なお、第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)③については、付帯された特約により対象契約が異なります。

第5条(ロードアシスタンスの提供要件)

利用対象者が第8条(利用対象者の義務)①の規定に従い、提供対象となるロードアシスタンスの利用申込みを行った場合であって、次条のロードアシスタンス提供条件に該当するときは、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者により、このロードアシスタンスを提供するものとします。なお、ロードアシスタンスを提供した場合であっても、それだけではノンフリート等級別掛金率制度における事故の件数には含まないため、継続後契約のノンフリート等級や共済掛金には影響しません。

第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)

本規定により提供するロードアシスタンスの提供条件、内容および利用対象者の負担となる費用は、次の①～⑤のとおりです。なお、ロードアシスタンス超過費用特約が付帯されている場合は、下表において「15万円」とあるのを「100万円」と読み替えるものとします。

① レッカーけん引

提供条件	被共済自動車が行走不能となること。
内容	走行不能となった地から利用対象者の指定する修理工場等でレッカーけん引を行います。ただし、レッカーけん引の対象となる費用は、②の応急処置にかかる費用と合計で15万円を限度とします。 (注1) レッカーけん引には、積載車(キャリアカー)による搬送、けん引専用ロープでのけん引等を含みます。 (注2) 積載車による搬送にあたっては、有料道路以外の道路を利用します。ただし、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者において有料道路を利用することが必要かつ合理的と認めた場合は、この限りではありません。 (注3) レッカーけん引を行うために必要なクレーン作業、修理工場等へのレッカーけん引に必要な仮修理を実施した費用等を含みます。 (注4) 利用対象者がJAF会員である場合は、原則としてJAFに取次ぎを行います。 (注5) ロードアシスタンス特約(ロードアシスタンス超過費用特約を含みます。以下同様とします。)での補償対象となるレッカーけん引の費用については、ロードアシスタンス特約の運搬費用として支払います。 (注6) 被共済自動車が電気自動車である場合の電池切れ、および燃料電池自動車、圧縮天然ガス自動車、液化石油ガス自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車における燃料切れの場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。なお、ガソリン(レギュラー、ハイオク)に限ります。)または軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。
利用対象者の負担となる費用	・利用対象者都合により車両保管費用が発生した場合の費用 ・利用対象者都合により有料道路を利用して積載車による搬送を行った場合における有料道路料金 ・「応急処置」の費用と合計で15万円を超えた距離分に相当するレッカーけん引費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・JAF入会金、年会費

② 応急処置

提供条件	被共済自動車が行走不能となること。
内容	走行不能となった地で、30分程度で対応可能な応急の処置を行います。 (主な応急処置) バッテリーの点検／バッテリーのジャンピング(バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)／鍵開け(国産・外車一般シリンダーインロック開錠)／脱輪時の路面への引上げ／パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検(チェーン脱着を除きます。)/冷却水補充／ボルトの締付け／バルブ・ヒューズ取替え等 (注1) 対象となる費用は15万円限度です。 (注2) 30分程度で対応可能な応急処置に該当するか否かの判断は、当会、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者またはJAFのいずれかの判断によるものとします。 (注3) バッテリーのジャンピングは、共済期間中3回までの利用に限ります。なお、バッテリーのジャンピングを実施した際に、当会、ロードアシスタンス運営者、サービス実施者またはJAFからバッテリーの点検・整備または交換が必要である旨をご案内したにもかかわらず、バッテリーの点検・整備または交換を行わずに再度同一の被共済自動車にバッテリー上がりが生じた場合等、明らかな整備不良と認められるときは、ロードアシスタンスの対象外となる場合があります。 (注4) セキュリティ装置付車両の鍵開けについては対応できない場合があります。この場合は、レッカーけん引等にて対応します。 (注5) パンク時にスペアタイヤを保持していない場合は、被共済自動車に積載している利用対象者所有の簡易修理キットでの応急処置等を行います。

	(注6) 次の①～④の作業は対象外です。 ① バッテリーの充電 ② バンクの修理 ③ チェーン脱着 ④ 利用対象者都合による季節用タイヤとの交換 (注7) 利用対象者がJAF会員である場合は、原則としてJAFに取次ぎを行います。 (注8) ロードアシスタンス特約での補償対象となる応急処置の費用については、ロードアシスタンス特約の応急処置費用として支払います。
利用対象者の負担となる費用	・鍵の作製費用 ・部品代、消耗品(オイル・冷却水等)代等 ・30分程度で対応できない場合の超過作業費用 ・15万円を超えた作業分に相当する作業費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・JAF入会金、年会費 ・事故、故障またはトラブル以外での点検費用 (注) JAF会員の場合は、第11条(利用対象者がJAF会員である場合の特則)に定める優遇措置があります。

③ 宿泊移動サポート (ロードアシスタンス代車等諸費用特約が付帯されている契約に限りします。)

提供条件	①のレッカーけん引の対象となり、レッカーけん引が行われた場合、または修理工場等へ入庫した場合であって、次のア・イのいずれかに該当すること。 ア. 出発地、自宅または当面の目的地への移動が困難となること。 イ. 地理的、物理的な条件により、走行不能となった地の最寄りのホテル等、有償の宿泊施設に宿泊をせざるを得ないこと。
内容	利用対象者が負担した次の①・②の費用を、後日所定の額を限度に支払います。なお、ロードアシスタンス運営者は、利用対象者からの申し出により、代替交通機関および宿泊施設の紹介や手配を行います。 ① 宿泊費用 利用対象者1名につき1万円限度(1泊分に限りします。) ② 移動費用 利用対象者1名につき2万円限度(合理的な経路および方法によるものに限りします。) (注1) 代替交通機関および宿泊施設の紹介や手配は、走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。 (注2) 代替交通機関とは、タクシー、バス、レンタカー、電車、飛行機、船舶等をいいます。 (注3) タクシー、レンタカー費用については、1台につき2万円を限度とします。 (注4) 宿泊費用、移動費用については、「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」の宿泊費用、移動費用として支払います。 (注5) この共済契約に「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」が付帯されており、この特約により代車費用共済金が支払われる場合は、その代車費用については支払対象外となります。
利用対象者の負担となる費用	・1万円を超える宿泊費用および2万円を超える移動費用に相当する費用(ロードアシスタンス運営者が紹介・手配を行った場合を含みます。) ・飲食費用等、宿泊または移動以外の目的でのサービス料金 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・移動の手段として利用対象者がタクシー、バス等以外の自動車(家族、友人等の自動車、レンタカー等)を利用した場合の燃料代または有料道路料金 ・事故、故障またはトラブルの発生前に利用・宿泊を予定していた宿泊施設等を利用する場合にかかる宿泊費等

④ 燃料切れ時の給油サービス

提供条件	被共済自動車が、燃料切れ※により自力で走行できない状態となること。 ※ ガソリン(レギュラー、ハイオクに限りします。)または軽油の燃料切れに限りします。
内容	共済期間中1回に限り、ガソリン(レギュラー、ハイオクに限りします。)または軽油を最大10リットル※まで無料で提供します。 (注1) 高速道路のサービスエリア内等、利用対象者自身で調達可能な場合はサービスの対象外となります。 (注2) サービス実施者によっては運搬容器等の都合上、10リットル※まで提供できない場合があります。 (注3) 自宅での燃料切れは対象外となります。 (注4) 専用デスクへ事前に連絡がなく、利用対象者自身で調達した場合の費用については、支払対象外となります。 (注5) 利用対象者がJAF会員である場合は、原則としてJAFに取次ぎを行います。 ※ ロードアシスタンス超過費用特約が付帯された契約の

	場合は、最大20リットルとします。
利用対象者の負担となる費用	・JAF入会金、年会費

⑤ スタック等引き出しサービス

提供条件	積雪のある路面または凍結した路面において被共済自動車を使用することにより、タイヤのスリップまたは走行が困難となる状態(以下「スタック等」とします。)(が生じ、脱出作業を要する状態となること。ただし、被共済自動車が雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンを装着している場合に限り、スタック等からの脱出作業(引き出し)を行います。 (注1) 専用デスクへ事前に連絡がなく、利用対象者自身で作業を手配した場合の費用については、支払対象外となります。 (注2) 利用対象者がJAF 会員である場合は、原則としてJAFに取次ぎを行います。
内容	スタック等からの脱出作業(引き出し)を行います。 (注1) 専用デスクへ事前に連絡がなく、利用対象者自身で作業を手配した場合の費用については、支払対象外となります。 (注2) 利用対象者がJAF 会員である場合は、原則としてJAFに取次ぎを行います。
利用対象者の負担となる費用	・被共済自動車が雪道用スタッドレスタイヤ、雪道用タイヤチェーンを装着していない場合の「スタック等引き出しサービス」にかかる費用(サービスクーの出動料、現場での作業料等、本サービスの実施に伴い発生する費用の全額が利用対象者の負担となります。) ・JAF入会金、年会費

第7条(ロードアシスタンスの提供を行わない場合)

- (1) ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスの提供を行いません。
 - ① ロードアシスタンスの提供を希望する対象車両が被共済自動車でない場合
 - ② 被共済自動車が日本国外にある場合
 - ③ 車検切れの場合(ただし、車検切れであることのみを理由としてロードアシスタンスの提供を希望する場合には限りません。)
- (2) ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、次の①～⑭のいずれかに該当する事由によって生じた被共済自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスの提供を行いません。
 - ① 利用対象者の故意または重大な過失
 - ② 被共済自動車にメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合(違法なエンジンの改造、違法なローダウン車、違法なエアロパーツ装着車等を含みます。)
 - ③ メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付の注意・警告ラベル等に示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超えて使用された場合
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ④～⑦のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑩ 詐欺または横領
 - ⑪ 被共済自動車を競技もしくは曲技のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること。
 - ⑫ 被共済自動車を次のア～エのいずれかに該当する路面等において使用すること。ただし、被共済自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限り、スタック等からの脱出作業(引き出し)を行います。
ア. 積雪のある路面または凍結した路面。ただし、被共済自動車に雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンが装着されている場合を除きます。
イ. 降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
ウ. 轍
エ. 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤
 - ⑬ 被共済自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合の被共済自動車の盗難[※]または被共済自動車の鍵の盗難
※ 被共済自動車の盗難は、発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。
 - ⑭ 自宅における被共済自動車の鍵の紛失
- (3) ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、次の①～③のいずれかに該当する間に生じた被共済自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスの提供を行いません。
 - ① 利用対象者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している間
 - ② 利用対象者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している間
 - ③ 利用対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している間
- (4) ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、次の①～⑦のいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスの提供を行いません。ただし、利用対象者が前条の費用を自ら負担した場合は、第12条(特約による共済金の支払い)に従い取り扱います。
 - ① 利用対象者が専用デスクへ事前の連絡なしに、レッカー業者、修理業者等の各種業者を手配した場合。ただし、やむを得ない事情により、利用対象者が専用デスクへ事前の連絡ができなかったものと当会が認めた場合を除きます。
 - ② 利用対象者が、正当な理由がなく、次条に違反した場合
 - ③ 一部の離島、地域等、サービス実施者が出動できない場所または造成地、私有地、レース会場等でサービス実施者が立ち入ることができない場所である場合
 - ④ ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者が、次のア～ウのいずれかに該当すると判断した場合
ア. 地域、時季、気象、交通状況、道路状況(注)等により、ロードアシスタンスの提供・実施が困難であること。
イ. 一般的なレッカー車、けん引車において技術的にロードアシスタンスの実施が困難であること。
ウ. ロードアシスタンスの内容、趣旨等に対し、ロードアシスタンスの提供が不適切であること。

- ⑤ 航空機、船舶による輸送期間中の場合
 - ⑥ ロードアシスタンス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、その第三者の承諾が得られないとき
 - ⑦ ロードアシスタンスの提供を希望する対象車両の状況により、作業時およびレッカーけん引時に、車体へ損傷を与えるおそれがある場合において、作業に関する同意を利用対象者から得ることができない場合
- (注) 凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等、自動車の運行が極めて困難な状況をいいます。

第8条(利用対象者の義務)

利用対象者は、ロードアシスタンスを利用する場合は、次の①～⑥の義務を負うものとします。

- ① 事前に専用デスクに利用申込みの連絡を行うこと。
- ② ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行うこと。
- ③ 道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行わないこと。
- ④ 人身事故等、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、ロードアシスタンスの実施について警察の許可を得ること。
- ⑤ ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者の判断により、共済証書、運転免許証、自動車検査証、その他本人確認資料等の提示を求められたときは、それらを提示すること。
- ⑥ ロードアシスタンス提供時において被共済自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合は、その旨を事前にサービス実施者に通知すること。なお、その事前通知を行わなかった場合で、ロードアシスタンス提供後にその積載物に損害が生じた場合、またはその積載物に起因する事故が生じた場合であっても、当会、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

第9条(利用対象者の費用立替・費用負担)

- (1) 宿泊移動サポートを利用する場合は、利用対象者はそのロードアシスタンスにかかる費用を現場で立替え、後日当会に対して、費用の立替えの事実を立証できるものの提示をもって、費用精算の請求を行うものとします。
- (2) 第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)の「利用対象者の負担となる費用」に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。
- (3) 利用対象者都合により次の①・②のいずれかの費用が発生した場合は、その費用は利用対象者が自ら負担するものとします。
 - ① サービス実施者が現場で待機した場合の現場待機費用
 - ② ロードアシスタンスの利用をキャンセルする場合のキャンセル費用
- (4) (2)・(3)の費用をロードアシスタンス運営者が立替えている場合は、利用対象者がその費用をロードアシスタンス運営者に支払うものとします。

第10条(ロードアシスタンス提供時の責任)

- (1) ロードアシスタンスは、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したロードアシスタンスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会およびロードアシスタンス運営者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) ロードアシスタンス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用対象者と受入れ工場等との間の契約であり、また、代車の使用または管理等については、利用対象者とレンタカー業者等との間の契約であるため、それらの契約に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) ロードアシスタンス提供時において、被共済自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合は、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、その判断によりロードアシスタンスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。
- (4) ロードアシスタンスの提供を行わない場合、またはロードアシスタンスの提供が遅延した場合であっても、当会、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。ただし、第12条(特約による共済金の支払い)の規定による場合を除きます。

第11条(利用対象者がJAF会員である場合の特則)

- (1) 利用対象者がJAF会員である場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① 利用対象者が「レッカーけん引」、「応急処置」、「燃料切れ時の給油サービス」または「スタック等引き出しサービス」の提供を受ける場合は、ロードアシスタンス運営者は原則としてJAFに取次ぎを行います。
 - ② 利用対象者が「応急処置」の提供を受ける場合において、修理・作業を受けるときに消耗品や部品代にかかった費用については、共済期間中1回に限り、7,000円を限度に当会がその費用負担を行います。
 - ③ 「燃料切れ時の給油サービス」の提供は、共済期間中2回を限度とします。
- (2) (1)の②・③の規定は、利用対象者が直接JAFを手配した場合は適用しません。ただし、JAFによるロードアシスタンスの作業開始前に利用対象者が専用デスクにロードアシスタンスの利用申込みの連絡を行い、当会またはロードアシスタンス運営者の利用承認を受けた場合は、(1)の②・③の規定を適用します。

第12条(特約による共済金の支払い)

当会は、ロードアシスタンスが提供対象外となる場合であっても、「ロードアシスタンス特約」または「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」の補償対象となるときに限り、特約の共済金を支払います。

第13条(ロードアシスタンスの提供期間、中止または変更)

- (1) ロードアシスタンスは、共済期間内に第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)①～⑤に定める「提供条件」に該当する事象が発生した場合に提供します。
- (2) 共済期間の途中で共済契約が失効もしくは解除となった場合または補償内容の変更を行ったことによりロードアシスタンスの対象外となった場合で、発生の日以降に第6条(ロードアシスタンス提供条件と内容)①～⑤に定める「提供条件」に該当する事象が発生したときは、ロードアシスタンスの対象となりません。この場合において、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者が既にロードアシスタンスを手配または提供していたときは、その費用を利用対象者に請求することができます。
- (3) 共済期間の途中で補償内容の変更を行ったことによりロードアシスタンスの対象となった場合は、その変更日よりロードアシスタンスの対象となります。

第14条(個人情報の取扱い)

- (1) 利用対象者は、共済証書の記載事項およびロードアシスタンスの提供に必要とされる情報が、ロードアシスタンス運営者に登録されることに同意するものとします。
- (2) ロードアシスタンス運営者が取得した個人情報は、当会の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。
- (3) ロードアシスタンス運営者は、共済証書の記載事項およびロードアシスタンスに必要とされる情報を、サービス実施者との間で共同利用できるものとします。

第15条(代位)

- (1) 当会は、ロードアシスタンスの費用を第三者に損害賠償請求として請求することができる場合は、提供したロードアシスタンスに対する費用を上限とし、かつ、利用対

象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。

- (2) 当会は、被共済自動車の故障によりロードアシスタンスを提供した場合であって、その原因が自動車メーカーの無償修理等の対象であったときは、ロードアシスタンスの提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第16条(訴訟の提起および準拠法)

- (1) 本規定に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (2) 本規定に定めない事項については、日本国の法令によります。

自動車共済のご相談または苦情の受付

①まずはご加入の取扱組合までお申し出ください。

青森県火災共済協同組合	017-777-8111
山形県火災共済協同組合	023-647-2380
福島県火災共済協同組合	024-526-1027
埼玉県火災共済協同組合	048-641-3393
東京都火災共済協同組合	03-3542-0271
滋賀県共済協同組合	077-511-1380
山口県火災共済協同組合	083-925-6370
福岡県火災共済協同組合	092-622-8071
佐賀県火災共済協同組合	0952-24-6984
長崎県火災共済協同組合	095-822-9695
熊本県火災共済協同組合	096-325-3411
大分県火災共済協同組合	097-537-7122
宮崎県火災共済協同組合	0985-24-1424
鹿児島県火災共済協同組合	099-225-4218

②当会の自動車共済相談受付センターでもご相談または苦情を受け付けております。

自動車共済相談受付センター 0120-651720

受付時間：午前9時～12時 午後1時～5時

（土日・祝日および12月29日～1月4日を除く）

苦情などのお申し出については、取扱組合と当会で連携し対応いたしますが、納得のいくような解決ができなかった場合は、次の中立的な第三者機関をご利用いただくことができます。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。ただし、自動車事故の賠償に関わる苦情等については、受け付けておりません。

☎03-5368-5757 受付時間：午前9時～午後5時
（土日・祝日、年末年始を除く）

■公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っております。

※連絡先（所在地・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

■公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っております。

※連絡先（所在地・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

